

(案)

**徳島市総合計画 2021
ー水都とくしま「新創造」プランー**

(第 2 回市民会議 検討資料)

目 次

【基本構想】

1	策定の趣旨	2
2	総合計画の名称、役割	2
3	計画の構成と期間	3
4	現状と見通し	4
5	社会情勢の変化と課題	8
6	まちづくりに関する市民意識等	10
7	将来像	11
8	まちづくりの基本目標	12
9	政策	14
10	行政運営方針	19
11	総合計画の推進	19

【実施計画】

1	施策体系及びSDGsとの関係	22
	基本目標1	26
	基本目標2	42
	基本目標3	60
	基本目標4	86
2	分野横断的重点テーマ	106

【参考資料】

1	用語解説	110
---	------	-----

基本構想

1 策定の趣旨

本市では、平成 29 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる「徳島市まちづくり総合ビジョン（以下「総合ビジョン」という。）」を平成 28 年度に策定し、市政運営を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

しかし、近年、人口減少問題の深刻化、激甚化する自然災害のリスクに加えて新型コロナウイルス感染症などの新たなリスクの発生、これらに伴う財政状況の更なる悪化など、本市を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、深刻化・多様化する政策課題への対応が喫緊の課題となっています。

こうした中、経済や社会に大きな変化をもたらす A I や 5 G など技術革新の急速な進展、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す「SDG s」の推進など新たな時代の潮流を捉えて、今後は市政を推進していくことが求められています。

このような社会情勢の変化に、スピード感を持って、柔軟かつ的確に対応できる徳島市とするために、現状をしっかりと把握し、新しい将来像や目標・方向性を定め、総合ビジョンに代わる市政運営の指針として、新たな「徳島市総合計画」を策定します。

2 総合計画の名称、役割

新たな「徳島市総合計画」の名称は、「徳島市総合計画 2 0 2 1 ー水都とくしま「新創造」プランー（以下「総合計画」という。）」とします。

総合計画は、本市の目指すべき将来像やその実現に向けた基本目標等を明らかにし、市政を長期的な視点で総合的かつ計画的に推進していくために策定する本市の最上位計画と位置付けられる計画です。

なお、総合計画の推進に当たっては、地方創生の指針である「徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や国土強靱化の指針である「徳島市国土強靱化地域計画」などと十分に整合・調和を図るものとします。

3 計画の構成と期間

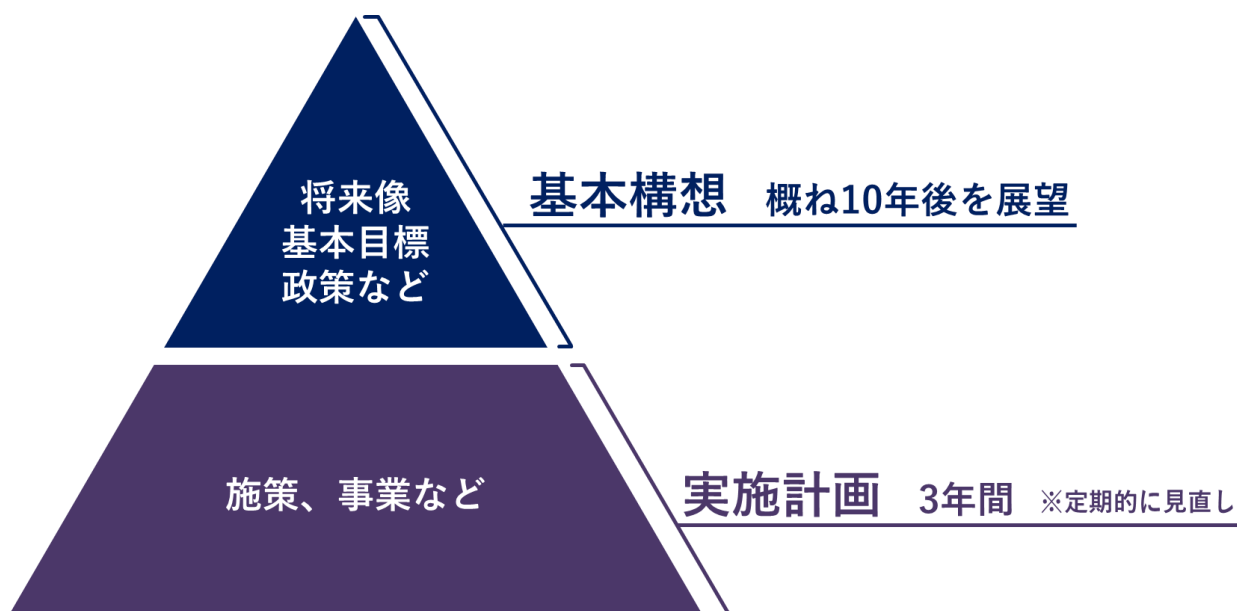
総合計画は、次のとおり「基本構想」と「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

- ・ 基本構想は、令和3年度からおおむね10年後を展望したものとします。
- ・ 基本構想は、長期的な市政運営の指針として、本市が今後目指す将来像やその実現に向けた基本的な方向性などを示すものです。

(2) 実施計画

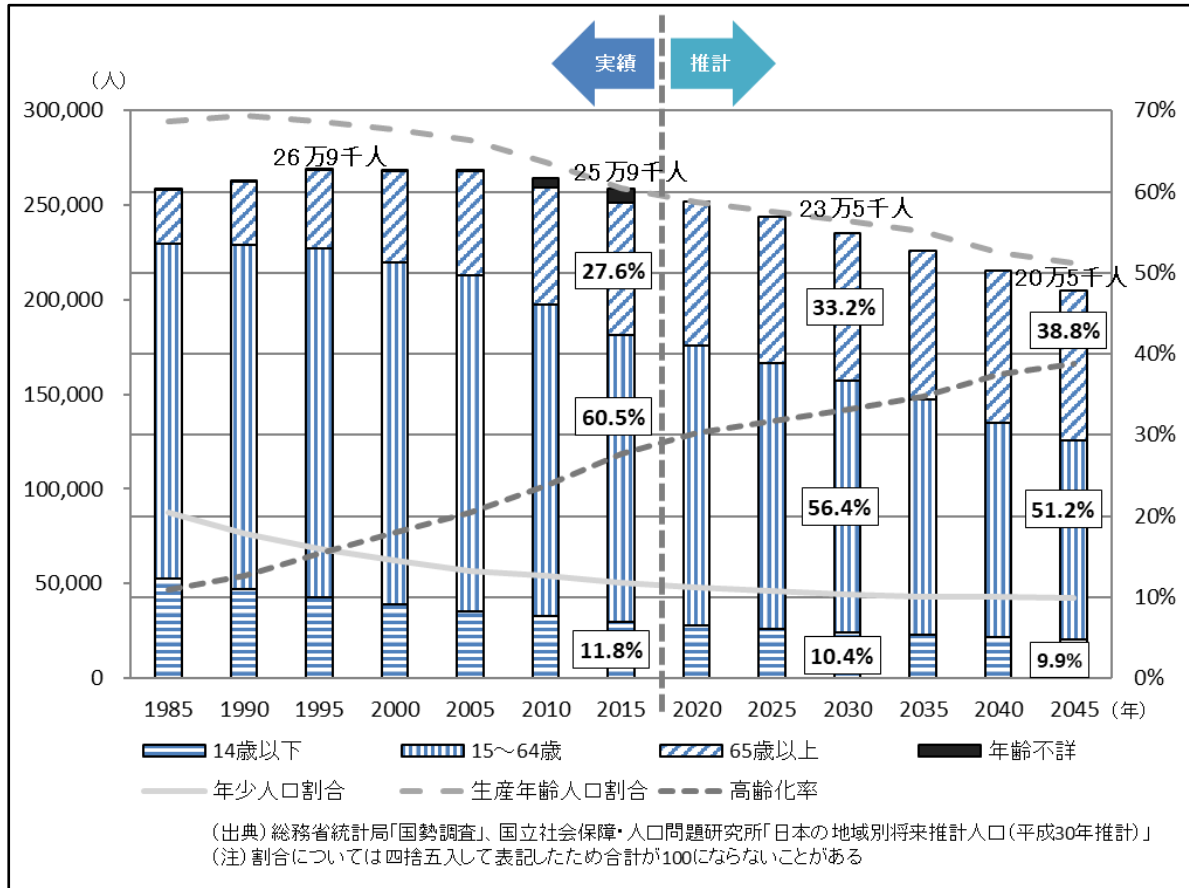
- ・ 実施計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、計画期間終了の都度、定期的に見直しを行います。
- ・ 実施計画は、毎年度の事業推進の指針として、基本構想の実現のために必要となる具体的な施策や事業などを定め、総合的・体系的に取りまとめるものです。



4 現状と見通し

(1) 人口の見通し

① 人口推移と人口推計



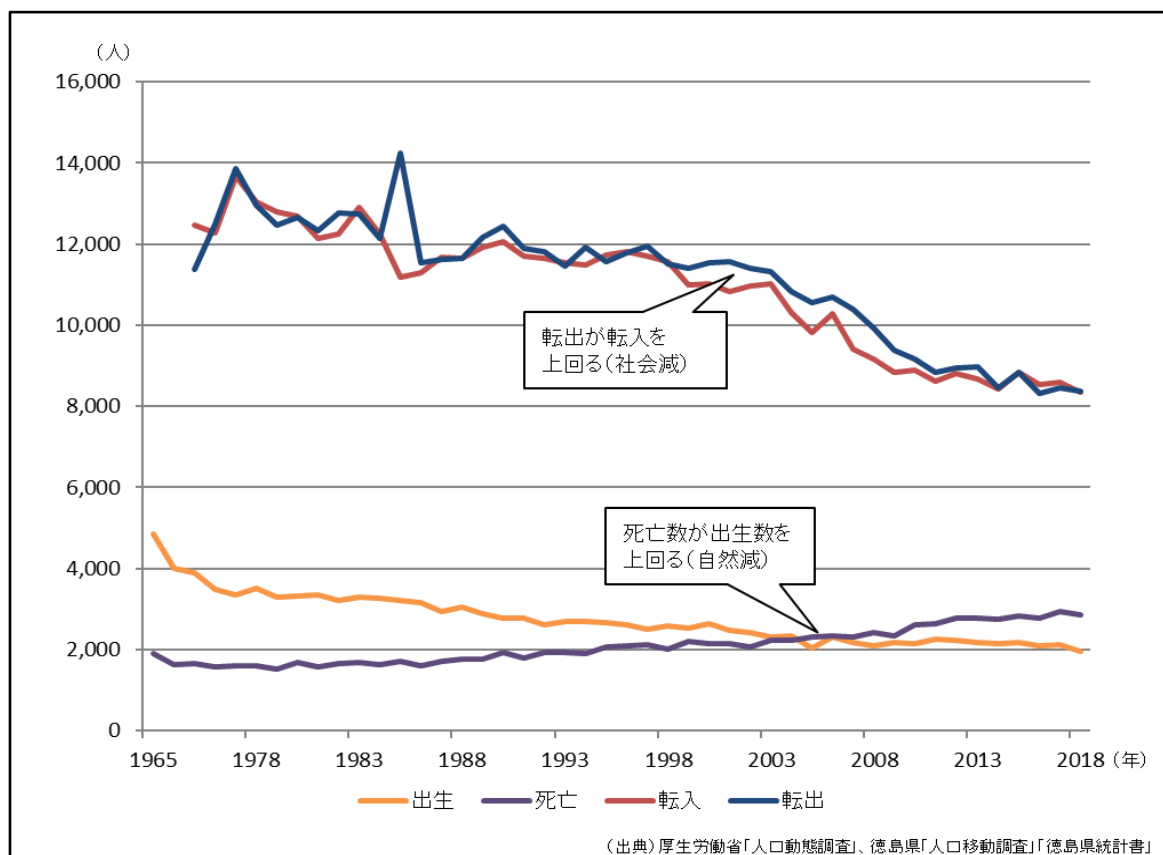
本市の人口（国勢調査）は、1995年（平成7年）の約26万9千人をピークに減少傾向にあり、2015年（平成27年）には、約25万9千人まで減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も減少傾向が続き、2045年（令和27年）には、約20万5千人にまで減少すると推計されています。

また、生産年齢人口（15～64歳）は、1995年（平成7年）の約18万4千人をピークに減少を続け、2015年（平成27年）には約15万2千人となっており、2045年（令和27年）には約10万5千人になると推計されています。

年少人口（0～14歳）も生産年齢人口と同様、今後も減少傾向が続き、2015年（平成27年）には約3万人となっており、2045年（令和27年）には約2万人にまで減少すると推計されています。

② 人口動態の推移



【自然動態】

出生数は、1965年(昭和40年)には約4千8百人でしたが、その後、減少を続け、2001年(平成13年)以降は、2千人台の前半で推移していたものの、2018年(平成30年)には2千人を下回り、1,955人となっています。

一方で、死亡数は増加傾向にあり、2005年(平成17年)には出生数を上回り、2018年(平成30年)には2,868人となっています。

2005年(平成17年)以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」が続いており、今後、その傾向はさらに拡大する見込みです。

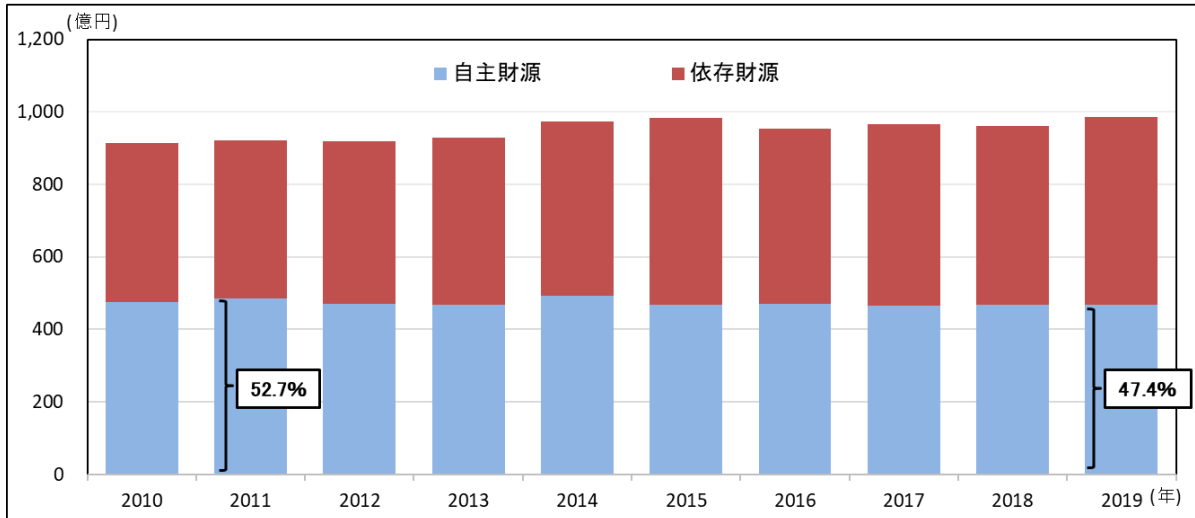
【社会動態】

転入者数、転出者数はともに、総数は減少傾向にあります。

こうした中、1999年(平成11年)以降、転出者数が転入者数を上回る「社会減」の状態が続いていましたが、2015年(平成27年)以降は、転入者数が転出者数を上回る「社会増」に転じた年もあります。

(2) 財政状況

① 歳入の推移



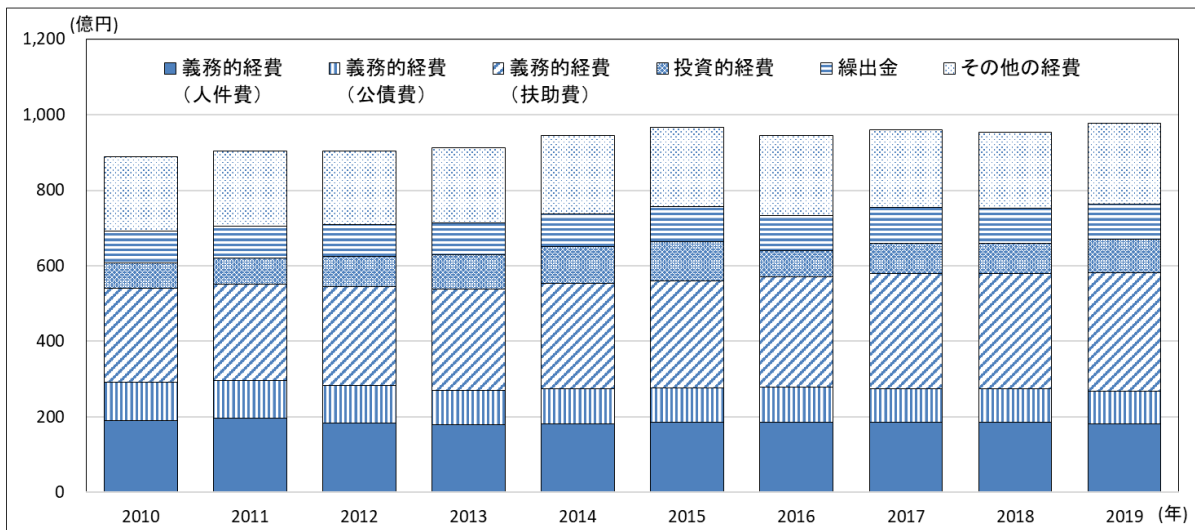
2010年（平成22年）からの推移を見ると、市税に代表される「自主財源」の歳入総額に占める割合は、2011年度（平成23年度）の52.7%をピークに減少傾向にあり、2019年度（令和元年度）決算では47.4%まで縮小しています。

相対的に、地方交付税や国庫・県支出金に代表される「依存財源」の割合が高くなっており、年々、行政の自主性や安定性の確保が難しくなっています。

※「自主財源」…地方公共団体が自主的に収入できる財源（市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等）

「依存財源」…市の都合で増減できない財源（地方譲与税、地方交付税、国庫・県支出金、市債等）

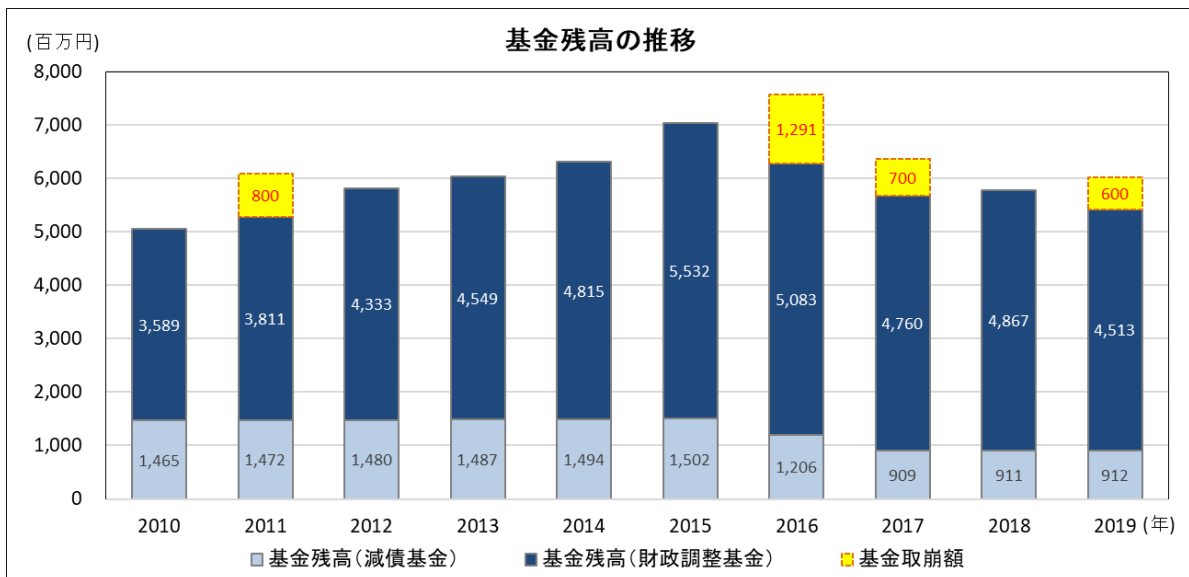
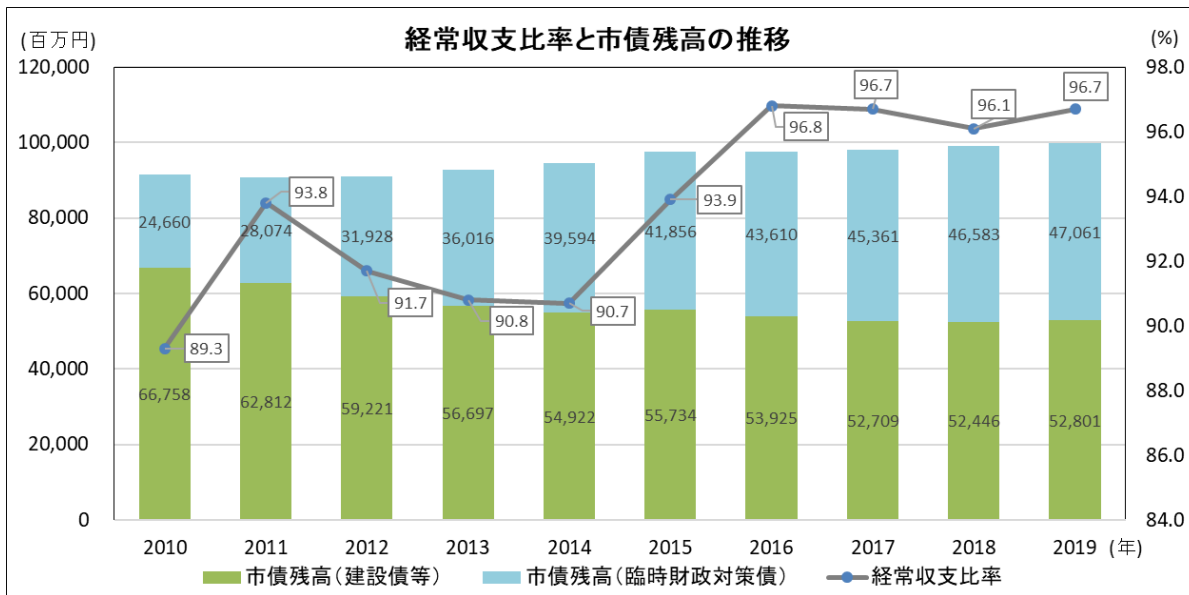
② 歳出の推移



2010年（平成22年）からの推移を見ると、行政運営上、毎年、固定的に必要な人件費、公債費、扶助費で構成される「義務的経費」は、公債費が継続的に若干の減少傾向にある一方、社会保障費の増大に伴い、扶助費が毎年増加しており、義務的経費全体では、2010年度（平成22年度）の540億円から、2019年度（令和元年度）は582億円と、10年間で42億円増加しています。

また、国民健康保険、介護保険などの特別会計への繰出金についても毎年増加しており、2010年度（平成22年度）の83億円から、2019年度（令和元年度）は95億円と、10年間で12億円増加しています。

③ 主な財政指標



財政構造の弾力性を表す指標である「経常収支比率」は、2010年度(平成22年度)の89.3%から、2019年度(令和元年度)は96.7%と、10年間で7.4ポイント悪化しており、財政構造の硬直化が進み、政策的な判断により投入できる財源が圧迫されています。

市の借金である「市債残高」においては、近年、社会保障費である扶助費の増加等に伴い、道路や公共施設などの社会資本を整備する投資的経費を圧縮してきたことにより、建設債等の残高は、2010年度(平成22年度)の668億円から、2019年度(令和元年度)は528億円と、10年間で140億円減少しています。

一方、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債は年々増加しており、市債残高全体では、2010年度(平成22年度)の914億円から、2019年度(令和元年度)は999億円と、10年間で85億円増加しています。

市の貯金である「基金残高」は、近年の決算で収支調整のための取崩しが続き、2015年度(平成27年度)の70億円から、2019年度(令和元年度)では54億円まで減少しています。

5 社会情勢の変化と課題

(1) 人口減少・少子高齢化の進行

平成 27 年の国勢調査において初めて日本の総人口が減少し、本格的な人口減少社会の到来に対して、東京一極集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する地方創生の取組が全国で進められています。

本市においても、国勢調査による人口は、平成 7 年の約 26 万 9 千人をピークに減少傾向にある中、人口減少対策の方向性を示した「徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、総合的な対策を進めることとしています。

さらに、誰もが安心して快適に生活できるまちづくりのため、「徳島市立地適正化計画」に基づく都市機能の集約による都市のコンパクト化、「徳島市地域公共交通網形成計画」に基づく鉄道・バス等の持続可能な移動環境の整備等に向けた取組などの「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進するなど、切れ目なく地方創生に取り組むことで、活力ある徳島市を維持していくことが求められています。

(2) 激甚化・頻発化する自然災害や感染症等のリスクへの対応

東日本大震災や熊本地震をはじめとした大地震や大規模な水害・土砂災害が頻繁に発生し、全国各地に甚大な被害をもたらしています。本市においても、今後 30 年以内に、70～80%の確率で発生すると言われていた南海トラフ地震をはじめ、大規模自然災害への備えが喫緊の課題となっており、今後は、「徳島市国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害を迎え撃つ強靱な徳島市をつくりあげていくことが必要です。

さらに、令和 2 年には、新型コロナウイルスの感染拡大が、社会生活や経済活動に深刻な影響を与えている中、「新しい生活様式」が提唱されています。今後は、自然災害だけでなく市民生活を脅かす感染症や自然災害と感染症との複合災害など新たなリスクに対応していくことが求められています。

(3) 技術革新の急速な進展

5G、IoT、AI、ロボットなどの技術革新は、従来の生産・流通や生活に飛躍的な進歩をもたらします。国では、先端技術を活用して経済発展と社会的課題の解決を両立する社会（Society5.0）の実現に向けて、GIGAスクール構想やデジタル人材の育成等の施策に取り組んできたほか、コロナ禍等の社会変化に対応するため、デジタル庁の創設や行政分野のデジタル化を強力に推進する方針が示されています。

本市においても、情報化の指針となる「徳島市情報化基本計画」に基づき、情報格差の解消や情報セキュリティの確保に留意しつつ、先端技術を活用して、地域課題の解決や市民の利便性の向上などを推進していくことが求められています。

(4) 経済環境・労働形態等の変化

社会経済のグローバル化の進展による国際競争の激化や、訪日外国人の増加に伴うインバウンド消費の拡大など、世界的な動向が地域経済に及ぼす影響が大きくなっており、これまで以上に、国際化への対応の重要性が高まってきています。

また、今後、生産年齢人口が減少し続けることが見込まれる中、地方の人手不足が深刻化することが予想されており、場所にとらわれない働き方の推進やワーク・ライフ・バランスの向上などの「働き方改革の推進」や生産性の向上を図ることが必要です。

本市では、大都市への人口流出や域外への消費の流出などによる経済力の低下が課題となっており、中小企業への支援などを通じて、上記の課題の解決を図り、地域経済を支えていくことが求められています。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年（令和 12 年）までの国際目標が採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す「SDGs」が世界各国で推進されています。日本においても、国を挙げて「SDGs」を推進しており、官民による取組が全国で拡大しているところです。

こうした中、本県では、平成 29 年度に消費者庁が「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県庁に設置したことを契機として、本市を含めて、消費者行政の推進やエシカル消費の浸透などの動きが拡大しており、持続可能な社会の実現に向けて、「SDGs」の理念を踏まえ市政を一層推進していくことが求められています。

(6) 厳しさが増す財政状況

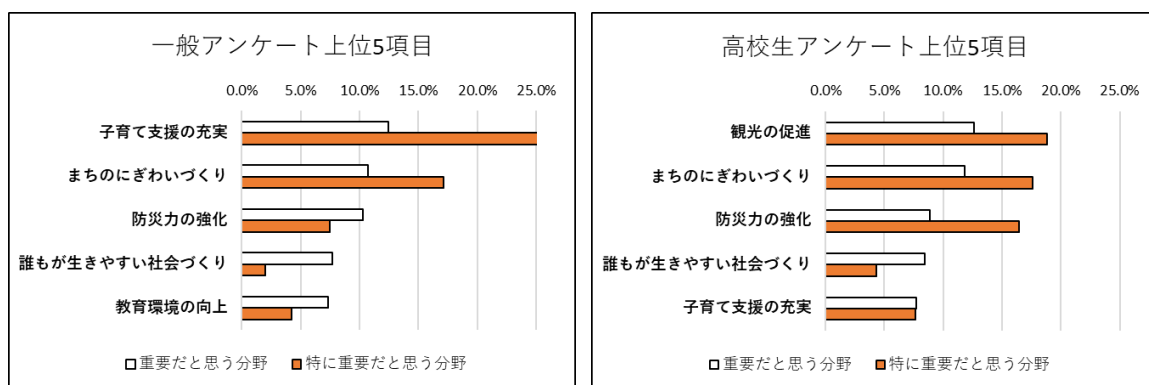
本市の財政状況は、少子化による人口減少や超高齢社会の到来により、主要財源である税収が伸びない状況の中、社会保障関連経費の大幅な増加に加え、近年多発している大規模災害への対応など喫緊の財政需要が膨らんでおり、基金の取崩しと地方債の借入れに依存したものとなっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症がもたらす世界規模での景気悪化の影響は計り知れず、今後の財政状況の見通しは、一段と厳しさを増している中、できる限り、次世代に負担を残さず、本市を持続可能なまちにするため、限られた財源の中で事業の「選択と集中」を一層進め、財政状況に即した市政運営を行うことが求められています。

6 まちづくりに関する市民意識等

【個人アンケート（一般：390件、若者（市立高等学校生）：806件）】

- ・重要施策については、子育て世代を中心に「子育て支援の充実」を重要とした人が最も多く、子育て施設の充実等の意見が多くみられた一方で、高校生で最も多かったのは「観光の促進」であり、観光客の低下を危ぶむ意見が多く寄せられました。全世代に共通して多くみられたのは、「まちのにぎわいづくり」及び「防災力の強化」で、前者は徳島駅前などの徳島市中心部の活力低下、後者は南海トラフ地震への対応についての意見が多くを占めています。



- ・徳島市の魅力については、阿波おどりに関する事柄が突出して多いほか、食や豊かな自然（水、緑）に関する意見が多くみられました。一方で、何もないといった意見も散見され、徳島市ならではの魅力について、より一層の創出とPRが必要です。
- ・徳島市が将来どんなまちになってほしいかという設問では、活気、活力、にぎわいといったキーワードが多くみられ、人口減少の進行やコロナ禍など厳しい社会状況においても、明るく前向きな姿を求める市民の声が多く寄せられました。

【団体アンケート（福祉・教育・産業など様々な分野における17団体）】

- ・各分野における共通した課題として、市民の意識・関心の低さ、少子高齢化やニーズの変化への対応等があり、価値観の多様化や人口構造の変化等への適応が、あらゆる分野で求められている状況です。
 - ・対応策としては、啓発・広報活動の継続・強化、活動の意味付け強化・再定義等が挙げられ、様々な形で対策が検討されています。
- ◆ 今後のまちづくりに当たっては、子育てや安心・安全等の分野における施策の充実とともに、徳島市ならではの伝統・文化や自然を継承しながら、同時に地域活性化を図っていくことや多様化・複雑化する社会への対応が求められています。
- ◆ 徳島市が「活力ある、明るく元気なまち」になることが望まれています。

わくわく実感！ 水都とくしま

本市は、四国最大の河川である吉野川をはじめ、大小あわせて 138 の河川が市内を流れ、江戸時代には豊かな水資源を背景に吉野川流域で藍産業が隆盛し全国的にも有数の商業都市となるなど、水とともに発展してきた「水都」です。

古くから関西圏との結びつきが強く、県都として都市機能が集積した、徳島県における政治・経済の拠点都市の役割を果たしてきました。

また、「阿波おどり」や「四国遍路」などの世界に誇れる固有の文化、肥沃な土壌や温暖な気候に育まれた豊富な農林水産物、豊かな自然環境と都市の利便性をバランスよく兼ね備えた暮らしやすい生活環境など、本市ならではの特性と魅力を有しています。

一方で、人口減少の進行に加え、激甚化・頻発化する自然災害、生活や経済に深刻な影響をもたらしているコロナ禍など、本市を取り巻く環境は、これまで経験したことがない厳しい状況にあります。市民が安心して暮らし続けられる環境を守ることはもとより、本市の良さを次世代へと継承し、さらに人を育み、新たな価値や文化、産業を創造するなど、徳島市を持続的に発展できるまちにしていかなければなりません。

そして、市民が本市に愛着や誇りを感じられ、将来に希望が持てるまちの姿を描いていくことが必要です。

そこで、本市が 10 年後に目指すべきまちの姿（将来像）を次のとおり掲げます。

『わくわく実感！ 水都とくしま』

「本市ならではの魅力があふれ、誰もが『このまちが好き』と感じられるわくわくするまち」を目指します。

8 まちづくりの基本目標

本市の将来像「わくわく実感！ 水都とくしま」の実現に向けて、次のとおり、4つの基本目標を掲げます。

基本目標① 誰一人取り残さない！ 希望あふれるまち「とくしま」の創造 ＜未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って健やかに暮らせるまち＞

少子化が進行するとともに、核家族化や共働き世帯の増加等、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。安心して子どもを生み育てられる環境を整えるなど子ども・子育て支援を推進するとともに、将来を担う子どもたちの生きる力を育む教育の充実に努め、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組んでいきます。

平均寿命が大幅に延伸し長寿社会となったことにより、社会保障制度の持続可能性や健康寿命などが重要視されています。健康寿命の延伸に向けて、健康づくりを推進するとともに、社会保障や地域医療の充実に努め、誰もが生涯を通して、元気で健康的な生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

こうしたまちづくりを推進することで、『未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って健やかに暮らせるまち』を目指します。

基本目標② 多様性を認め合える！ 個性あふれるまち「とくしま」の創造 ＜一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち＞

人口減少の進行により地域社会における支え合いの基盤の弱体化や担い手不足などが起きています。福祉の充実に努めるとともに、人権尊重・男女共同参画等を推進し、性別や年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが安心して暮らせるダイバーシティあふれる共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

人生100年時代を迎えライフスタイルの多様化が進む中、一人ひとりが生きがいを持ち社会の中で活躍し続けられることが望まれています。生涯にわたり学べ、文化・スポーツに親しめる環境を整えるとともに、市民活動の活性化や協働を推進し、豊かで充実した生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

こうしたまちづくりを推進することで、『一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち』を目指します。

基本目標③ 強靱で未来へと続く！ 安心あふれるまち「とくしま」の創造
＜災害に強く環境と共生する持続可能で、誰もが安全・安心に暮らせるまち＞

南海トラフ地震への懸念の高まり、大規模な自然災害の多発化・激甚化などを背景に、安全・安心に対する市民意識は非常に高くなっています。防災・減災対策や強靱で持続可能なインフラ整備をはじめとした取組を推進し、市民の生命や安全・安心な暮らしを守ることができるよう取り組んでいきます。

気候の変化や生態系への影響が懸念される温暖化をはじめとして、地球規模で環境問題が深刻化する中、人と環境にやさしいまちづくりが一層重要になっています。脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた施策を推進するとともに、快適で安らぎのある都市空間や住環境の整備に努め、人と自然とが共生できる質の高い環境の創出に取り組んでいきます。

こうしたまちづくりを推進することで、『災害に強く環境と共生する持続可能で、誰もが安全・安心に暮らせるまち』を目指します。

基本目標④ 地域経済を牽引する！ 活力あふれるまち「とくしま」の創造
＜人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまち＞

人口減少の進行に伴う消費経済市場の縮小や環境変化などを背景に地域経済が衰退しており、地方において喫緊の課題となっています。地域産業の競争力強化などの産業振興に取り組むとともに、働き方改革などの働く環境づくりを推進し、地域経済の活性化に向けて取り組んでいきます。

大都市への人口流出や都市構造の変化、それに伴う中心市街地の衰退などにより地方における活力低下が深刻になっています。活気あふれる都市づくりや文化財の魅力をいかしたまちづくりを推進するとともに、観光地域づくりや移住・定住の促進を図り、にぎわいや人の流れの創出に取り組んでいきます。

こうしたまちづくりを推進することで、『人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまち』を目指します。

9 政策

本市の基本目標に位置付ける8つの政策を定めて、市政を推進していきます。

基本目標① 誰一人取り残さない！希望あふれるまち「とくしま」の創造

＜未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って健やかに暮らせるまち＞

政策1 子どもたちが健やかに育ち、生きる力を育むまちづくり

本市の将来を担う子どもたちの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、早期に待機児童を解消するとともに、将来にわたり持続可能な教育・保育サービス供給体制の確保を図ります。また、経済的・精神的な様々な支援を講じ、誰一人取り残さない「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。さらに、青少年の安全確保と健全育成のため、家庭・学校・地域社会・行政の連携による体制や環境づくりを推進し、青少年の非行やいじめが未然防止され、また、不登校児童生徒一人ひとりの教育機会が確保されることを目指します。そして、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を果たし、自主性・協働性の豊かな地域社会を形成します。

学校教育においては、子どもたちの「生きる力」を育むことを目的として、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に向けて、教職員の指導力向上や教育体制の充実を図るとともに、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現するため、Society5.0時代に対応したICT環境を整備するほか、子どもたちが安全で快適な環境の中で学び生活できるよう学校施設・設備の適正な維持保全及び長寿命化対策に取り組むなど、学校に求められる機能・性能を向上させ教育環境の向上を図ります。

政策2 誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが自分や家族の健康を大切にし、ライフステージに応じた健康づくりに取り組める支援を実施することにより、子どもたちが健やかに成長するとともに、誰もが生涯を通じていきいきと健康的な生活を送ることができるよう健康寿命の延伸を図ります。

社会保障分野においては、医療保険制度の健全で安定的な運営を維持し、生活習慣病の予防につながる特定健康診査や保健指導の充実を図ります。また、生活保護法に基づく扶助を適切に実施するとともに、生活保護受給者の自立に向けた健康管理や就労の支援及び生活保護に至る前段階にある生活困窮者からの相談に対する支援体制の強化に取り組みます。

市民が適切に初期救急医療を受けることができるよう、地域医療機関等と連携し、夜間・休日等における初期救急医療体制の確保を図ります。また、市民病院においては、地域の医療ニーズに応える医療提供体制の確保を図るとともに、政策医療や高度・先進医療の提供など公立病院に求められる役割を果たしていきます。

基本目標② 多様性を認め合える！個性あふれるまち「とくしま」の創造

＜一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち＞

政策3 誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくり

市民一人ひとりの福祉活動への関心を高め、自発的な参加を推進することで、地域の生活課題の解決に住民主体で取り組み、全ての人と共に支え合い、安心して暮らすことができるまちを目指します。そのためには、誰もが住み慣れた地域や家庭でいきいきと自立した生活を送れる社会を形成することが必要です。医療・介護・住まい・介護予防・生活支援などが包括的に確保される体制を充実させるとともに、高齢者が介護を必要となっても安心して暮らせるよう、介護保険サービスの充実を図ります。また、障害者が地域社会の中でいきいきと活躍できる社会を構築するため、障害者の就労や社会参加の機会の増大及び経済的安定に向けた支援を充実するとともに、障害福祉サービスの充実や権利擁護の推進を図ります。

市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会を目指して、人権問題に対する意識向上を目的とした各種啓発・研修活動を関係団体と連携しながら実施するとともに、市立幼・小・中・高等学校教員に対する研修の実施や人権教育に係る研修への講師派遣により人権問題の解決に向けて人権教育を推進します。また、国際化の進展に伴い増加すると見込まれる外国人住民、来訪者と円滑にコミュニケーションをとり、共に暮らすことのできる環境を整備します。さらに、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発や仕事と生活の調和の推進のための環境づくりに取り組むとともに、あらゆる分野の方針（意思）の決定や実施の場への女性の参画を図り、誰もが人として心豊かに生きることができるまちを目指します。

政策4 市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくり

市民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るために、ライフスタイルや価値観の多様化に加えて、人生100年時代の到来による学び続ける重要性の高まりなどを背景に、文化・スポーツや生涯学習が一層重要になっています。市民の主体的な文化芸術活動の活性化、担い手の育成や交流促進、文化芸術に親しめる環境づくりに取り組むことで、文化的な魅力にあふれるまちの実現を図るとともに、スポーツ施設や指導・育成体制を充実し、市民一人ひとりが、それぞれに応じたスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会と環境を提供することで、市民がスポーツ等に親しみ、健康で心豊かな暮らしを実現できるよう取り組みます。また、市民が生涯にわたり主体的に学習することにより心豊かに過ごせるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自由に学ぶことができる学習環境の整備・充実に取り組みます。

市民が主役のまちを目指して、住民、NPO、企業など多様な主体が積極的にまちづくりに参加できるよう活動を支援し、官民協働を推進するとともに、地域コミュニティを核とした地域自治を推進します。

基本目標③ 強靱で未来へと続く！ 安心あふれるまち「とくしま」の創造

＜災害に強く環境と共生する持続可能で、誰もが安全・安心に暮らせるまち＞

政策5 市民の生命や安全な暮らしをまもるまちづくり

市民の生命を守ることを最優先に、可能な限り被害を軽減するため、市民の防災意識を高めるとともに、地域及び国・県等防災関係機関と連携し防災・減災対策の強化を図ります。また、持続可能な消防体制の確保及び質の高い消防・救急サービスの提供を行うとともに、消防力の強化、住宅等の防火対策及び消防団や自主防災組織の活動を推進し、官民一体となって火災や災害等の予防対策の強化を図ります。

市民の暮らしの基盤となる市道と国道・県道の連携を図り、道路の適切な維持管理を行うとともに、交通安全や自転車利活用の対策など、地域の実情に応じた道路整備を進めます。また、橋りょうの長寿命化や耐震化の対策など、道路の予防保全や事前防災を行います。

大型台風や線状降水帯がもたらす豪雨災害に備えるため、雨水対策を推進するとともに、施設の維持管理を適切に行います。また、「水防災意識社会」を再構築するため、国・県が実施する治水対策や減災対策との連携を図ります。

上水道については、安全・安心で高品質な水道水の安定供給と災害に強い水道施設の構築に努めるとともに、環境に配慮した事業運営や安定的な事業経営を行います。

多様化する消費生活に関するトラブルの相談に対応するとともに、消費者への情報提供や啓発活動を進め、消費者が安全に暮らせる環境を整えます。また、警察や関係団体と連携し、防犯対策や交通安全対策を進め、市民が安全に暮らせるまちを目指します。

政策6 豊かな自然環境と快適な生活環境が充実した住みやすいまちづくり

市民・事業者・市が連携し、地球にやさしい行動を実践するとともに、健康で安心して暮らせる生活環境の保全により、豊かな水と緑に恵まれた環境共生都市の実現を目指します。さらに、家庭や事業所からのごみの発生・排出抑制や再資源化、最終処分量の縮減に取り組むとともに、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備など廃棄物を適正に処理できる環境を整え、持続可能な循環型社会の実現を図ります。

本市の特色である豊かな水環境を保全し、衛生的な暮らしを守るため、公共下水道の整備や管理を行うとともに、合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水などの汚水を適切に処理します。また、衛生的な環境が維持されたまちを目指して、衛生害虫対策に取り組むことにより感染症の予防に努めるとともに、狂犬病予防を推進します。

「都市」「地域」「市民」のために緑やオープンスペースが持つ多彩な機能性を最大限引き出し、本市の特色を活かした都市景観を形成することにより都市空間の活性化に努めます。また、とくしま動物園においては、レクリエーションや憩いの場としてだけでなく、自然環境・生態系を学ぶ入り口としての役割を充実させ市民生活の質の向上を目指します。

快適な住環境を充実させるため、長年放置された危険な空き家の除却の支援に取り組みます。また、住宅セーフティネットとして、高齢者世帯やひとり親家庭等に対し良質な市営住宅を安定的に供給し、市民が安心・安全に暮らせるまちを目指します。

基本目標④ 地域経済を牽引する！ 活力あふれるまち「とくしま」の創造

＜人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまち＞

政策7 市民の豊かな暮らしと社会を支える経済基盤を確立するまちづくり

持続可能な経済基盤の確立に向けて、企業誘致や創業、既存工場の生産規模の拡大等を促進するとともに、市内企業の大多数を占め、地域の経済と雇用を支えてきた中小企業を、国、経済団体、大学や金融機関などの関係団体と一体となって支援し、本市経済を牽引する活力のある産業を育成します。

さらに、テレワークなど多様な働き方ができる職場環境の整備を推進することにより、ライフスタイルに応じた働き方の選択を可能にし、若者や子育て世代等が地元で働ける環境づくりを目指します。

農林水産業の持続的発展を目指して、農林水産物のブランド化や6次産業化を推進し産地振興を図るとともに農業用排水路や農道等の生産基盤を整備し、効率的かつ安定的な農業生産を推進します。また、ロボット技術等を活用したスマート農業による作業の省力化、高品質生産に向けた取組の推進、女性やシニア層の新しい担い手の育成・支援の強化を図ります。

卸・小売業、サービス業などの振興を図るため、消費者の生活様式や消費行動の変化を的確に捉えた支援事業を実施します。中央卸売市場及び食肉センターにおいては、施設整備や流通機能の強化に努め、安全・安心な生鮮食料品や食肉の流通機能の向上を目指します。

政策8 まちのにぎわいと人の流れを創出するまちづくり

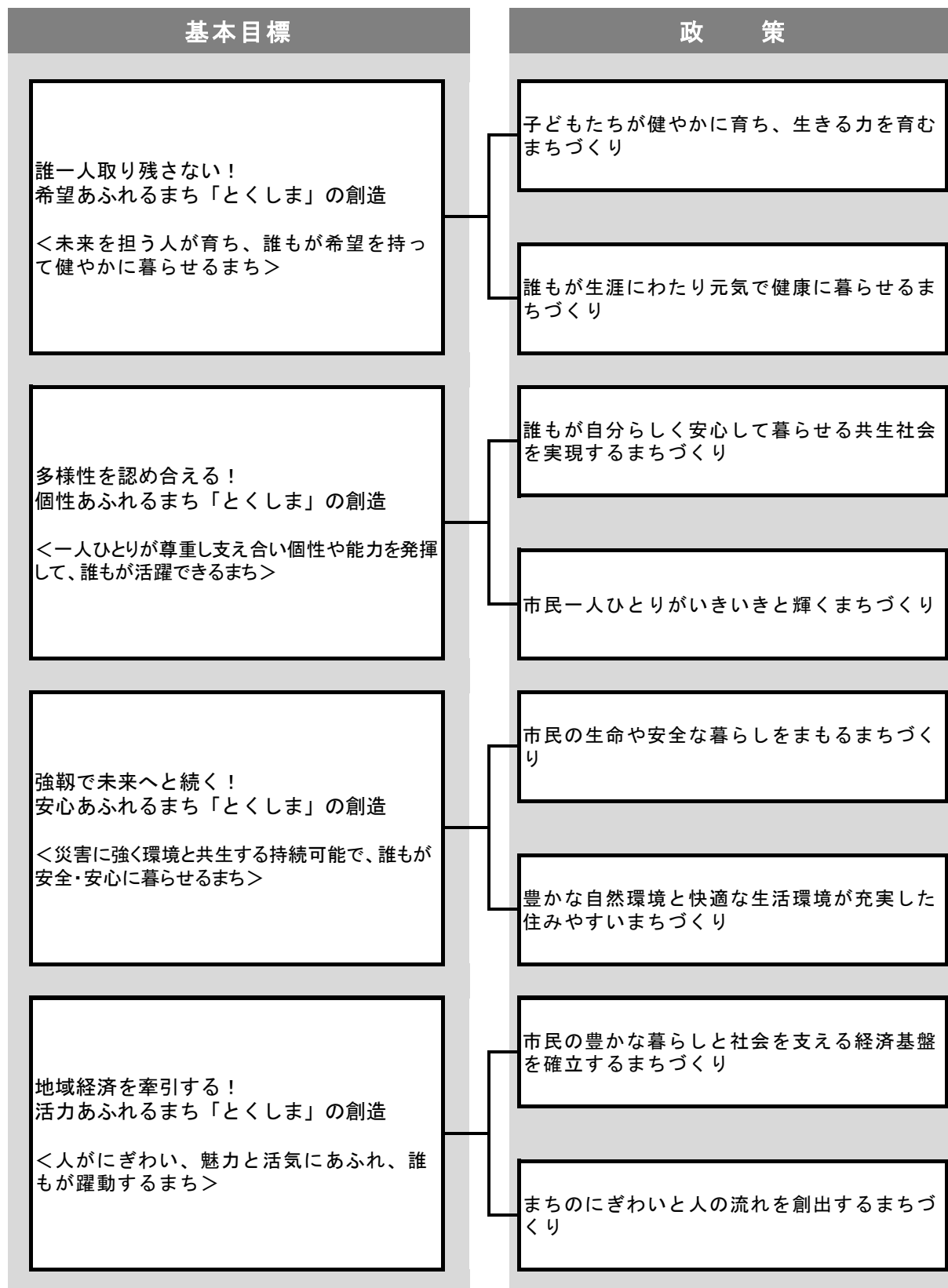
にぎわいのあるまちづくりを推進するため、阿波おどりなどの固有の文化資源や眉山をはじめとする豊かな自然などの魅力発信や観光客が親しめる受入環境の整備を行います。また、インバウンドの推進や、広域連携による官民一体となった観光振興に努めることにより、積極的な観光客の誘致を行います。国内外の多くの観光客が本市を訪れ、豊かな文化資源や自然環境などの魅力を体感していただき、何度でも訪れていただけるまちを目指します。

「徳島市立地適正化計画」に基づく居住区域や都市機能区域の集約、公共空間を活用した新たなにぎわいの創出などに取り組むとともに、地域の拠点をつなぐ利便性の高い交通ネットワークの形成を図ることにより、コンパクトで機能的なまちづくりを推進します。また、郷土の長い歴史の中で培われてきた様々な文化財の価値を、多くの市民と共有し次世代へ継承するために、適切に保護するとともに、市民が様々な機会において文化財に接することができる環境を整備するなど文化財を積極的に活用したまちづくりを推進します。

新たな人等の流れが生まれる求心力の高いまちを目指して、移住支援の充実や移住相談体制の強化などによる移住・定住の促進や、関係人口の創出に向けて人々と本市とのつながりの構築・強化を図るとともに、活力を生み出す特色ある取組を推進します。

【政策体系図】

将来像 **わくわく実感！ 水都とくしま**



10 行政運営方針 ～持続可能な質の高い市民サービスの実現を目指して～

基本構想で掲げる「将来像」を実現するためには、総合計画の着実な推進を下支えする効果的で効率的な行財政運営が不可欠です。

本市を取り巻く様々な課題や、社会環境の変化等に対応し、将来にわたる健全な行財政基盤のもと、「質」の高い持続的な成長を目指すため、行政運営方針となる「市民参加の推進」、「行政運営機能の強化」、「健全な行財政基盤の確立」に基づき、行財政改革を強力に推進します。

方針1 市民参加の推進

個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会、誰一人取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会などの実現に向け、「市民と行政」相互の情報共有を促進するとともに、政策決定から実施、改善まで、幅広い過程における市民参加を推進します。また、多様化・複雑化する地域課題に効果的に対応するため、多種多様な主体と連携し、官民協働を推進することによる市民が主役のまちを目指します。

方針2 行政運営機能の強化

人口減少や少子高齢化に伴う急速な社会環境の変化に柔軟かつ機動的に対応できる行政運営の実現に向けて、スピード感を持った行財政改革を推進できる職員力・組織力を強化するとともに、ICTの利活用促進による行政サービスのデジタル化や業務システムのパッケージ化による事務事業の効率化等、次世代型行政サービスを推進します。また、民間活力を積極的に活用するとともに、県市協調・近隣自治体との連携に取り組みます。

方針3 健全な行財政基盤の確立

「新たな日常」を通じた「質」の高い持続可能な社会の実現に向けて、市税等の自主財源の確保や受益者負担の適正化、市有財産の積極的活用など、更なる財源の確保に努めます。また、ワイズスペンディングの視点に立ち、これまで以上に事業の「選択と集中」を推進し、中身を大胆に重点化するとともに、最小の経費で最大の効果を生む仕組みとなるよう、戦略的かつ効率的な行政運営を行います。

11 総合計画の推進

総合計画の推進に当たっては、限られた資源（「ひと」「かね」「もの」）を最大限に活用し、効果を高めるため、「行財政改革推進プラン」を着実に推進し行財政改革に取り組むとともに、PDCAサイクルを適切に運用し進行管理を行うことにより、実効性の向上を図ります。

実施計画

1 施策体系及びSDGsとの関係

【施策体系図とSDGs対応表】

将来像	基本目標	政策	施策	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">わくわく実感！ 水都とくしま</p>	<p>誰一人取り残さない！ 希望あふれるまち「とくしま」の創造 ＜未来を担う人が育ち、誰もが希望を持って健やかに暮らせるまち＞</p>	子どもたちが健やかに育ち、生きる力を育むまちづくり	1	26p 子ども・子育て支援の充実
			2	29p 学校教育の充実
			3	32p 教育環境の向上
			4	34p 青少年の健全育成
		誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちづくり	5	36p 健康づくりの推進
			6	38p 社会保障の充実
			7	40p 地域医療の充実
	<p>多様性を認め合える！ 個性あふれるまち「とくしま」の創造 ＜一人ひとりが尊重し支え合い個性や能力を発揮して、誰もが活躍できるまち＞</p>	誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を実現するまちづくり	8	42p 地域福祉の充実
			9	44p 高齢者福祉の充実
			10	46p 障害者福祉の充実
			11	48p 人権尊重・多文化共生社会の実現
		市民一人ひとりがいきいきと輝くまちづくり	12	50p 男女共同参画社会の実現
			13	52p 文化・芸術活動の振興
			14	54p スポーツ・レクリエーション活動の振興
			15	56p 生涯学習の推進
			16	58p 地域自治・協働の推進
			<p>強靱で未来へと続く！ 安心あふれるまち「とくしま」の創造 ＜災害に強く環境と共生する持続可能で、誰もが安全・安心に暮らせるまち＞</p>	市民の生命や安全な暮らしをまもるまちづくり
	18	62p 消防・救急体制の充実		
	19	64p 生活安全の推進		
	20	66p 生活道路の整備		
	豊かな自然環境と快適な生活環境が充実した住みやすいまちづくり	21		70p 上水道の整備
		22		72p 雨水対策の推進
		23		74p 環境の保全と向上
		24		76p 循環型社会・廃棄物処理の推進
		25		78p 環境衛生の向上
		26		80p 汚水対策の推進
	<p>地域経済を牽引する！ 活力あふれるまち「とくしま」の創造 ＜人がにぎわい、魅力と活気にあふれ、誰もが躍動するまち＞</p>	市民の豊かな暮らしと社会を支える経済基盤を確立するまちづくり	27	82p 多機能な都市空間の創出
			28	84p 住環境の整備
			29	86p 農林水産業の振興
			30	90p 地域産業の振興
		まちのにぎわいと人の流れを創出するまちづくり	31	92p 商業・サービス業の振興
			32	94p 働く環境づくりの推進
			33	96p 人等が集う求心力の高いまちづくりの推進
			34	98p コンパクトで機能的なまちづくりの推進
			35	102p 観光・交流の促進
			36	104p 文化財の保存と活用

	1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長と雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 まちづくり	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段
			●	●						●							
	●	●	●	●	●	●	●			●	●		●			●	
			●	●				●		●						●	
			●	●						●	●						
	●		●														
			●														
			●														
			●														
			●														
			●								●						
				●	●					●						●	
				●	●												
			●	●													●
			●	●						●	●	●				●	●
				●													
			●														
						●											
	●				●				●		●						
		●													●	●	
		●						●	●			●					
								●	●					●			
											●						●
												●					
				●				●			●		●				

「SDGs」とは

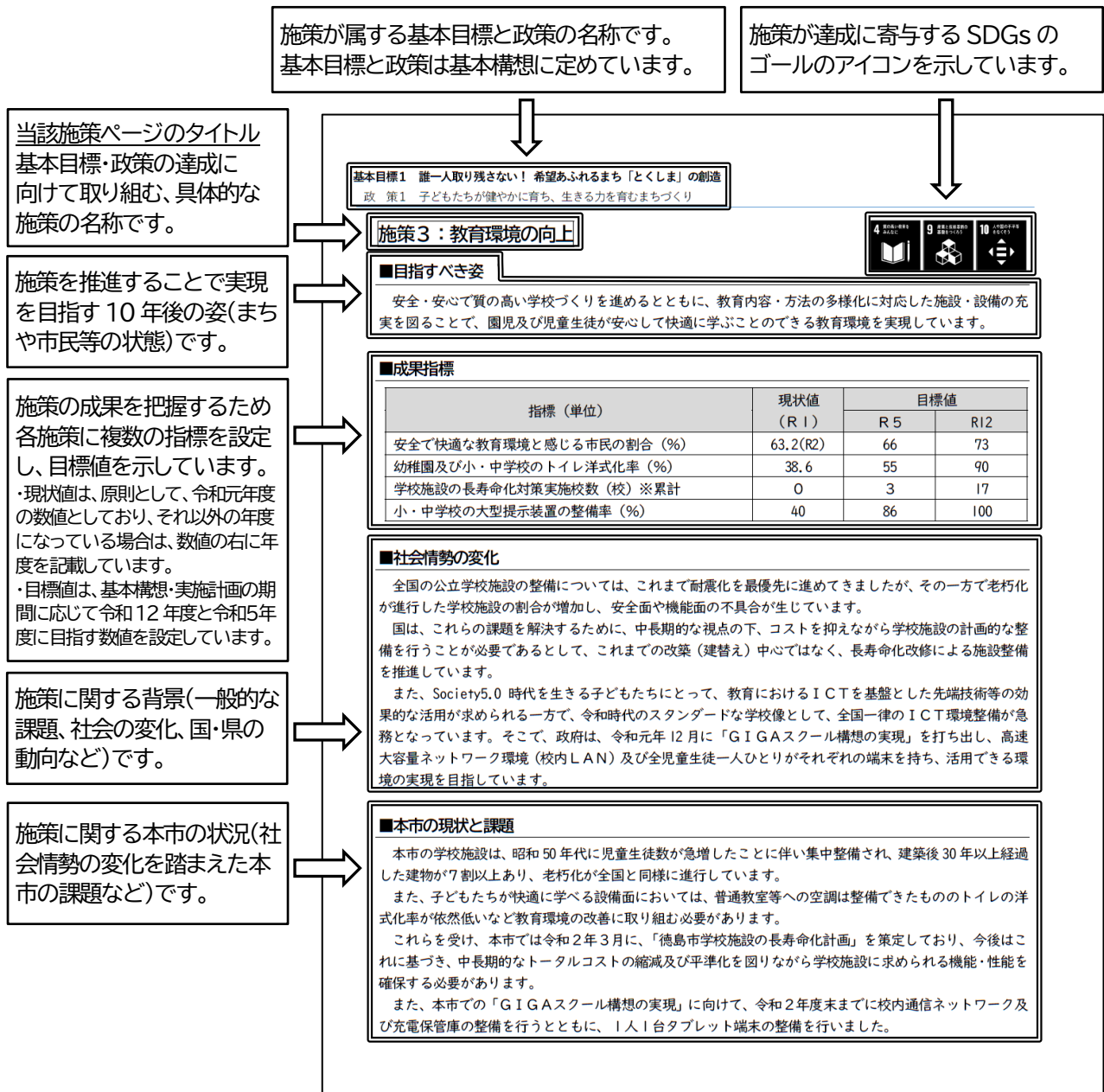
2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

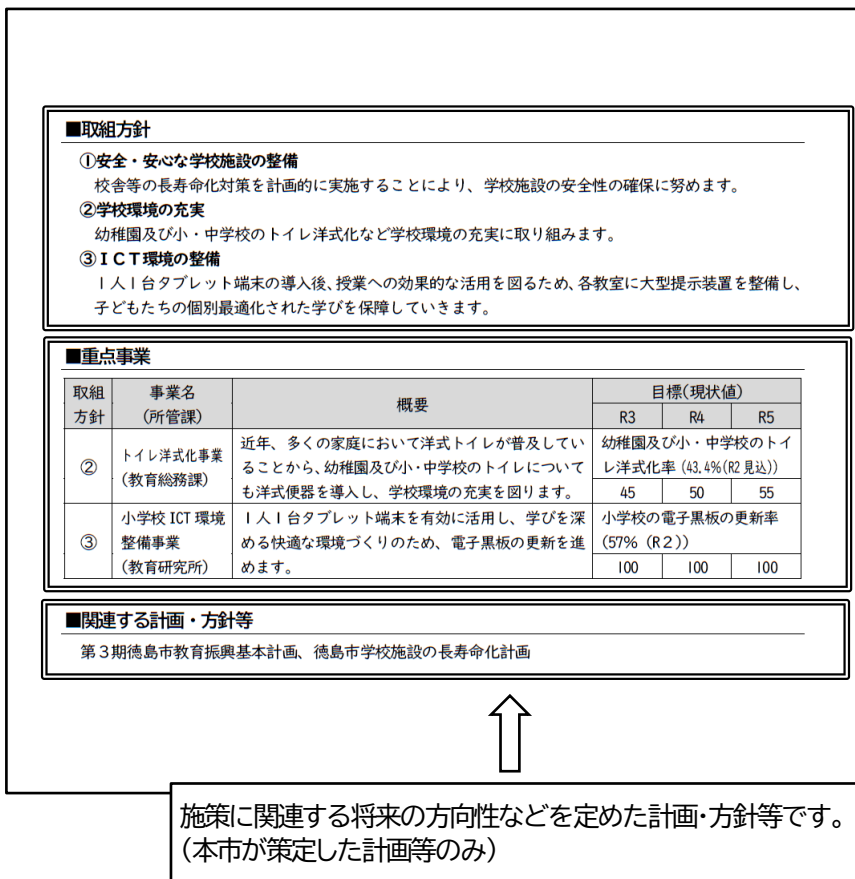
上の図表は、各施策がどのゴールの達成に寄与する施策であるかの対応関係を示しています。

施策の見方

将来像「わくわく実感！水都とくしま」の実現に向けた基本的な方向性である「基本目標」・「政策」の達成を図るため、具体的な方策として「施策」を展開します。

- ・「施策」の推進により目指す10年後の姿が「目指すべき姿」であり、その実現が当該施策の大目標となります。
- ・「目指すべき姿」の実現に向かって確認するために、施策の成果を測る「成果指標」を設定しています。そして、「成果指標」の達成に向けて推進すべき具体的な取組の方向性を「取組方針」、それに沿って実施する重点的な取組を「重点事業」として位置付けています。
- ・施策の各項目は関連し合っています。（「取組方針」に基づき「重点事業」を推進することにより、「成果指標」の向上を図り、「成果指標」の達成が「目指すべき姿」の実現に繋がります。）





「目指すべき姿」の実現に向けて、「社会情勢の変化」「本市の現状と課題」を踏まえ、施策において、今後取り組むべき方向性です。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「取組方針」に沿って、重点的に取り組むべき主要な事業を挙げています。

左から順に

- ・沿っている取組方針の番号、
- ・事業の名称と所管する課名、
- ・具体的な取組内容、
- ・事業目標の内容と実施計画期間中(令和3～5年度)の目標値、

を示しています。

施策1：子ども・子育て支援の充実



■目指すべき姿

待機児童が解消され、妊娠・出産期から学童期まで切れ目なく地域の子ども・子育て支援が行われるなど、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、安心して子どもを生ま育てることができ環境が整っています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R 1)	目標値	
		R 5	R 12
出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合（％）	59.7(R2)	63	70
出生数（人）	1,930	2,200	2,200
保育所等利用待機児童数(毎年4/1 基準)(人)	39	0	0
病児保育事業の確保量（人日）	10,029 (R2 見込)	10,029	10,029

■社会情勢の変化

「子ども・子育て支援新制度」に基づき、安心して子どもを生ま、育てられる環境づくりに国を挙げて取り組んでおり、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

待機児童数は着実に減少しているものの国が目標としていた令和2年度末までの待機児童の解消は困難な状況です。国においては、待機児童問題に終止符を打つとともに、令和元年12月に閣議決定された第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる女性の就業率82%の目標に対応していくためにも、更なる保育の受け皿整備など、様々な保育環境の向上に取り組むこととしています。

■本市の現状と課題

子ども・子育て支援新制度に基づき、就学前における教育・保育の充実などによる質の高い教育・保育の提供や待機児童の解消に取り組んでいるところですが、令和2年4月時点で37人の待機児童が発生している状況です。

今後は、令和2年9月議会で報告した「新たな市立教育・保育施設の再編計画」に基づき、民間活力を活用しながら本市が保有する保育資源の集約を図り、将来にわたり持続可能な教育・保育サービスの供給体制を構築するなど、公・民合わせた保育環境の向上に努めることとしています。

一方、出生率については、平成29年までは2,100人～2,200人の間を推移していましたが、近年は2,000人を切る状況が続いています。

また、人口を維持するためには2以上の合計特殊出生率が必要ですが、平成30年の県内の合計特殊出生率は1.52となっており、現在の状況が続けば、今後も少子化が進行することが想定されます。

■取組方針

①幼児期における教育・保育の充実

保護者の就労や家族の状況などに関わらず、安心して子どもを預けることができる多様な教育・保育施設や安心・安全に過ごせる子どもの居場所としての児童館等を充実し、全ての子どもが質の高い教育・保育が受けられる環境の整備を図ります。

②市立幼稚園・保育所の再編

今後の人口減少社会においても持続的かつ安定的に教育・保育サービスが提供できる仕組みを構築するため、市立幼稚園・保育所は、保育資源の集約と一層の効果的・効率的な運営を行えるよう民間活力の更なる活用により、15 中学校区におおむね1か所の認定こども園の配置を目指し、統廃合による集約を図ります。

③待機児童の解消

保育現場では保育士不足が深刻化しており、保育士の確保ができれば、更なる子どもの受入れが可能になることから、処遇改善や就労促進等、保育士確保に向けた取組を中心に、幼稚園の機能強化もあわせて待機児童解消を目指します。

また、利用希望者が、特定の保育所等のみを希望することで待機となることを減らすため、利用希望者の意向を丁寧に確認しながらの情報提供に努めます。

④切れ目のない支援と経済的・精神的支援の拡充

妊娠初期から子育て期にわたり、安心した毎日を過ごせるよう、保健師等の専門職が妊娠の届出等の機会に妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、全ての妊婦に支援プランを策定し、妊産婦や乳幼児に対して切れ目のない支援を提供します。

また、保護者の育児不安を解消するため、子どもの医療費助成等の経済的支援を充実するとともに、ひとり親家庭など各家庭に応じた継続的な相談・支援を行う環境整備を推進します。

⑤多様化する保育ニーズへの対応

就労形態の変化や社会参加する人の増加などから、延長保育や一時預かり、学童保育の実施など、多様化する保育ニーズに対応した在宅育児家庭相談室など、地域子育て支援拠点やサポート体制の充実などを図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①~⑤	子ども・子育て支援事業計画の推進 (子ども企画課)	子ども・子育て支援事業計画に定められた内容の実現に向けた取組を推進するとともに、毎年度、子ども・子育て会議を開催し計画の進捗管理を行います。	出産や子育てがしやすいと感じる市民の割合 (59.7% (R2))		
			61	62	63
②	私立認定こども園整備費補助 (子ども企画課)	新たな市立教育・保育施設の再編計画に基づいて、市立施設の民間移管により、新設される私立認定こども園の整備に係る費用を補助します。	整備費補助を行う施設数 ※累計 (0件 (R2))		
			0	2	3
④	子ども医療費助成 (子育て支援課)	疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校修了までの子どもの医療費の一部を助成します。	受給者証発行数 (3.26万人 (R1))		
			3.27	3.28	3.29
④	とくしま在宅育児応援クーポン事業 (子育て支援課)	子育て家庭の心理的負担の軽減を図るため、在宅で0~2歳の育児を行う家庭に対して、子育て支援サービスを気軽に利用できるよう、クーポン券を交付します。	クーポンの利用率 (39.6% (R1))		
			60.0	65.0	67.5

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
④	子育て世代包括支援センター事業 (保健センター)	妊娠初期から切れ目のない支援を行うため、妊娠届出時に保健師が全数面談を行い、個別支援プランを作成し、母子保健事業により育児支援を実施します。	妊娠届出時面談率 (100% (R2 見込))		
			100	100	100
④	産後ケア事業 (保健センター)	支援を希望する生後1歳未満児がいる家庭に助産師が訪問し、乳房ケアを含む母体ケア育児に関する保健指導及び育児相談を実施します。	本事業の利用者数 (244人 (R1))		
			246	248	250
⑤	学童保育事業 (子育て支援課)	保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後に安全・安心な生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的とし、学童保育施設の計画的な整備を推進します。	学童保育クラブ数 (47クラブ (R2))		
			49	50	51
⑤	地域子育て支援拠点事業 (子ども企画課等)	地域全体で子育てを支援するため、保育所等を活用して、子育て家庭に対する育児不安等についての相談・指導等を行う施設を運営する事業です。	本事業の実施施設数 ※累計 (11箇所 (R2))		
			11	12	12

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期徳島市地域福祉計画

第2期徳島市子ども・子育て支援事業計画、新たな市立教育・保育施設の再編計画

基本目標1 誰一人取り残さない！希望あふれるまち「とくしま」の創造

政策1 子どもたちが健やかに育ち、生きる力を育むまちづくり

施策2：学校教育の充実



■目指すべき姿

子どもたち一人ひとりが、障害の有無や経済状況に関わらず、多様な学びの場において、自ら学び、考え、行動する力が育ち、ICT環境や国際化に対応した「生きる力」を身に付けています。また、市立高校は、「学問」「スポーツ」「芸術」を教育の重要な3本柱とし、それぞれの分野における生徒の個性や可能性を伸ばす教育を推進しており、豊かな「学び」を可能にする特色ある学校となっています。

■成果指標

指標（単位）		現状値 (R1)	目標値	
			R5	R12
子どもたちが充実した学校生活を送っていると感じる市民の割合（％）		62.5(R2)	66	73
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合（％）	小学校	85.8	90	95
	中学校	81.9	85	90
将来の夢や希望を持っている児童・生徒の割合（％）	小学校	83.8	85	90
	中学校	70.5	75	80

■社会情勢の変化

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が本格施行され、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりに国を挙げて取り組んでいます。

新学習指導要領が、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から、高等学校では令和4年度から全面実施となり、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

文部科学省の「障害者活躍推進プラン（平成31年1月）」において、障害者の社会における活躍推進に向けて、発達障害等のある子どもたちの学びを支えることが重点として挙げられました。

高等学校教育については、学力だけでなく、社会の課題に対する関心や理解、コミュニケーション能力、課題解決能力などを身に付けた国際的に活躍できる人材育成を重点的に行っています。また、「高校教育-大学教育-大学入学者選抜」の一体的改革に向けた「高大接続改革実行プラン」に基づき、主体的・協働的な学びを重視した教育の展開が求められています。

教育の情報化については、Society5.0時代に対応したICT環境整備が急務となっています。

■本市の現状と課題

今後予想される社会変動及び教育を取り巻く環境変化を踏まえ、目指すべき本市の教育の基本的な方向性や重点施策などを明らかにした第3期の「徳島市教育振興基本計画」を令和2年3月に策定しました。

幼稚園では、少子化・女性の就労率の上昇等により、園児数が減少傾向にあるものの、地域における幼稚園に対するニーズは一定数あることから、質の高い幼児教育の提供及び利便性の向上が求められています。

小・中学校では、「生きる力」の育成を基本とし、その実現に向け、目指す資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）の育成に各教科等で取り組む必要があります。

子どもたちを取り巻く社会状況の変化に伴い、複雑・多様化している諸問題に対応するため一人ひとりに応じた就学支援体制の充実を図っています。また、全教職員が支援の必要な子どもたちをはじめ、全ての子どもたちに適切な対応ができるよう、研修の充実に努めています。

教育の情報化では、「GIGAスクール構想」の施策のもと、情報通信技術（ICT）を活用したわかりやすい授業の実現、児童生徒に各発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを身に付けさせること、教員のICT活用指導力（タブレットの活用等）の向上が必要となっています。

学校における食育では、児童生徒の健全な育成を図るために、食に関する正しい知識の習得や生活習慣の確立と学校給食における地産地消の推進など更なる食育に関する取組や充実が求められています。

市立高校では、県内唯一の市立の高等学校であるという独自性を生かした特色ある学校づくり、教育内容の充実が期待されており、学力だけでなく、課題解決能力、コミュニケーション能力などを身に付けた人材育成が求められています。

■取組方針

①就学前児童への保育・教育の充実

充実した幼稚園教育を提供するため、教職員の資質及び専門性を高める各種研修を充実させるとともに、預かり保育時間の延長や3歳児保育実施園の拡大、未就園児に対する園開放の充実に取り組みます。

②義務教育の充実

義務教育においては、就学前教育や高等学校教育との連携を大切にしながら「生きる力」の育成を推進し、自ら考える教育を目指すとともに、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を展開します。また、急激に変化する時代の中で、郷土を愛し、未来社会に夢を描ける児童生徒の育成を目指し、学習指導の充実に向けた研修や教員のICT活用指導力（タブレットの活用等）の向上研修を実施します。

③国際化への対応

児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を向上できるように、外国語指導助手（ALT）の授業での効果的な活用や小中学校の連携等についての教職員研修の充実を図ります。また、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対して、日本語講師を派遣します。

④特別支援教育の充実

特別支援教育についての理解啓発を推進するための特別支援教育研修会や中学校区別連絡会の充実を図ります。

⑤就学支援の充実

児童生徒及び保護者に対する適切な教育相談、経済的な支援の実施による就学支援体制の充実に努めます。

⑥学校給食を通じた食育の推進

学校給食を通じて、地産地消の推進や新メニューの導入、食品ロス削減など食に対しての様々な取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長を支えます。

⑦高等学校教育の充実

市高レインボウプラン・高大連携事業では、様々な体験事業を積極的に取り入れ、地域理解力・企画立案力・協働実践力を養成し、次世代を担う若者を育成します。また、教育ICTの積極的活用による「主体的・対話的で深い学び」を推進し、生徒の思考力や表現力の育成、情報モラルを醸成します。

重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	徳島市立幼稚園の再編 (学校教育課)	集団的教育・保育の質の確保のため、市立幼稚園を統合しつつ、市立幼稚園・保育所を幼保連携型認定こども園に再編します。	市立幼保連携型認定こども園数 (2施設 (R2))		
			2	3	3
①	未就園児園開放事業 (学校教育課)	子育てに関わる保護者との情報交換の場、同年代の子どもたちとの遊びの場として園を開放して、地域に根ざした幼稚園教育の充実を図ります。	1園あたりの参加者数 (237人 (R1))		
			300	310	320
②	学力向上サポート事業 (学校教育課)	学力向上対策として拠点校を指定し、「授業改善」に焦点をあて、教員の指導力や学校の教育力を高めることで、児童生徒の学力向上を図ります。	「授業の内容がよくわかる」と回答した児童生徒の割合 (90% (R1))		
			90	90	90
②	小中学校情報教育推進事業 (教育研究所)	教員の ICT 活用指導力 (タブレット端末の活用等) 向上研修の充実と各校における情報教育リーダーを育成します。	教員の ICT 活用指導力の達成率 (86% (R1))		
			90	95	100
③	国際理解推進事業 (教育研究所)	コミュニケーション能力の基礎を養うため、小・中学校へ ALT を派遣し、ALT と効果的なチームティーチングを行い、授業の充実を図ります。	研修内容が「今後の授業の参考になる」と回答した参加教員の割合 (82%(R1))		
			90	95	100
④	特別支援教育研修事業 (教育研究所)	特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が適切な指導支援を受けることができるようにするため、教員の指導力を高めるための研修会を開催します。	「子どもの指導支援の手がかりとなった」と感じた参加教員の割合 (99% (R1))		
			100	100	100
⑥	学校給食食育推進事業 (給食管理室)	学校給食を通じて、地産地消の推進や食品ロス削減など食に対して様々な取組を充実させることにより、子どもたちの健やかな成長を支えます。	給食フェアなどの開催数 (2回 (R2))		
			3	3	3
⑦	次世代を担う若者の育成 (市立高等学校)	市高レインボウプラン (IRP) の実施により地域理解力・企画立案力・協働実践力を養成します。高大連携に基づく教育を展開し、地域創生、国際理解への取組を通じた課題解決能力の育成を図ります。	地域創生講座の実施回数 (7回 (R2見込))		
			12	12	12

関連する計画・方針等

第3期徳島市教育振興基本計画、新たな市立教育・保育施設の再編計画

施策3：教育環境の向上



■目指すべき姿

安全・安心で質の高い学校づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化に対応した施設・設備の充実を図ることで、園児及び児童生徒が安心して快適に学ぶことのできる教育環境を実現しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
安全で快適な教育環境と感じる市民の割合（％）	63.2(R2)	66	73
幼稚園及び小・中学校のトイレ洋式化率（％）	38.6	55	90
学校施設の長寿命化対策実施校数（校）※累計	0	3	17
小・中学校の大型提示装置の整備率（％）	40	86	100

■社会情勢の変化

全国の公立学校施設の整備については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の割合が増加し、安全面や機能面の不具合が生じています。

国は、これらの課題を解決するために、中長期的な視点の下、コストを抑えながら学校施設の計画的な整備を行うことが必要であるとして、これまでの改築（建替え）中心ではなく、長寿命化改修による施設整備を推進しています。

また、Society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務となっています。そこで、政府は、令和元年12月に「GIGAスクール構想の実現」を打ち出し、高速大容量ネットワーク環境（校内LAN）及び全児童生徒一人ひとりがそれぞれの端末を持ち、活用できる環境の実現を目指しています。

■本市の現状と課題

本市の学校施設は、昭和50年代に児童生徒数が急増したことに伴い集中整備され、建築後30年以上経過した建物が7割以上あり、老朽化が全国と同様に進行しています。

また、子どもたちが快適に学べる設備面においては、普通教室等への空調は整備できたもののトイレの洋式化率が依然低いなど教育環境の改善に取り組む必要があります。

これらを受け、本市では令和2年3月に、「徳島市学校施設の長寿命化計画」を策定しており、今後はこれに基づき、中長期的なトータルコストの縮減及び平準化を図りながら学校施設に求められる機能・性能を確保する必要があります。

また、本市での「GIGAスクール構想の実現」に向けて、令和2年度末までに校内通信ネットワーク及び充電保管庫の整備を行うとともに、1人1台タブレット端末の整備を行いました。

■取組方針

①安全・安心な学校施設の整備

校舎等の長寿命化対策を計画的に実施することにより、学校施設の安全性の確保に努めます。

②学校環境の充実

幼稚園及び小・中学校のトイレ洋式化など学校環境の充実に取り組みます。

③ICT環境の整備

1人1台タブレット端末の導入後、授業への効果的な活用を図るため、各教室に大型提示装置を整備し、子どもたちの個別最適化された学びを保障していきます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
②	トイレ洋式化事業 (教育総務課)	近年、多くの家庭において洋式トイレが普及していることから、幼稚園及び小・中学校のトイレについても洋式便器を導入し、学校環境の充実に努めます。	幼稚園及び小・中学校のトイレ洋式化率(43.4%(R2見込))		
			45	50	55
③	小学校 ICT 環境整備事業 (教育研究所)	1人1台タブレット端末を有効に活用し、学びを深める快適な環境づくりのため、電子黒板の更新を進めます。	小学校の電子黒板の更新率(57%(R2))		
			100	100	100

■関連する計画・方針等

第3期徳島市教育振興基本計画、徳島市学校施設の長寿命化計画

施策4：青少年の健全育成



■目指すべき姿

家庭・学校・地域社会・行政の連携により、社会全体の教育力を向上させ、その中で、青少年が大人たちとともに、様々な交流と体験を通して豊かな人間性や社会性を身に付けています。また、青少年の非行やいじめ・不登校などが未然に防止されるとともに、安全確保と健全育成のための相談・支援体制と環境が整備されています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
青少年が健全に成長していると感じる市民の割合（％）	60.0(R2)	63	70
本市主催の青少年行事参加者の満足度（％）	未計測	60	65
不登校児童生徒の割合（市立小中学校）（％）	1.75	1.5	1.2
指導の結果「登校できるようになった」もしくは、「登校はできないが好ましい変化がみられるようになった」児童生徒の割合（市立小中学校）（％）	45.1	50	60

■社会情勢の変化

少子高齢化や核家族化の進む中、単親家庭など家庭環境の多様化もあり、子供たちが基本的な生活習慣や生きる力を身に付けるための支援を得られにくくなっています。さらには、地域でのつながりが稀薄化し、子育て世代の孤立感や負担感が増しています。

「問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの認知件数や不登校児童生徒数は増加、深刻化しています。このことから、地方公共団体は、早期把握とアセスメント実施のための体制づくりを進めています。

■本市の現状と課題

青少年の補導件数は、低水準で推移しており、落ち着いた状況にあるものの、情報化社会の進展により、青少年による諸問題は広域化、複雑化しています。

不登校問題に関する教職員研修及びリーフレット等での啓発促進、適応指導推進施設等での教育相談などにより、不登校児童生徒及びその保護者への支援は、一定の成果を上げていますが、本市の不登校児童生徒の割合は増加傾向にあります。

少子化や核家族化が進む中、子供たちが生きていく上での基礎的な習慣や能力を身に付ける学びや社会参画の機会も減少しています。家庭のあり方が多様化し、教育支援のニーズは細分化しており、学習支援部門や福祉部門などが他部門との違いを明確にし、かつ協力していくことが求められています。

■取組方針

①家庭との連携

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会を増やし、情報の提供に努めます。

②地域社会との連携

地域コミュニティを基盤とし、大人も含めた異年齢の集団が共に学び合う社会的教育環境を整備、充実します。

③青少年活動の充実

青少年に多様な直接体験の機会を提供するとともに、青少年の健全育成に資する活動を支援します。

④いじめ・不登校の防止

いじめ・不登校問題において早期発見・早期対応に努めるとともに、スクールカウンセラー等とも連携を図り、児童生徒に対して相談・支援体制の充実・啓発活動を行います。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	市民総ぐるみ青少年健全育成事業(青少年育成補導センター)	各地区(26地区)にある健全育成協議会とともに、青少年の諸課題に関する相談ワークショップや講演会、推進大会を開催します。	講演会等で「家庭教育等の参考になる」と回答した参加者の割合(-%(R2))		
			70	72	75
③	青少年行事(水都っ子探検隊)(社会教育課)	様々なものへの関心と意識づくりが重要であり、日頃経験できないもの、郷土の特色を生かし青少年自らが体験できる行事を開催します。	水都っ子探検隊参加者数(一人(R2))		
			30	40	50
④	いじめ問題等対策事業(青少年育成補導センター)	深刻化するいじめ問題に、家庭・学校・地域社会が連携し対応するため、リーフレット作成配布、講演会・研修会開催等を行い、いじめ防止啓発を図ります。	いじめ問題講演会参加者数(230人(R2))		
			240	240	240
④	不登校問題等適応指導推進事業(教育研究所)	教職員に対し研修会やリーフレット配布による適応指導理解推進を図ります。また、適応指導推進施設にて、不登校児童生徒の社会的自立及び学校復帰への支援を行います。	研修内容が「不登校児童生徒への対応に役立つ」と回答した教職員の割合(96%(R1))		
			100	100	100
④	学生メンタルサポーター(SMS)派遣事業(教育研究所)	ひきこもりがちな児童生徒の家庭に臨床心理を学ぶ学生を派遣し、児童生徒の社会的自立や学校復帰を側面的に援助し、ひきこもりや不登校の改善に努めます。	本事業が「十分効果があった」「ややあった」と回答した保護者の割合(73%(R1))		
			80	85	90

■関連する計画・方針等

第3期徳島市教育振興基本計画

施策5：健康づくりの推進



■目指すべき姿

市民一人ひとりが自分や家族の健康を大切に、ライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、子どもたちは健やかに成長し、誰もが生涯を通じて健康的な生活を送り健康寿命が延伸しています。

■成果指標

指標（単位）		現状値 （R1）	目標値	
			R5	R12
健康的な生活がおくれる環境が整っていると感じる市民の割合（％）		54.5(R2)	58	65
がん検診受診者数	大腸がん検診（40歳以上）（人）	9,295	9,900	11,100
	肺がん検診（40歳以上）（人）	5,678	6,300	7,400
	胃がん検診（50歳以上）（人）	3,953	4,600	5,700
糖尿病有病者及び予備群の割合（％）		20.3	19.0	18.0
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合（％）		29.6（H30）	27.0	26.5

■社会情勢の変化

国は、平成25年度から令和4年度までの10年間の計画として、国民健康づくり運動「健康日本21（第2次）」を作成し、平成30年度には受動喫煙対策、健康寿命の延伸への対策を講じています。

生活習慣病については、現在、日本人の死亡原因の約60%、医療費の約30%を占め、その原因はメタボリックシンドロームであると言われています。生活習慣病の予防は、国民の生涯にわたる生活の質の維持・向上と中長期的な医療費の抑制につながることから、糖尿病性腎症・脳血管疾患・虚血性心疾患などの重症化を予防するための取組として、国と地方自治体による糖尿病性腎症重症化予防プログラムや令和元年12月に施行された「脳卒中・循環器病対策基本法」に基づく取組が重要となってきています。死亡原因の第1位である悪性新生物（がん）については、早期発見・早期治療の必要性が唱えられていますが、各種がん検診は若い世代の受診率が伸びていません。

母子保健については、少子化が進行する中で、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、母子保健法が一部改正（平成29年4月1日施行）され、全国の市町村では「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務となりました。

予防接種については、接種を受けることで感染症の予防につなげる意識が高まり、定期予防接種の種類が増えてきています。

■本市の現状と課題

本市では、「健康日本21（2次）」を踏まえ、徳島市健康づくり計画「とくしま・えがお21（第2次）」を平成25年3月に策定し、生涯にわたる生活習慣病対策の推進を図ることで「健康長寿社会の実現」を目指していますが、平成29年の中間評価では、肥満予防と食習慣・運動習慣を含む生活習慣の見直し課題となっています。

また、全国と比較すると、糖尿病、腎不全、COPDの死亡率が高く、胃・肺・大腸等の各種がん検診受診率が低いことから、受診率向上が課題となっています。

令和2年4月には、保健センター内に妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置しました。今後においては、自立した生活を送れる期間である「健康寿命」を延ばすため、生涯を通じた健康づくりを行っていくことが重要となっています。

■取組方針

①妊娠期の健康づくり

妊娠届や妊婦健診の結果などの情報を基に、妊娠期から子育て期にわたる健康づくりの啓発に努めます。

②子どもの健康づくり

乳幼児健診・相談を通して、乳幼児期の食生活や歯の健康を含む規則正しい生活習慣の確立に向けた取組や乳幼児期からの肥満による生活習慣病を予防していく取組を行います。あわせて予防接種の実施により感染症から子どもの健康を守ります。

③若い世代からの健康づくり

糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防するために、健診結果をもとに保健指導を行い、「糖尿病有病者及び予備群」「メタボリックシンドローム該当者及び予備群」の減少に努めます。また、がんの早期発見・早期治療につながる体制づくりやCOPD予防のため禁煙の啓発等にも努めます。

④健康寿命の延伸に向けた健康づくり

生活習慣病重症化予防を行うことで、心疾患・脳血管疾患・腎疾患を予防し健康寿命の延伸に努めます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①③	若い世代の健康相談事業 (保健センター)	若いときから将来の生活習慣病を予防するため、自己血糖測定や食事・運動などの生活習慣改善のための個別相談を実施します。	若い世代の健康相談実施者数 (60人 (R2見込))		
			100	200	200
②	幼児健康診査 (保健センター)	幼児の心身の発育・発達遅滞等を早期に発見し適切な指導を行います。生活習慣の自立、虫歯予防、栄養等についても指導し、家族の健康増進を図ります。	本事業の受診率 (96.4% (R1))		
			96.5	96.6	96.7
③	がん検診事業 (保健センター)	死因の第1位であるがんの早期発見、早期治療を目的に、がん検診を実施しています。また、がん検診受診率向上に向けて受診機会の拡大や受診勧奨の啓発を推進します。	本事業による受診者数 上段：大腸がん検診 9,295人(R1) 中段：肺がん検診 5,678人(R1) 下段：胃がん検診 3,953人(R1)		
			9,550	9,700	9,900
			5,950	6,100	6,300
			4,250	4,400	4,600
④	健康寿命延伸啓発事業 (保健センター)	健康寿命の延伸を目的に、活動的な85歳を目指して、各種教室を開催します。	健康寿命教室参加者数 (1,000人 (R2見込))		
			4,000	5,000	5,000
④	重症化予防事業 (保健センター)	特定健診の結果、糖尿病・慢性腎臓病・脂質異常等のハイリスク者を対象に、重症化予防教室や個別健康相談・保健指導を実施し、透析導入等の重症化を予防します。	重症化予防健康相談者数 (800人 (R2見込))		
			1,000	1,200	1,250

■関連する計画・方針等

徳島市健康づくり計画「とくしま・えがお21 (第2次)」、第2期徳島市食育推進計画
第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画)、第3期特定健康診査等実施計画

施策6：社会保障の充実



■目指すべき姿

経済的な事情を理由として地域社会から孤立することなく、安心して健やかに暮らすことができている。また、医療保険制度の健全な運営や社会保障制度の周知・啓発が図られ、誰もが生涯にわたり希望を持って健やかに暮らせるまちとなっています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
適切な社会保障制度により生活が支えられていると感じる市民の割合（％）	42.4(R2)	45	52
被保護者受診行動等変容割合（％）	未計測	10	25
就労指導による保護廃止率（％）	7.7	9.0	10.0
生活困窮者自立支援プラン作成件数（件）	261	275	295
特定健康診査受診率（％）	32.2	60	60
特定保健指導実施率（％）	66.1	67	68

■社会情勢の変化

全国的生活保護受給者数は、平成20年の世界金融危機に端を発した景気悪化により著しく増加しましたが（平成7年度88万2千人→平成26年度216万6千人）、その後は減少傾向にあるものの、減少幅は微減に留まっています。平成27年度に「生活困窮者自立支援法」が施行され、これまでの枠組みでは支援できない、あるいは十分な支援を行なえなかった生活保護に至る前段階にある生活困窮者の自立支援策が強化されています。

医療保険制度は、会社員等が加入する被用者保険と自営業や年金生活者等が加入する国民健康保険の2つでしたが、高齢者の医療を国民全体で公平に支えるため、75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度が創設されました。さらに、国民健康保険は持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは都道府県が運営の中心的な役割を担い、市町村は資格管理や保険料の賦課・徴収、保険給付の決定・支給等の被保険者に身近な役割を担っています。また、令和3年3月からは、医療保険のオンライン資格確認が開始され、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

■本市の現状と課題

生活保護については、本市の平成30年度の保護率は2.3%であり、全国平均より高い水準にあります。特に高齢者世帯の増加傾向が顕著であり、受給者の高齢化に伴い、本市の生活保護扶助費に占める医療扶助及び介護扶助の割合も増加しています。また、受給世帯に占める単身世帯の割合も増加しており（平成26年度79.6%→令和元年度83.6%）、家族や地域社会とのつながりの希薄化が懸念されます。生活困窮者に対する支援については、相談制度の周知を図るとともに、困窮状況に応じた迅速かつ継続的な支援や貧困の連鎖を防ぐための取組が求められます。

本市の国民健康保険については、徳島県が財政運営の責任主体となったことで安定した財政運営が図られていますが、低所得の被保険者が多いことや年齢構成が高く、医療費水準が高いこと等の構造的な問題を抱えています。今後も被保険者数の減少や一人当たり医療費の上昇が見込まれるため、更なる収納率向上対策や医療費の適正化によって、国民健康保険制度の健全な運営を継続する必要があります。

後期高齢者医療制度については、徳島県後期高齢者医療広域連合と連携した円滑な窓口業務の実施、また国民年金制度については、制度の周知や各種届出の受理、相談業務等の適正な実施に努めることが重要になっています。

■取組方針

①生活保護受給者の健康管理・就労支援

生活保護受給者に対する健康保持・増進、疾病予防の意識付けを行い、健康状態の改善による自立阻害要因の解消に努めるとともに、就労機会の確保に取り組みます。

②生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援制度の周知・普及を通じた要保護状態に至る前の生活困窮者からの相談受付を充実するとともに、個別の困窮実態に応じた支援を推進します。

③特定健康診査の充実

特定健康診査を受診することで糖尿病や脂質異常症などに代表される生活習慣病等を早期発見し、市民の健康増進と医療費の抑制に向け受診率の向上に取り組みます。

④特定保健指導の充実

健診結果に基づいた保健指導により、生活習慣病の発症及び重症化の予防を行い、医療費の抑制につなげるため、保健指導の充実を図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	被保護者健康管理指導・支援事業 (生活福祉課)	医療受診状況の分析に基づく問題点のある被保護者への通知・指導を通じて、受診行動等の改善に取り組みます。	本事業による通知・指導対象者数 ※累計 (100人 (R2))		
			110	115	120
①	被保護者就労支援事業 (生活福祉課)	就労支援員とケースワーカーの協働により、被保護者の就労活動を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援強化を図ります。	本事業による支援対象者数 ※累計 (200件 (R2見込))		
			210	215	220
②	生活困窮者自立相談支援事業 (生活福祉課)	相談体制の充実・周知に取り組み、生活困窮者の相談機会の確保を図るとともに適切な支援を行います。	生活困窮者自立相談受付件数 ※累計 (255件 (R2))		
			260	270	280
③	特定健康診査事業 (保険年金課)	40歳から74歳までを対象とした特定健診を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の適正化につなげます。	特定健康診査受診率 (32.2% (R1))		
			50	55	60
④	特定保健指導事業 (保険年金課)	健診結果に基づいた保健指導により、生活習慣病の発症や重症化を予防し、医療費の適正化につなげます。	特定保健指導実施率 (66.1% (R1))		
			67	67	67

■関連する計画・方針等

第2期徳島市地域福祉計画、第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画)

第3期特定健康診査等実施計画

施策7：地域医療の充実



■目指すべき姿

夜間・休日の初期医療及び救急医療体制が引き続き維持され、市民の医療を受ける機会が確保されています。市民病院は、地域の医療ニーズに応える特色ある病院として、市民から信頼され、愛され続けています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
いつでも安心して医療機関で受診できる環境が整っていると 感じる市民の割合（％）	77.1(R2)	80	87
地域医療機関から市民病院への患者紹介率（％）	83.7	87	90
市民病院から地域医療機関への患者紹介率（％）	76.1	89	90
市民病院の患者満足度（外来）（％）	82.4	86	90
市民病院の患者満足度（入院）（％）	88.4	90	93

■社会情勢の変化

厚生労働省の「H28 医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、徳島県の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は全国1位となっていますが、東部医療圏に医師が集中している「地域偏在」や、全国に比べて医師の平均年齢や女性医師の割合が高くなっているという特徴があります。

病院経営に関わる環境は、医療制度改革による医療費の抑制や働き方改革による人件費の増など厳しさを増しています。また、国からは感染症への対応の視点も含めた更なる医療提供体制の検討を求められており、徳島県地域医療構想調整会議において、団塊世代が後期高齢者（75歳）になる令和7年（2025年）を見据えた、効果的かつ効率的な医療提供体制整備について協議が行われています。

■本市の現状と課題

本市が属する徳島県東部医療圏の小児救急医療体制では、主に本市が設置している夜間休日急病診療所が、夜間・休日及び祝日の初期救急を担っており、市外からの患者数が年々増加傾向にあります。

また、近年各診療科における医師数の偏在や医師の高齢化により、特に小児科医の確保が困難となっています。

市民病院では、地域の医療ニーズに応えるため、他の医療機関等との役割分担、連携を進める必要があります。また、特色ある医療を提供するにあたり医師をはじめとする医療スタッフの確保及び育成に努めるとともに、経営安定化に向けた基盤整備が求められています。

■取組方針

①地域救急医療体制の充実

今後も引き続き徳島県や医療関係機関との連携により、救急医療施設の健全な運営を維持し、市民が適切に救急医療を受けられるように整備していきます。

また、市民に対して救急医療体制の役割・機能・利用方法等について、一層の周知を図ることにより、適正・適切な利用を促進します。

②市民病院における特色ある医療の提供

市民病院は公・民の適切な役割分担の下、患者支援センターを中心に地域の医療ニーズに応える医療提供体制の確保を図るとともに、公立病院の責務として、政策医療や高度・先進医療の提供に努め、地域周産期母子医療センター、関節治療センター、がんセンターを柱とした特色ある医療の提供を図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	初期救急医療の確保 (保健センター)	初期救急医療機関として内科・小児科の初期診療・応急手当を行うとともに、更に治療及び入院が必要な救急患者を2次救急医療機関へ転送します。	無休診療(診療日数 365日) (365日 (R1))		
			365	365	365
②	地域医療連携の強化 (市民病院)	かかりつけ医等の地域医療機関を訪問し、市民病院への要望等をより具体的に把握することで、地域ニーズへの的確な対応を行います。	月平均紹介患者数 (979人 (R1))		
			890	990	1,000
②	地域周産期母子医療センターの機能充実 (市民病院)	周産期の基幹病院として、通常分娩はもとより、産科医・小児科医が連携し、24時間ハイリスクな分娩にも対応する体制を確保します。	分娩件数 (548件 (R1))		
			500	550	550
②	関節治療センターの機能充実 (市民病院)	高齢化社会の進展に伴い増加するリウマチを含む関節障害に対して、機能回復手術、リハビリ療法、手の外科手術に取り組みます。	関節治療センター手術件数 (881件 (R1))		
			880	880	880
②	がんセンターの機能充実 (市民病院)	がんのトータルケアを目指し、手術治療、放射線治療、薬物療法、がんリハビリテーション、緩和ケアなど様々な角度から切れ目のない治療を提供します。	月平均新入院がん患者数 (164人 (R1))		
			160	170	180

施策8：地域福祉の充実



■目指すべき姿

市民一人ひとりが福祉活動に関心を持ち、自主的に身近な地域の生活課題に住民主体で取り組むことにより、全ての人が年齢や障害の有無などに関わらず共に支え合い、安心して暮らしています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
町内会などの地域活動や、ボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合（％）	39.6(R2)	43	50
ボランティア団体登録数（団体）	356(H30)	360	370
福祉活動を目的としたNPO法人数（団体）	84	100	130
民生委員・児童委員の充足率（％）	99.03	100	100
避難行動要支援者の個別計画作成者数（人）	1,024	2,190	3,450

■社会情勢の変化

少子高齢化や核家族化の進行のほか、生活様式の多様化等により、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、自殺、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等、公的サービスだけでは解決することが困難な課題も増えてきており、地域の福祉課題が複雑化、多様化しています。

国においては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが盛り込まれ、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示されました。

これを受けて、市町村における包括的な支援体制の整備等を内容とする社会福祉法が改正され、平成30年4月から施行されるとともに、市町村が介護、障害、子ども、困窮等の世帯における相談支援等の支援を一体的に行うことにより、対象者の属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月から実施されます。

■本市の現状と課題

全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化や核家族化の進行により、地域の相互扶助機能が低下しています。また、地域の担い手不足が進行する一方で、地域の生活課題は多様化し、福祉分野の担い手となりうる人材や団体の重要性が高まっています。

本市においては、「第2期徳島市地域福祉計画」に基づき、「自助・互助・共助・公助」による役割分担のもと、福祉サービスの整備や充実、市民や事業者などによる主体的な福祉への取組支援等の施策を進めています。

今後、地域共生社会の実現に向けて、行政、地域住民、社会福祉施設、NPO・ボランティアグループ、福祉サービス事業者などが連携し、地域全体で支え合う「重層的・包括的な支援体制」の構築や、福祉分野の担い手となる人材の育成を進めていきます。

■取組方針

①互助・共助の推進

住民、社会福祉施設、NPO・ボランティアグループ、福祉サービス事業者などが連携し、地域における生活課題に住民主体で取り組む仕組みづくりを推進し、地域に暮らす市民の「互助・共助」の意識啓発活動や、あらゆる世代の市民が福祉への理解と関心を深めるための広報活動に努めます。

②多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保

町内会や地域団体、ボランティア団体等と連携し、日常生活の支援や災害への備えなど市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保に努めます。

③地域福祉の担い手の育成

あらゆる世代の市民に対する福祉活動の周知、啓発に努めるとともに、ボランティア団体やNPO法人などの地域福祉の担い手の育成に努めます。

④要支援者を地域で支える体制づくり

災害時における支援体制を充実させるため、要支援者への手助けとなる災害時要支援者名簿の整備や、災害時に要支援者が円滑に避難できるよう、行政・地域団体等が連携し、避難方法等をまとめた要支援者の個別計画策定を支援します。

⑤社会福祉法人等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人等に対し、相談や指導監査を行います。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	社会福祉大会の開催支援 (保健福祉政策課)	ボランティアをはじめとした地域住民が参加する徳島市社会福祉大会の開催経費を補助し、地域における互助・共助の意識を高めます。	社会福祉大会の参加者数 (340人(R2見込))		
			350	360	370
②	高齢者・障害者等の権利擁護 (保健福祉政策課)	成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、権利擁護に関する相談及び支援、普及活動を行い、権利侵害の予防や救済を図ります。	成年後見に関する相談件数 (250件(R2見込))		
			260	270	280
②	災害ボランティアコーディネーターの養成 (保健福祉政策課)	災害ボランティアコーディネーターを養成し、災害時における地域の支援活動体制の構築を進めます。	災害ボランティアコーディネーター養成講座参加者数(60人(R2見込))		
			60	60	60
③	福祉ボランティア等の育成と活動支援 (保健福祉政策課)	ボランティア活動に関する相談・養成・需給調整・情報提供等を行うボランティアセンターの運営を財政補助し、ボランティア活動支援の体制づくりを推進します。	ボランティア保険加入者数 (4,300人(R2見込))		
			4,350	4,400	4,450
④	避難行動要支援者支援事業 (保健福祉政策課)	要支援者の個別計画策定を支援するとともに、地域団体等への要支援者名簿情報の提供を進め、災害時における要支援者の避難支援体制を整備します。	地域への要支援者情報の提供に関する同意者数(1,368人(R2))		
			2,490	2,810	3,090
⑤	社会福祉法人の指導監査 (保健福祉政策課)	適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、社会福祉法人に対する指導監査を行います。	社会福祉法人指導監査の実施率(100%(R2))		
			100	100	100

■関連する計画・方針等

第2期徳島市地域福祉計画

施策9：高齢者福祉の充実



■目指すべき姿

高齢者が生きがいを持ち、積極的に社会参加を行い、健康で生き生きと暮らしています。また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる支援体制が整っています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
老後も安心して生活できると感じる市民の割合（％）	44.2(R2)	47	54
認知症サポーター養成総数（人）	15,988	21,520	31,201
収入のある仕事をしている高齢者の割合（％）	27.7	30.5	33.6
新規要介護等認定者の平均年齢（歳）	80.6(H30)	上げる	上げる

■社会情勢の変化

日本の平均寿命は年々延びる傾向にあり、平成28年に男80.98歳、女87.14歳でしたが、令和元年には男81.41歳、女87.45歳となっています。

一方、健康寿命は平成28年で男72.14歳、女74.79歳と平均寿命との開きが大きくなっています。

今後は、健康寿命を延ばしていくことが重要であり、介護予防や高齢者の生きがいづくり等が必要となっています。

しかしながら、要介護認定者数や認知症高齢者数は増加の一途をたどっており、医療・介護サービスの需要増への対応や介護人材の確保も大きな課題になってくると思われます。

このような情勢の中、平成29年に地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保を柱とした介護保険法の改正が行われました。

地域包括ケアシステムの深化・推進については、地域の実態把握と課題分析に基づいた介護予防等の目標設定、地域包括支援センターに対する評価の実施による機能の強化、認知症の人及びその家族の意向を尊重した上での認知症に関する施策の総合的な推進等を主な内容としています。

また、認知症対策については、令和元年に閣議決定された、「認知症施策推進大綱」においても、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくとの基本的な考え方が示されています。

■本市の現状と課題

令和2年4月1日現在の、本市における高齢者（65歳以上）人口は、73,406人で、総人口252,304人の約29%に達しており、団塊の世代ジュニアが65歳を迎える令和22年（2040年）に向けて、その割合は増加していきます。

また、要介護認定者数や認知症高齢者数についても増加の一途をたどっており、医療・介護サービスの需要増への対応や介護人材の確保、そして今後も、高齢者自らが生きがいを持って、充実した生活を送ることに資する施策がますます必要となっています。

■取組方針

①地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムを構築・深化・推進することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指します。

また、そこで暮らす高齢者を支える体制を強化するとともに活躍する場の充実を図ります。

②高齢者を支える介護体制づくり

介護が必要な人に過不足のない適切なサービスが提供されるよう持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

③高齢者の活躍推進

老人クラブ、シルバー人材センターへの支援を行うなど、高齢者の活動場所や、活躍機会の充実を図ることで、高齢者が生きがいを持って生活できる地域づくりを推進します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	認知症サポーター活動促進事業 (高齢福祉課)	認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みとして「チームオレンジ」の整備を図ります。	認知症サポーター養成総数 (15,988人(R2))		
			18,754	20,137	21,520
①	地域包括支援センターの運営 (高齢福祉課)	地域住民の健康保持、保健医療の向上及び福祉の増進、高齢者の総合的な相談窓口等の役割を担う地域包括支援センターの運営を行います。	権利擁護・虐待・支援困難事例相談件数(5,323件(R1))		
			5,402	5,442	5,482
②	介護給付の適正化事業 (介護保険課)	介護給付を必要とする人を適正に認定し、真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保に努めます。	ケアプラン点検件数 (124件(R1))		
			145	150	155
③	老人クラブ活動費補助 (高齢福祉課)	高齢者の社会参加を目指した、生きがいと健康づくりを推進するため、自主的な活動団体である老人クラブの育成を図ります。	若手会員数 (一人(R2))		
			30	60	90
③	シルバー人材センター運営費補助 (高齢福祉課)	健康で働く意欲を持つ高齢者が自身の経験と能力を活かし、就労の機会を確保することによって、自らの生きがいの充実・高齢者福祉の推進を図ります。	会員数 (1,349人(R2))		
			1,360	1,370	1,380

■関連する計画・方針等

第2期徳島市地域福祉計画、徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

施策10：障害者福祉の充実



■目指すべき姿

誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための意識が醸成され、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域社会でいきいきと活躍できる環境が整っています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
障害者が地域で安心して生活できると感じる市民の割合（％）	39.3(R2)	42	49
障害福祉サービス利用実人数（人）	4,619	5,000	5,600
就労移行支援事業利用者数（人）	70	103	123

■社会情勢の変化

平成25年4月から、「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障害者の範囲に難病等が追加されるとともに、障害者の望む地域生活の支援の見直しや、障害児支援のニーズの多様化に応じたきめ細やかな対応支援の拡充のほか、サービスの質の向上・確保に向けた環境整備等を行うための一部改正法案が成立し、平成30年4月に施行されました。

また、障害者就労施設で就労する障害者や、在宅就業障害者等の自立促進に資することを目的として、障害者就労施設等からの物品調達等の推進に関する「障害者優先調達推進法」が平成25年4月に施行され、さらに障害者の権利に関する条約が批准されるとともに「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されています。

■本市の現状と課題

多様化する個々の障害者のニーズに応じた障害福祉サービスを整備し、提供していくとともに、障害者が暮らしやすい環境づくり等の強化を図る必要があります。

障害者やその家族が、適切なサービスをスムーズに利用できるよう、総合的な相談体制を確保する必要があります。

障害者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、障害者への虐待防止及び権利擁護の推進に積極的に取り組む必要があります。

障害者の社会参加を促進するため、移動等の問題を緩和又は解消するとともに、情報へのアクセスについて、障害の特性に応じた方法で情報提供の充実を図る必要があります。

■取組方針

①障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、生活環境を構築しやすくするために、前提となる相談機能の充実や権利擁護の推進を図ると共に、各種社会福祉サービスを着実に進めていきます。

②障害者の就労促進

障害者の就労の機会を確保し、生産活動及び創作的活動の機会の提供により、障害者の経済的な安定を図るとともに社会との交流ができる場所を提供します。

③障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者とその家族が安心・安全な生活を送るために、住まいの改善及び改修を推進し、障害者の生活環境や家庭環境に応じた住まいや、グループホーム・福祉ホームのサービスを提供します。また、きめ細やかな防災・防犯対策を推進するとともに、地域社会の全ての人々が、障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組みます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	障害福祉の相談支援事業 (障害福祉課)	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその他障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、障害者やその家族が適切なサービスを利用できるような確かつ総合的な相談体制を確保します。	相談支援事業所等への一般相談及びピアカウンセリング利用者数(31,246人(R1))		
			33,000	34,000	35,000
②	障害者の就労促進事業 (障害福祉課)	障害者への就労移行支援、就労継続支援や地域活動支援センター事業及び障害者地域共同作業所事業等を通じて、障害者の就労促進を図ります。	就労移行支援事業の利用者数(70人(R1))		
			85	94	103
③	障害者福祉等啓発事業 (障害福祉課)	多くの人が、障害者に対する理解と認識を深められるよう、制度周知用のパンフレット等の作成・配布等を行い、様々な機会を通じての啓発事業(講演会・研修等)を実施します。	啓発事業への参加者数(97人(R1))		
			110	120	130
③	障害者見守りネットワーク事業 (障害福祉課)	本市と民生委員、協力事業所等が連携し、地域全体で一人世帯の高齢者、障害者等の見守りや訪問等を行い、日常の安否確認、異常発見時に迅速に対応できる体制を整備します。	障害者等見守りネットワークへの協力事業所数(24事業所(R2))		
			26	28	30

■関連する計画・方針等

第2期徳島市地域福祉計画、徳島市障害者計画、徳島市障害福祉計画

施策11：人権尊重・多文化共生社会の実現



■目指すべき姿

一人ひとりが相手を思いやり、多様性などそれぞれの違いを認め合うことにより、お互いの命の尊さや人権を尊重し、国籍や民族の違いを越え、多様な価値観や異なる文化を認め合う、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちとなっています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
人権が尊重されていると感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
国際化が進んでいると思う市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への参加者数（人）	42,584	47,000	54,000

■社会情勢の変化

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、人権を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

国内では、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者などの社会的弱者に対する虐待やインターネット上での誹謗中傷、学校でのいじめ、国際化の進展に伴い増加しているヘイトスピーチ、性的少数者への理解不足の問題など取り組むべき課題が増大しています。

こうした中、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ対策法」のいわゆる人権三法の施行（平成28年）、アイヌ新法の施行（令和元年）など、様々な人権政策が進められています。

また、平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、外国人材の受入が拡大されたことにより、更なる外国人住民の増加が予想されます。

■本市の現状と課題

国内の情勢と同様に、未だ完全な解決を見ない同和問題をはじめとする様々な人権問題が顕在しています。さらに、新型コロナウイルス感染症への不安から、人権問題へ発展しているケースも散見され、新たな人権課題に対しても、年齢に応じた教育・啓発を進めることが重要とされています。

また、徳島市の外国人登録者数は、平成8年度末の950人から増加を始め、平成15年末には2千人を超えました。その後、緩やかに減少していましたが、令和元年度に再び2千人を超え、令和2年5月1日現在では2,187人となっています。国籍の多様化も進んでいることから、行政に寄せられる相談・要望についての多言語対応のニーズも高まっています。

■取組方針

①人権啓発の推進

国、県及び徳島市人権教育・啓発推進協議会との連携を図りながら、人権啓発活動のリーダー育成などにより、市民主体の積極的な人権教育・啓発が行われる体制の構築に取り組みます。

②人権教育の推進

市民一人ひとりが様々な人権課題について正しく理解することができるよう、教職員を対象にした研修を充実させるとともに、保・幼・小・中・高と一貫した人権教育を実施します。

③国際化への対応

在住外国人に対する生活相談支援や転入外国人の受入体制の整備を図ります。

小・中学校へのALT派遣により、児童生徒に、多様な文化や価値観、考え方に対する理解を深めさせ、国際協調の精神を養います。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	人権啓発・研修活動の推進 (人権推進課)	市民(各地区住民団体)や企業を対象に人権問題に対する意識啓発を目的とした講演会等を開催します。また、自主的な研修会開催に対する助成等を行います。	本事業への参加者数 (14,853人(R1))		
			15,400	15,400	15,400
①	人権啓発リーダー等の育成 (人権推進課)	地域や職場において、人権問題に関する指導的立場となる人材の育成及び資質向上を目的とした研修会の実施等を行います。	本事業への参加者数 (464人(R1))		
			520	520	520
②	人権教育推進事業 (学校教育課)	市立幼・小・中・高等学校教員に対して教科等の内容について知識を深め、指導力を高めることができるよう研修を実施します。	教職員への教育研修の実施回数(12回(R2見込))		
			24	27	30
③	在住外国人相談支援事業 (総務課)	「在住外国人相談支援事業」を委託事業として実施します。	相談件数 (326件(R1))		
			330	340	350
③	国際理解推進事業 (教育研究所) 【再掲】	外国語によるコミュニケーション能力の基礎と国際協調・国際理解の精神を養うため、小・中学校へALTを派遣します。	ALTを授業で活用する時数の割合(小中学校)(25.9%(R2))		
			36	36	36

■関連する計画・方針等

徳島市人権教育・啓発推進指針

施策12：男女共同参画社会の実現



■目指すべき姿

男女の固定的性別役割分担意識が解消され、互いに人権を尊重しながら責任を分かちあい、性別に関わりなく、一人ひとりの多様な個性や能力を十分に発揮するとともに、女性が社会のあらゆる分野の方針(意思)の決定や実施の場に参画し活躍できるまちになっています。

■成果指標

指標 (単位)	現状値 (R 1)	目標値	
		R 5	R12
女性が働きやすいと感じる市民の割合 (%)	49.0(R2)	52	59
市の審議会等への女性委員の登用割合 (%)	30.7	35.7	42.0
固定的性別役割分担意識の解消度(賛成の市民の割合)(%)	36.1(H26)	30.1	23.1

■社会情勢の変化

人口減少社会の本格化や人生 100 年時代を迎え、労働力の確保や生涯にわたり活躍し続ける環境の整備などが必要となってきており、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが重要課題となっています。

こうした中、国においては、平成 27 年には、職業生活における女性の活躍を推進する「女性活躍推進法」が制定され、平成 30 年 5 月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布され、男女共同参画社会に向け、女性の社会参画のための法整備が進められています。

また、平成 31 年 4 月には「働き方改革関連法」が施行され、多くの分野で女性活躍をはじめとする多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境整備が進められています。

また、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的・計画的に推進するため、新たに「第 5 次男女共同参画基本計画」が、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定されています。

■本市の現状と課題

本市においては、平成 29 年 3 月に「第 3 次男女共同参画プラン・とくしま」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた施策を推進していますが、平成 26 年度に実施した市民意識調査結果では、家庭生活や職場等ほとんどの分野で、多くの人が男女の不平等感を感じています。また、「男は仕事」「女は家庭」といった固定的性別役割分担意識も未だ残っており、男女共同参画の視点に立った意識啓発を積極的、継続的に推進する必要があります。

また、本市における審議会等への女性登用率は微増にとどまっており、女性登用拡大に向けた更なる意識啓発や人材育成などを推進する必要があります。

また、市民満足度調査によると、女性が働きやすいと感じる市民の割合は、令和元年度では、43.8%で、あまり感じない、全く感じない理由としては、仕事と家庭生活の両立に向けた取組の実施が図られていないが約 65%という結果になっており、男女共同参画社会の実現に向け、男女ともに、仕事と生活の調和の促進に向けた環境づくりが必要となっています。

■取組方針

①男女共同参画に関する意識啓発の推進

固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の正しい理解や考え方が浸透するよう、様々な機会や媒体を通じ、広報や啓発活動を推進します。また、男女共同参画に関する情報や学習機会の提供に向けた取組を推進します。

②あらゆる分野の方針（意思）決定や実施の場への女性参画の推進

あらゆる分野において方針決定過程などに女性が参画できるよう、積極的な女性の登用を推進します。また、学習機会の提供等による女性の能力開発や人材育成支援など女性の参画拡大につながる取組を推進します。

③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備

仕事と生活の調和が図られるよう、意識啓発を推進し、社会的機運の醸成に取り組みます。また、男性の家庭生活への積極的な参画を促すとともに、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに参画できる環境づくりを推進します。

④相談体制の充実

DVや家庭内の問題などについて、相談者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知や相談員等の資質の向上に向けた取組を推進します。また、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実に取り組みます。

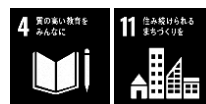
■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①~④	男女共同参画 プラン推進事業 (女性センター)	「第3次男女共同参画プラン・とくしま」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の進捗状況の把握、検証を行うとともに事業の推進を強化します。	プラン進捗評価 (46.5% (R1))		
			51.5	56.5	61.5
①	男女共同参画 啓発事業 (女性センター)	男女共同参画に関する情報の収集及び提供、広報誌やインターネットなどの活用、講演会や学習会の実施など男女共同参画の広報・啓発活動を推進します。	男女共同参画啓発事業の参加者数 (1,556人 (R1))		
			1,600	1,700	1,800
④	女と男(ひとひと) 生き方相談事業 (女性センター)	市民により身近な相談窓口として、夫婦や家族、人間関係など様々な悩み相談に対応するため専門相談員を配置し、一般相談やカウンセリングを実施します。	相談件数 (466件 (R1))		
			500	500	500

■関連する計画・方針等

第3次男女共同参画プラン・とくしま

施策13：文化・芸術活動の振興



■目指すべき姿

多くの市民が、文化芸術に親しみ、心豊かで充実した生活を送ることができる、文化的な魅力にあふれるまちが実現しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
文化・スポーツに親しめる環境が整っていると感じる市民の割合（％）	32.9(R2)	36	43
定期的に文化・芸術活動（鑑賞を含む）を行っている市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
学校等と連携した文化・芸術プログラム実施回数（回）	19	22	25

■社会情勢の変化

文化芸術は、人間性の涵養など、心豊かで活力ある社会の形成にとって重要な意義を持つものであり、少子高齢化やグローバル化など社会状況が著しく変化する中で、観光やまちづくりなど様々な分野との連携を視野に入れた、総合的な文化芸術施策の展開が求められています。

国においては、平成29年度に成立した、新しい文化芸術基本法の下で制定された「文化芸術推進基本計画」において、文化芸術の「多様な価値」を生かした「文化芸術立国」の実現を目指すことや、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として、①「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、②「創造的で活力ある社会の形成」、③「心豊かで多様性のある社会の形成」、④「地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成」の4つの目標が示されるとともに、地方自治体においては、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進に努めることが求められています。

■本市の現状と課題

本市には「阿波おどり」や「四国遍路」などの世界に誇れる固有の文化があるとともに、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、美術、華道、茶道、文芸などの多彩な分野において、市民や団体等による主体的な文化・芸術活動が行われており、市では、平成29年度に策定した「徳島市文化振興ビジョン」に基づく、文化施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

一方で、少子高齢化の進行による活動の担い手の減少や、これまで文化活動の拠点として市民・県民から親しまれてきた、文化センターの閉館により、市民が文化に触れる機会や、活動の場が不足するなどの課題も生じています。

今後、これらの課題に対応するため、市民の主体的な文化活動を促進するとともに、これまで培われてきた文化を次世代に継承していくための人材育成、市民の文化活動を支える環境づくりなど、文化の力を生かしたひとづくり、まちづくりを推進することが求められています。

■取組方針

①文化芸術活動の充実・支援

様々なジャンルの文化活動の体験機会や、日頃の文化芸術活動の成果を発表する機会を提供するなど、市民の主体的な文化活動の活性化や、徳島らしい文化・芸術活動の振興に取り組みます。

②担い手の育成・交流

学校等と連携した文化・芸術プログラムや、市民参加型事業などを展開し、文化・芸術活動への興味や関心を向上させ、文化の裾野を広げることで、文化・芸術活動の担い手の育成に取り組みます。

③文化芸術に親しむ環境づくり

県市協調による県都にふさわしい文化芸術の創造拠点整備や、市民が文化芸術活動を展開するためのサポート体制の充実等を通じて、文化振興の環境づくりに取り組みます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①②	市民参加交流事業 (文化振興課)	舞台運営を行うホールボランティアと舞台作品を創造する市民グループを育成し、市民の自主的な芸術文化活動を活性化させます。	ホールボランティア・市民グループ登録者数(85人(R1))		
			90	100	110
②	アーティスト派遣(アウトリーチ)事業 (文化振興課)	普段、生の芸術に触れる機会の少ない子どもたちや市民に生の芸術を届けると共に、地域で活動しているアーティストに活動の場を提供します。	アウトリーチ実施回数 (12回(R2見込))		
			13	14	15
②	次世代育成音楽イベント開催事業 (文化振興課)	小・中・高校生を対象とし、演奏指導による技術の底上げと学校や年齢を超えた演奏経験により、将来にわたる若手演奏家の交流と育成を行っています。	次世代育成音楽イベントの出演者数(148人(R2))		
			150	155	160
③	文化活動サポート事業 (文化振興課)	市内に大規模なホールが無い状況の対応として、文化活動アドバイザーを設置し市民の文化・芸術活動の支援を行うとともに、小中学生の音楽活動に係る経費の補助を行います。	アドバイザー業務実施件数 (216件(R1))		
			220	220	220

■関連する計画・方針等

徳島市文化振興ビジョン

施策14：スポーツ・レクリエーション活動の振興



■目指すべき姿

市民のスポーツに対するニーズの多様化に対応できる指導者や地区体育協会・地域スポーツクラブが充実し、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて運動やスポーツを楽しみ、わくわくする生活を送ることができています。

また、全国規模のスポーツ大会開催等により、質の高いスポーツに触れる機会が充実しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
文化・スポーツに親しめる環境が整っていると感じる市民の割合（％）	32.9(R2)	36	43
市主催のスポーツイベントへの参加者数（人）	17,000	17,500	18,000
スポーツ・レクリエーション施設の利用者数（万人）	153	160	170

■社会情勢の変化

スポーツは、市民の体力・運動能力低下の改善や高齢者の心身の健康維持といった「健康」と「福祉」の向上を促す役割があります。

また、教育・社会におけるスポーツは、子どもの健全育成や地域のつながりを提供する貴重な機会となっており、地域社会の活性化も期待できるとされています。

このようにスポーツの持つ役割は大きいことから、国は、スポーツ施設を中心とした地域の活性化やまちづくりを推進するため、自治体がスポーツ施設を整備する際のガイドラインを平成30年3月に策定しています。

■本市の現状と課題

少子高齢化やライフスタイルの多様化により、運動やスポーツに求められるニーズも多様化しています。市民一人ひとりが、それぞれの興味や関心、目的、体力に応じたスポーツに親しむことができるよう、多様化するスポーツニーズに対応できる社会体育指導者の養成と資質の向上に努めています。

また、スポーツ施設については、ほとんどの施設において建築後30年が経過し、経年による老朽化が進行しているとともに、市民が質の高いスポーツに触れる機会が減少しており、スポーツ施設の整備・充実が課題となっています。

■取組方針

①市民主体のスポーツ活動の推進

スポーツ少年団指導者の育成やスポーツ推進委員の研修会の充実、また、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実や自発的なスポーツ活動に取り組みやすい情報発信に努めます。

②スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

市主催のスポーツイベントにおいては、運動経験の少ない市民にも、参加しやすい内容のスポーツイベント開催を検討します。

③スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

スポーツ・レクリエーション施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズを把握し、利便性と機能性の向上に努めます。

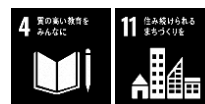
重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	スポーツふれあい普及促進事業 (スポーツ振興課)	スポーツ推進員等が要望のある地域を訪問し、スポーツを安全に楽しめる機会をすることにより、普及促進を図ります。	本事業イベント参加者数 (1,176人(R1))		
			1,950	2,000	2,050
①	ニュースポーツのつどい促進事業 (スポーツ振興課)	毎月、内町小学校の体育館及び運動場において、ニュースポーツの集いを実施し、市民の健康増進と交流促進を図ります。	本事業イベント参加者数 (394人(R1))		
			450	500	550
②	市民スポ・レクフェスティバル開催 (スポーツ振興課)	各競技主管団体と協議しながら、市民が様々なスポーツ・レクリエーションに参加する機会を提供します。	本事業イベント参加者数 (3,028人(R1))		
			3,700	3,750	3,800

関連する計画・方針等

第3期徳島市教育振興基本計画、徳島市スポーツ施設個別施設計画

施策15：生涯学習の推進



■目指すべき姿

様々な社会教育施設を中心に、あらゆる機会に、あらゆる場所において、生涯にわたって自由に学ぶことができる環境が充実しており、学習を通して生活の充実が図られ、生きがいを持って心豊かな生活を送っています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R 1)	目標値	
		R 5	R12
公民館や博物館の講座が充実し、学びやすいと思う市民の割合（％）	43.7(R2)	47	54
主な生涯学習活動への参加者数（万人）	4.3	4.4	4.5
図書の貸出冊数（万冊）	113.2	114	116

■社会情勢の変化

近年における社会の成熟化や国際化、急速な情報化の進展に伴って、人々の学習ニーズは多様化・複雑化しています。社会生活を営む上で必要な知識や技術に関する学習、趣味や教養など生きがいとしての学習、さらには激甚災害への備えなどの現代社会が直面している様々な課題に関する学習など、多岐の分野にわたる学習への関心と意欲が高まっています。

■本市の現状と課題

本市では公民館や、図書館、徳島城博物館などの社会教育施設を中心に、各種講座を開設するとともに、ニーズに沿った資料・情報を提供することで、生涯学習の支援に努めています。今後、市民や地域のニーズがますます多様化・複雑化していくことが予想されるため、その体制をさらに拡充していくことが重要であるとともに、いつでも、どこでも、だれでも自由に学ぶことができる環境を構築していくことが課題となっています。

■取組方針

①身近な学習環境の整備

身近な地区公民館や小学校、幼稚園等で地域在住の人材等を講師として活用し学習の機会を提供するとともに、学習推進者となる人的資源の拡充を目指します。

また、図書館においては、多様化・複雑化する市民のニーズや地域課題に対応できるよう蔵書の充実に努めます。

②各種イベント・講座等の充実

関係機関・団体との連携を強化することにより、民間のノウハウ等を活用し、工夫を凝らした各種イベントや講座等を実施することで、学習への興味や関心を高めるとともに、これまで参加することのなかった層の参加を促します。

③情報発信の強化

社会教育施設間の連携を促進し、情報の共有化を図るとともに、これまでの紙媒体での情報提供に加え、ホームページ、SNS等を活用したきめ細やかな情報を積極的に発信します。

重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	学習機会の提供支援事業 (社会教育課)	地区公民館等が主体的に企画・運営し、子どもが「生きる力」を学び、様々な体験を経験できる講座開設を支援します。	地域学遊塾開催回数 (20回 (R2 見込))		
			40	60	80
①	地域住民交流促進事業 (社会教育課)	講座やイベントの開催をとおして地域住民の交流を図り、相互理解と地域社会への参加を促進します。	地域住民交流の参加者数 (1,500人 (R2 見込))		
			1,500	1,600	1,600
①	図書館事業 (社会教育課)	図書館が有する資料や情報を利用し、子どもから大人まで多くの市民が自ら調べ、自ら学ぶことができる環境の充実を図ります。	図書館の利用登録者数 ※累計(129,000人(R2 見込))		
			131,000	133,000	135,000
②③	教育普及活動の推進 (徳島城博物館)	広報活動の拡充により、各種博物館事業に市民が参加しやすい環境づくりに努め、時宜にかなった展示会や博物館講座、各種イベント等を実施します。	徳島城博物館入館者数 (44,500人 (R2 見込))		
			45,000	45,500	46,000
②	考古資料館事業 (社会教育課)	考古資料館の事業に市民が参加しやすい環境づくりに努め、考古学に関する展示会や関連講座、各種イベント等を実施します。	考古資料館入館者数 (6,700人 (R2 見込))		
			6,800	6,900	7,000

関連する計画・方針等

第3期徳島市教育振興基本計画

施策16：地域自治・協働の推進



■目指すべき姿

住民、NPO、企業など多様な主体が、地域の担い手として自ら積極的にまちづくりに参加しています。地域においては、各小学校区に活動の拠点となるコミュニティセンターが整備され、地域の課題は地域で解決し、地域自らの責任のもと地域運営（経営）を行い、地域が主体となって持続可能な地域コミュニティが形成されています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
町内会などの地域活動や、ボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合（％）	39.6(R2)	43	50
NPOなどとの協働事業数（事業）	93	108	135
新たな地域自治協働システム構築地域数（地域）	0	6	13

■社会情勢の変化

大規模な自然災害の発生や感染症の拡大に際し、個々の家庭や行政による対応に加えて、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が協力し、きめ細やかな対応・支援を行うことが、危機を乗り越えていく上で大いに効果を発揮することが再認識されています。

こうした中、国においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「多様化、複雑化する地域の課題の解決に向けて、地方公共団体だけでなく、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、多様なひとびとが活躍できる環境づくりを積極的に進める。」とする目標が掲げられました。

■本市の現状と課題

地域社会を支える各種団体の役員や構成員が高齢化しており、NPO団体の新規設立数も減少傾向にあります。今後は、活動の維持や次世代の担い手の確保等が課題となっています。

協働事業においては、行政のニーズとNPO団体の意識に乖離があり、建設的な意見交換及び連携を行える環境づくりが必要となっています。

少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化により、地域住民相互の連帯感や結びつきが希薄化しています。

地域課題の多様化、複雑化により、行政だけではなく、地域で多様な主体が連携し、地域の課題解決に地域で取り組む必要性が高まっています。

各地域団体が、主にコミュニティセンター等を拠点として、各種事業の実施や、地域と行政との橋渡しを行っています。

■取組方針

①地域による主体的なまちづくりの推進

住民の地域活動への参加を促すための情報発信や各種活動への支援を行います。また、地域と行政が連携し、より良い地域づくりを進めるために必要な仕組みを整えます。

②コミュニティセンターの活用の推進

コミュニティセンターが安全かつ機能的に利用されるよう、計画的な維持・補修を実施するとともに、各地域団体と連携しコミュニティセンターの活用の推進を図ります。

③協働事業の推進

NPOや企業など多様な主体と行政との協働を推進するため、行政との連携調整や各種研修の実施、協働事業に対する補助金などの支援を行います。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	新たな地域自治協働システム構築事業 (市民協働課)	地域団体やNPO、企業等を含む地域の多様な主体が連携・協働しながら、地域社会の運営に参加し地域課題を地域自ら解決する仕組みを構築します。	地域まちづくり計画策定地域数(4地域(R2))		
			4	5	6
①②	地域コミュニティ活動・運営の支援 (市民協働課)	地域コミュニティの活動や運営を支援し、住民の地域活動参加の促進とコミュニティセンター活用の推進を図ります。	支援地域数 (26地域(R2))		
			26	26	26
②	コミュニティセンターの整備 (市民協働課)	各地域の拠点施設であるコミュニティセンターを安全かつ機能的に利用できるよう計画的に維持・補修を行い、各地域団体と連携しコミュニティセンター活用の推進を図ります。	コミュニティセンターの大規模改修施設数 (2施設(R2))		
			1	1	1
③	地域づくり活動団体等支援 (市民協働課)	各種研修の実施、NPO等からの相談業務や広報活動に取り組み、継続的な活動支援を行います。	市民活動等の相談・対応件数 (70件(R2見込))		
			75	80	85
③	協働事業の実施 (市民協働課)	協働事業に関する研修を行い、職員の意識啓発を図ります。また、協働事業に対する一部補助を行い、活動の拡大を図ります。	協働事業実施件数 (3件(R2))		
			3	3	3

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、協働の基本指針、地域施設整備計画

施策17：防災・減災対策の強化



■目指すべき姿

市民が日頃から防災について考え、自ら主体的に取り組む「自助」、地域住民が互いに手を取り助け合う「共助」、そして、行政が市民や地域の活動を支援し、自助、共助では対応できない課題に取り組む「公助」、この3つがそれぞれ最大限に役割を果たすことで、大規模自然災害や複合災害に対しても可能な限り被害を軽減させ、迅速な復興が可能となる安全・安心なまち「とくしま」が構築されています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
災害への備えが整っていると感じる市民の割合（％）	45.3(R2)	48	55
地区別津波避難計画策定率（％）	57.9	89.5	100
防火・防災訓練等への参加者数（人）	43,773	50,000	50,000
地域住民が主体となった避難所運営協議会の設立（地区）※累計	5	8	15
市民総合防災訓練（感染症対策含む）の実施地区数（地区）※累計	6	12	26

■社会情勢の変化

今後30年以内に70～80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進はもとより、近年は、地球規模の気候変動や温暖化の影響による自然災害（大雨による洪水災害、土砂災害、台風に伴う高潮災害等）の激甚化、広域化への対応も求められています。

また、自然災害以外にも、新たな危機事象として新型コロナウイルスのような感染症への迅速、適切な対応も求められ、さらに、これまで地震や台風、大雨といった「一つの災害」に向けられていた対応は、感染症禍における災害発生という複合災害に対しても、しなやかに対応していかなければなりません。

■本市の現状と課題

南海トラフ地震による津波浸水想定や被害想定、中央構造線・活断層地震による被害想定に基づいた地震・津波対策に加え、想定最大規模降雨及び想定し得る最大規模の高潮等への対策を計画的かつ着実に推進し、被害の軽減を図っています。

近年においては、激甚化する風水害や土砂災害への対応も急務であり、本市の体制や地域防災力の強化が重要になるとともに、武力攻撃、パンデミック等の危機事象に対する体制の強化や複合災害への対応も必要になります。

さらに人口減少や高齢化の進行に伴い、地域防災の担い手の確保が課題となる中、地域防災の中心的な存在である自主防災組織の充実と併せて、今後、地域住民が主体となってまちづくりに取り組む新たな地域自治協働システム等を構築して、地域活動のあらゆる場面で防災力の強化に取り組むことが求められます。

■取組方針

①行政による防災機能（公助）の強化

総合防災マップの作成や津波避難ビルの指定拡充、避難所となる施設等の衛生対策など、行政による災害対応「公助」の機能強化を図ります。

②地区住民による防災体制（共助・自助）の強化

地区自主防災組織の充実・活性化を図るほか、地区の実情を考慮した津波避難計画の策定など、地区住民による防災体制「共助」、「自助」の強化を行います。

また、地区住民が主体となってまちづくりに取り組む新たな地域自治協働システムが構築された地域には、各種活動に防災の視点を導入できるよう連携・支援を行います。

③防災意識の向上

市民防災研修会を実施するなど、新しい生活様式と防災意識の結びつき等、市民が日頃から防災について考える機会の充実を図ります。

④危機事象への対応力強化

武力攻撃やパンデミック等の危機事象から市民を守るため、国、県及び関係機関等との連携を含め、迅速かつ的確な対応がとれるよう、訓練・研修などにより、職員の災害対応能力の強化を図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
②③	市民総合防災訓練の実施 (防災対策課)	将来発生することが想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、避難所運営訓練を主体とした総合防災訓練を実施します。	避難所運営訓練実施地区数 (6地区 (R2))		
			8	10	12
②③	地区別津波避難計画の策定支援 (防災対策課)	徳島市津波避難計画に基づき、地区の実情を考慮した津波避難計画の策定を支援します。	地区別津波避難計画策定数 (11地区 (R2))		
			13	15	17
②③	避難支援マップの作成支援 (防災対策課)	徳島大学と連携して、住民自らが考え作成する避難支援マップの作成を支援します。	避難支援マップ作成地区数 (20地区 (R2))		
			22	24	26

■関連する計画・方針等

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市地域防災計画、徳島市国民保護計画

施策18：消防・救急体制の充実



■目指すべき姿

市民はもとより本市を訪れる全ての人に、質の高い消防・救急サービスが提供されるとともに、市民自らが、防火・防災意識の高揚を図り、住宅防火対策を実践し、みんなで安心・安全に取り組むまちとなっています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
災害への備えが整っていると感じる市民の割合（％）	45.3(R2)	48	55
防火・防災訓練等への参加者数（人）	43,773	50,000	50,000
住宅用火災警報器の設置率（％）	83	95	100
小・中学校及び高等学校の救命講習実施率（％）	81.3	100	100

■社会情勢の変化

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、「国土強靱化基本法」を定めて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することや、生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を目指し、施策を推進しています。

また、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団への加入促進、処遇改善、装備の充実強化、教育・訓練の充実を図るため、国及び地方公共団体は、必要な措置を講ずることとされました。

■本市の現状と課題

南海トラフ地震をはじめとする突発的な自然災害等の発生に備えるため、次世代を担う子どもたちに命の大切さや救命法の重要性を広く浸透させるとともに、防火・防災リーダーの育成に取り組んでいく必要があります。

さらには、自然災害だけでなく、市民生活を脅かす感染症や自然災害と感染症との複合災害など、新たなリスクへの対応が求められています。

最前線で市民の生命や財産を守る常備消防や消防団の活動基盤となる施設や装備の充実と、災害対応力の向上を図り、総合的な消防力の強化を図っていく必要があります。

■取組方針

①世代を超えた防火・防災意識の普及啓発

地域ぐるみで助け合いができるよう日頃から連携を図るとともに、地域リーダーを育成し、防火・防災意識の普及啓発を図ります。

②住宅防火対策の推進

住宅火災の死者を低減させるため、住宅用火災警報器の全世帯設置に努めるとともに、適切な維持管理について普及啓発を図ります。

③次世代を担う小・中学生及び高校生を対象とした救命講習の実施

人口減少と高齢化社会の進展を見据えて、次世代を担う小・中学生及び高校生を対象に救命講習を実施し、命の大切さや救命法の重要性を広く浸透させます。

④消防力の強化

誰もが安心・安全に暮らせるよう、全ての人に質の高い消防・救急サービスを提供するため、消防局が保有する施設、装備及び人員の充実強化を図ります。

⑤魅力ある消防団づくり

消防団員の加入促進、処遇の改善、消防団の装備・教育訓練の改善を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に取り組みます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	子ども防火・防災啓発推進 (消防局)	小学生等を対象に防火・防災意識の普及啓発を図り、消防に対する興味や理解を深めるとともに将来における防火・防災リーダーの育成を行います。	移動消防署の実施率(3年で全小学校で実施)(0%(R2))		
			100	100	100
②	住宅用火災警報器の設置推進 (消防局)	徳島市住宅用火災警報器設置対策実施計画に基づき、住宅用火災警報器の設置率の向上及び既設世帯に対する適切な維持管理の普及啓発を図ります。	住宅用火災警報器の設置率(83.3%(R2))		
			85	90	95
④	119番通報受理体制の強化 (消防局)	外国人や聴覚・言語機能に障害のある方からの119番通報等に迅速かつ的確に対応し、誰もが質の高い消防・救急サービスが受けられるよう取り組みます。	NET119緊急通報システムへの登録者数 ※累計(92人(R2見込))		
			94	97	100

■関連する計画・方針等

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市公共施設等総合管理計画

施策19：生活安全の推進



■目指すべき姿

自立した消費者による消費者市民社会が実現され、誰もが安全・安心な消費生活を営んでいます。また、市民の防犯や交通安全に対する意識が向上し、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちとなっています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
交通安全や防犯対策により安全に暮らせるまちと感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
刑法犯認知件数（件）※暦年	1,497	1,400	1,300
交通事故発生件数（件）※暦年	1,118	900	700

■社会情勢の変化

消費者行政では、地域社会から孤立した高齢者・障害者・若年者等の増加が進んでおり、誰もがアクセスしやすい相談体制や充実した見守り体制の整備が必要とされています。また、SDGsの採択を受け、人や社会・環境に配慮した倫理的消費（エシカル消費）など持続可能な社会の実現に向けた取組への関心が高まっています。

徳島県においては、令和2年7月に消費者庁の新たな恒常的拠点として「消費者庁新未来創造戦略本部」が設置され、さらに充実した消費者行政の展開が期待されています。

全国的に交通事故発生件数、死者数が減少する中、高齢者の占める割合は増加し、高齢運転者による事故も多く発生しています。運転者対策として、平成29年3月から道路交通法が改正され、75歳以上を対象とした「臨時認知機能検査・臨時高齢者講習」が導入されています。また、自転車側が加害者となる事故の増加に伴い、平成27年から危険行為を繰り返す運転者には安全講習の受講が義務付けられています。

■本市の現状と課題

消費生活センターに寄せられる相談は多様化、複雑化するとともに、60歳以上の相談者の割合は、平成29年度から4割を超え増加傾向にあり、最新情報の提供や高齢者等の脆弱な消費者に対する相談体制の充実が求められています。

詐欺、窃盗などを含む本市の刑法犯認知件数は、近年減少傾向にありますが、市民の防犯意識の向上や環境整備の取組は継続して実施する必要があります。

本市の交通事故発生件数は、平成13年をピークに減少していますが、令和元年には、高齢者の占める割合は、交通事故発生件数の4割、交通事故死者数の6割を超えています。自動車の安全性能は格段に向上しその効果も期待されますが、高齢者の安全意識の浸透は十分とはいえず、交通安全教育や啓発など重点的な取組が必要です。また、本市は、全国有数の自転車交通分担率の高い都市であり、徳島駅前広場等の放置自転車対策や自転車利用者への交通ルールの周知とマナーの向上に努める必要があります。

このような生活安全対策を推進するためには、国、県、警察等の関係機関や地域との連携が不可欠であり、共に取り組んでいく必要があります。

■取組方針

①消費者啓発の推進

消費生活に関する最新情報の収集や啓発パンフレット等による情報提供及び各種講座等による消費者教育など、消費者団体等と連携を図り、啓発活動を推進します。

②消費生活相談の充実

消費生活センターにおいて、関係機関と連携し、消費生活に関するトラブルの防止や被害に関する相談に対応するとともに、高齢者を対象とした見守り体制を活用し、消費生活センターの周知を図ります。

③防犯の推進

関係団体や地域と連携し、夜間の犯罪防止や通行の安全を図るため、町内会等が行う防犯灯の設置・維持管理などに対して支援を行います。

④交通安全対策の推進

高齢者に重点を置いた交通安全対策を推進するとともに、徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車対策を継続して行い、自動車運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者についても交通ルールの周知とマナーの向上を図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	消費者啓発事業 (市民生活課)	情報誌・啓発冊子の発行やホームページの内容充実及び消費生活講座等の開催を通じて、消費生活に関する情報提供や周知啓発を行います。	消費者啓発事業の参加者数 (956人(R1))		
			1,000	1,000	1,000
②	消費生活センターの充実 (市民生活課)	関係機関と連携し、消費生活相談の充実と消費生活センターの周知を図り、高齢者等の消費者被害防止に向けた取組を推進します。	消費生活センター利用者数 (1,313件(R1))		
			1,350	1,400	1,450
③	防犯灯電灯料金の助成 (市民生活課)	町内会等が維持管理する防犯灯の電灯料金を助成することにより、夜間における犯罪の防止と通行の安全を図ります。	助成対象防犯灯数 (12,600灯(R2見込))		
			12,730	12,860	12,990
④	交通安全教室及び交通安全キャンペーンの実施 (市民生活課)	交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施を通して交通安全知識の普及を推進します。特に高齢者を対象とした交通安全教育や啓発に重点的に取り組みます。	高齢者交通安全教室受講者数 (2,769人(R1))		
			2,800	2,850	2,900

■関連する計画・方針等

徳島市交通安全計画

施策20：生活道路の整備



■目指すべき姿

災害に強く、人にやさしい道路環境が整備され、誰もが安全で快適に道路や橋を利用してきています。また、市民と行政が連携して適切な道路の維持管理をしています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
安全で安心して、道路や橋が利用できていると感じる市民の割合（％）	51.4(R2)	54	61
長寿命化対策の橋りょう数（橋）※累計	11	149	計画見直し時設定(R10)
緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化率（％）	68.0	82.0	100.0
市道の改良率（道路幅4m以上の舗装された道路の割合）（％）	63.3(H30)	64.4	66.4
無電柱化をした市道の延長（km）※累計	4.9	4.9	6.0
自転車通行空間を整備した市道の延長（km）※累計	0.5	9.0	計画見直し時設定(R10)
みちピカ事業の実施延長（km）※累計	48.0	49.0	51.0

■社会情勢の変化

平成24年の笹子トンネル事故を踏まえ、生活や経済の基盤であるインフラが的確に維持されるよう、国は平成25年を社会資本メンテナンス元年とし、施設の老朽化対策を総合的・重点的に取り組む方針となりました。橋りょうは、国が定める基準に基づき5年に1回の頻度で近接目視による点検が定められています。

平成24年、登下校中の児童が巻き込まれる交通事故が発生し、令和元年には歩道を通行していた園児等の交通事故が発生したことを踏まえ、通学路や未就学児等の日常的な移動経路における安全確保のため、全国で緊急合同点検を実施しました。

平成28年、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保を目的とした「無電柱化推進に関する法律」が施行され、国が四国地区における「無電柱化推進計画」を策定したことから、県は市内の県道で電線共同溝方式の整備を進めます。

自転車は、日常生活における便利な交通手段であるだけでなく、環境負荷低減や健康増進、観光振興などの効果があり、この利活用に大きな期待が寄せられています。こうした中、「自転車活用推進法」が平成29年に施行され、国・県は「自転車活用推進計画」を策定しています。

■本市の現状と課題

市民の暮らしの基盤となる市道は、平成31年4月現在、この延長と改良率がそれぞれ1,591km、63.3%であり、十分といえない整備状況にあります。一方、高度成長期に整備された道路施設が老朽化していることから、効果的・効率的に施設の維持修繕を行わなければなりません。

また、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に備え、橋りょうの長寿命化や耐震化の対策を進めるとともに、市道の無電柱化や避難路の整備などを行うことが必要になっています。

本市は、自転車分担率が高く、全国有数の自転車都市であるにも関わらず、自転車通行空間の整備状況や

自転車交通事故件数の減少割合が他都市よりも低い水準にあります。こうした中、令和2年に「徳島市自転車活用推進計画」を策定し、自転車を安全で快適に利用できる通行空間を整備するとともに、自転車利活用を推進する施策展開が求められています。

平成18年から道路を清掃するみちピカ事業を実施していますが、団体の事業参加が鈍化し、地域住民の連帯感や結びつきが希薄化しており、幅広い年齢層の参加や団体数の確保が課題になっています。このことから、令和元年に功労者表彰実施要領を定め、10年間活動している団体を顕彰し、事業継続の動機付けを行っています。今後は、みちピカ事業に加え、応急対応や道路情報共有化など、市民と行政が連携・協力する仕組みが必要になっています。

■取組方針

①橋りょうの適切な管理

橋りょう（橋長2m以上）の定期点検結果を踏まえ、「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」を見直すとともに、この計画に基づいた橋りょうの長寿命化を行います。

また、「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき緊急輸送道路や避難路等に係る橋りょうの耐震化を図ります。

②道路の適切な管理

道路の点検・診断・措置・記録などのメンテナンスサイクルを確立し、災害時対応も想定に入れた予防保全型の管理を行います。

③市道無電柱化の促進

四国地区無電柱化協議会において、無電柱化計画に係る検討や事業実施を協議し、市道無電柱化の促進を図ります。

④自転車利活用の推進

「徳島市自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行空間を整備するとともに、この計画の進捗管理を行い、自転車利活用を推進します。

⑤連携・協力による道路管理

市民が道路を身近に捉え、大切にする意識を培うため、市民と行政が連携・協力する仕組みづくりを検討します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①②	橋りょうの 長寿命化及び 耐震化 (道路建設課・ 道路維持課・ 耕地課)	「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」、「徳島市橋梁耐震化計画」に基づき、橋梁の長寿命化及び耐震化対策を行います。	長寿命化対策の橋りょう数 ※累計 (11橋 (R1))		
			76	110	149
			緊急輸送道路や避難路等に 係る橋りょうの耐震化率 ※累計 (68% (R1))		
			76	79	82
①②	橋りょうの 定期点検 (道路建設課)	「徳島市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の定期点検を実施し、5年毎に長寿命化修繕計画の見直しを行います。	定期点検を行う橋りょう数 (小規模橋りょう477橋 (R1))		
			128 重要 橋りょう	270 中小規模 橋りょう	計画の 見直し

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
②	道路ストック 点検事業 (道路維持課)	道路の重要度や橋りょう・舗装・照明灯など道路ストックの情報を整理した施設カルテを整備し、予防保全型の道路管理に取り組みます。	施設カルテの整備率 ※累計 (44% (H30))		
			70	80	100
③	無電柱化事業 (道路建設課)	将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、防災機能の強化や安全な歩行空間を確保するため、道路上の電線類を地下に收容するものです。 (※当面は次期無電柱化事業に向けた調査・研究を行う)	次期無電柱化事業の検討 (調査研究 (R2))		
			調査研究	調査研究	検討
④	自転車通行空間の整備 (道路建設課)	徳島市自転車活用推進計画に基づき、計画的に自転車通行空間を整備し、安全で快適な自転車ネットワークを構築します。	自転車通行空間を整備した市道の延長 ※累計 (0.5km (R1))		
			3.0	6.0	9.0
⑤	道路愛護運動事業 (道路維持課)	市民協働による道路管理を促進するため、清掃などを行うみちピカ事業の支援を行います。	本事業の清掃活動に係る道路延長 ※累計 (48.0km (R1))		
			48.3	48.7	49.0

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、徳島市国土強靱化地域計画、徳島市立地適正化計画
徳島市橋りょう長寿命化修繕計画、徳島市橋梁耐震化計画、徳島市自転車活用推進計画

施策21：上水道の整備



■目指すべき姿

市民がいつでもどこでも安全・安心においしい水を飲むことができます。また、災害等でも水道施設への被害が最小限にとどめられ、被災した場合でも迅速な復旧ができるとともに、環境に配慮した事業運営や安定的かつ効率的な事業経営ができています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
水道が安全で安心して使えると感じる市民の割合（％）	91.9(R2)	95	100
上水道普及率（％）	93.1	93.5	94.0
有収率（水道料金徴収の対象となった水量の割合）（％）	95.0	96.0	96.0
水道管の耐震管率（％）	36.0	41.6	48.0

■社会情勢の変化

上水道に関しては、これまでの拡張を前提に施策を講じてきましたが、人口減少傾向が確定的になり、給水人口や給水量の減少を前提とする施策への転換が必要となりました。また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害対策の抜本的な見直しを余儀なくされるなど、水道を取り巻く環境が大きく変化する中で、国は、50年後、100年後の将来を見据え、水道が目指すべき方向性などを提示した「新水道ビジョン」を平成25年3月に策定しました。

さらに平成26年8月には、国は、経営環境が厳しさを増す中であっても、住民生活に欠くことのできない重要なサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくための「経営戦略」を策定するよう、水道事業者などの公営企業に対して要請しました。

■本市の現状と課題

平成22年3月に第4期拡張事業が完工したことなどにより、水道普及率は93.1％（令和元年度末）となり、市内にお住まいのほとんどの方に安全・安心な水道水を供給できるようになりました。

しかし、使用水量については、平成13年度をピークに減少しており、今後も少子高齢化・人口減少や節水型社会への移行などにより、水需要の減少傾向は続くものと想定されています。

一方、水道施設については、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、耐震化事業を進めていますが、第3期拡張事業以前に整備された管路・施設が今後大量に更新時期を迎えることに加え、水需要が減少を続けていることから、施設の効率的な運用やダウンサイジング等を考慮した、より計画的な水道施設の更新・再構築が必要となっています。

このような中、本市では、今後も安全で良質な水道水を安定して供給し続けるため、「安全」「強靱」「持続」を施策の三本柱とした「徳島市水道ビジョン2019（計画期間：2019年度（令和元年度）～2028年度（令和10年度））」を平成31年3月に策定しました。今後は、同ビジョンに掲げる将来像に向け、各施策を着実に実行していきます。

■取組方針

①安全「いつでも安心して使える水道水の供給。」

水道は、生命や健康に直接関わる重要なライフラインであり、市民の皆さまに安全・安心な水道水をお届けすることが水道事業の使命です。目標を達成するため、水源から蛇口に至る全ての過程での水質向上を目指し、水質監視・検査を強化します。

②強靱「どんなときでも供給できる強靱な水道の構築。」

日常生活に欠かせない重要なライフラインである水道を、平常時はもとより、地震や豪雨等による大規模災害が発生しても、市民の皆さまにお届けすることを目標とします。目標達成には、施設の老朽化対策や耐震化を進めるとともに、万が一、水道施設が被災した場合でも、迅速な復旧や応急給水が可能な体制作り（ソフト、ハード両面）が不可欠となります。

③持続「将来にわたり運営可能な水道の構築。」

人口減少社会の到来や節水型社会への移行など、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増しても、安全と安心を確保し、お客さまに満足していただける水道水の供給を継続することを図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	水質監視・検査の強化 (上下水道局)	色、濁り、消毒の効果について、毎日検査を市内16箇所を実施します。(12箇所を委託業務、4箇所を水質自動測定装置で測定)	給水栓水質検査(毎日)箇所密度 (15.1箇所/100km ² (R1))		
			15.1	15.1	15.1
①	鉛製給水管対策 (上下水道局)	老朽管更新事業等による配水管布設替にあわせた解消や鉛製給水管取替工事助成制度により鉛製給水管の取替を行うことで早期解消を目指します。	鉛製給水管の解消件数 (858件 (R1))		
			1,000	1,000	1,000
②	基幹管路の整備及び耐震化 (上下水道局)	災害時にも十分機能する水道施設の構築を図るため、効果的・効率的な基幹管路の耐震化に取り組みます。	基幹管路の耐震管率 (49.45% (R1))		
			49.92	50.07	50.22
②	漏水防止対策の推進 (上下水道局)	市内全域の配水管・給水管の漏水調査を効果的・効率的に行い、漏水量の削減を図り、有収率の向上に務めます。	推定漏水量 (797,000m ³ (R1))		
			780,000	750,000	730,000
③	施設の省エネルギー対策 (上下水道局)	水道事業は、多くのエネルギーを消費するため、温室効果ガス排出量の削減と効率的で経済的な水運用を行うことで省エネルギー化を推進します。	施設使用(商用)電力量 (1,082万 kWh (R1))		
			1,080	1,080	1,080

■関連する計画・方針等

徳島市水道ビジョン2019

施策22：雨水対策の推進



■目指すべき姿

多発する集中豪雨への雨水対策が進み、浸水被害から市民の生命・財産が守られています。また、市民と行政が連携して適切な河川水路の維持管理をしています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
水害への備えが整っていると感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
都市浸水対策の達成率（％）	71.9	72.7	74.0
都市下水路ストックマネジメント計画の策定数（箇所）※累計	2	4	8
水路等の一斉清掃の参加者数（人）	15,736	16,000	16,000

■社会情勢の変化

令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、大規模な台風や豪雨による甚大な被害が全国各地で発生しています。今後も気象変動の影響に伴う豪雨が頻発化・激甚化すると想定されることから、河川氾濫や内水氾濫が発生すると考えられます。

国が平成28年に吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会を、県が平成30年に徳島県東部圏域二級河川大規模氾濫減災対策協議会を設置しました。この対策協議会は、関係地方自治体と連携して減災目標を共有する「水防災意識社会」の再構築を目的とし、浸水被害に備える対策を一体的・計画的に推進する協議をしています。また、県は流域における水管理を総合的・計画的に推進する「とくしま流域水管理計画」を平成30年に策定しました。

国は、令和2年に流域治水協議会を設置し、集水域から氾濫域にわたるあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進しています。

公的施設の維持管理は、住民のボランティア意識の高まりにより、官民協働で取り組む事例が増えていますが、少子高齢化や人口減少、多様な価値観、ライフスタイルの変化により、地域住民の連帯感や結びつきが希薄化しています。

■本市の現状と課題

公共下水道や都市下水路の整備による都市浸水対策達成率は、令和元年度末で71.9%となり、一定の整備が進んでいますが、都市化進展に伴う雨水流出量が増加し、頻発化・激甚化する豪雨被害が想定されることから、効果的・効率的な雨水対策を検討することが必要になっています。

高度成長期に整備されたポンプ場や排水機場などの排水施設が老朽化しており、被害が生じれば、社会経済活動に重大な影響を与えることから、計画的な施設の維持管理が必要になっています。

公共下水道や都市下水路については、施設状態を客観的に評価し、中長期的な施設状態を予測しながら維持管理・更新を行う「ストックマネジメント計画」を順次策定し、施設を計画的に管理しています。

また、水路等の一斉清掃については、参加者が固定化され、地域住民の高齢化が進んでいることから、参加者数の維持や幅広い年齢層の参加が課題であり、市民協働のあり方の検討が必要になっています。

■取組方針

①雨水対策の推進

過去の浸水実績などから計画的な施設整備や雨水流出抑制対策の検討を進め、効果的・効率的な整備方針を立案し、浸水区域の解消や浸水被害の軽減を図ります。

②下水道施設の適切な管理

機器の作動状況を確認し、ポンプ稼働時の信頼性向上を図るとともに、「ストックマネジメント計画」や「耐水化計画」を策定し、長寿命化を図り、施設管理を計画的に行います。

③ポンプ場の耐震化

耐震診断を順次実施し、想定される被害の程度や要求機能の緊急度を踏まえ、施設ごとの優先順位を定めて耐震対策を効果的・効率的に行います。

④連携・協力による河川水路の保全

河川水路の機能を適切に維持するとともに、河川水路の大切さを意識してもらうための啓発活動を行い、市民と行政が連携した河川水路の維持管理に向け、今後の市民協働のあり方を検討します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	都市下水道事業 (河川水路課)	市街地における浸水区域解消対策として、過去の浸水実績から都市下水道などの計画的な整備を進めます。	都市下水道整備面積 (0.82ha (R2))		
			2	2	2
①	浸水対策事業 (上下水道局)	北部処理区の分流地区における雨水計画を見直し、雨水施設整備を計画的に実施し、浸水被害の軽減を図ります。	事業計画区域に対する面整備率 (0% (R2))		
			計画見直し	設計	19.5
②④	下水道施設の老朽化対策 (上下水道局)	適切な予防保全のもと、計画的な修繕・改築により、持続的な下水道機能の確保に取り組みます。	対策済み設備数 ※累計 (1設備 (R2見込))		
			2	5	13
②	都市下水道ポンプ場改築更新事業 (河川水路課)	都市下水道ポンプ場施設の老朽化状態を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理します。	都市下水道ストックマネジメント計画の策定数 ※累計 (2箇所(R2))		
			3	3	4
③	下水道施設の地震・津波対策 (上下水道局)	被災時における下水道機能を確保するため、ポンプ場・処理場施設の耐震・耐津波化を図ります。	耐震・耐津波化工事実施済み施設数 ※累計 (0施設(R2))		
			1(診断)	1(診断)	1(設計)
③	都市下水道ポンプ場耐震診断事業 (河川水路課)	都市下水道ポンプ場の耐震診断を順次実施し、施設ごとの優先順位を定めて耐震対策を効果的・効率的に行います。	都市下水道ポンプ場耐震診断計画の策定数 ※累計 (1箇所 (R2))		
			3	6	8
④	一斉清掃事業 (河川水路課)	本市とNPOが連携して、水路の清掃活動を行います。	水路等の一斉清掃の参加者数 (15,736人 (R1))		
			16,000	16,000	16,000

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、徳島市国土強靱化地域計画、徳島市立地適正化計画
 徳島市公共下水道事業計画、徳島市都市下水道事業計画
 徳島市都市下水道ストックマネジメント計画 (津田中央・新浜)

施策23：環境の保全と向上



■目指すべき姿

市域全体で自主的な環境保全活動が促進され、温室効果ガスの排出が抑制された社会が実現されています。また、人と自然が共生できる健全な環境が創出されています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
省エネルギーに取り組んでいると感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
環境基準の達成状況（達成検体数/総検体数）（％）	94.6	95	100
市域からの温室効果ガス総排出量（万トン-CO ₂ ）	197.8(H29)	調整中	調整中
住宅用太陽光発電システム設置件数（累積件数）	5,326	7,000	10,000
出前環境教室参加人数（累積人数）	1,436	7,000	17,000

■社会情勢の変化

従来から公害を防ぐため、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害対策に関する法律に基づき対策を進めてきましたが、近年では地域でより総合的・計画的な対応がとれるよう騒音・振動、悪臭に関わる地域指定や「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく許可手続等の事務が県から市に権限移譲されています。

また、「京都議定書」に代わる新たな地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が平成28年（2016年）に発効したほか、県も温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を平成29年（2017年）に施行するなど、温室効果ガス排出量の削減は世界全体の喫緊の課題となっています。

地球温暖化をはじめとする環境問題は多様化・複雑化しており、その解決には市民、事業者及び市のあらゆる主体が自主的な取組を進めるとともに、問題意識を共有し、共通の理解や合意を形成しつつ、それぞれの立場に応じた役割分担のもと取り組んでいくことが重要となります。

■本市の現状と課題

市域では、通常の事業活動や家庭生活に伴い発生する温室効果ガスの排出が大きく増加しているほか、生活排水による水質汚濁や規制のかからない事業場・家庭からの騒音といった都市型・生活型トラブルも起きており、こうした問題を解決するためには現代の社会経済活動やライフスタイルを見直していくことが大切です。

このため市民一人ひとりが環境への理解と認識を深めることができるよう、環境教育・環境学習に取り組む必要があります。

本市では、「第3次徳島市環境基本計画（徳島市地球温暖化対策推進計画を含む）」に基づき、多様化する環境問題に対して総合的・計画的に取組を進めます。

■取組方針

①環境保全施策の総合的な推進

「第3次徳島市環境基本計画」に掲げた取組や目標を確実に実行し、本市の環境施策について総合的・計画的に取組を進めていきます。また、市域の水質や大気などの環境保全に向けて環境監視を行うほか、工場・事業場への立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。

②地球温暖化対策の推進

「第3次徳島市環境基本計画」の中で定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成を目指し、適切な情報の提供や普及啓発活動を通じて市民・事業者の省エネ行動の定着を図るほか、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用を促進します。さらに、国や県が掲げる目標を踏まえ、長期的・計画的な視点を持って脱炭素社会を目指した取組を推進します。

③市民による環境問題への取組に対する支援

環境問題に関する情報発信や環境学習の場を提供するほか、市民の自主的な環境保全活動が連鎖的に広がるよう人材育成や活動支援に努めます。また、市民・事業者・市がそれぞれの立場に応じて連携して取り組める仕組みづくりを推進します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	環境基本計画 推進事業 (環境保全課)	第3次徳島市環境基本計画(案)に掲げた施策(取組)の実施状況をまとめた環境報告書の作成等を行い、計画に掲げた取組を推進します。また、目標進捗状況を把握し、継続的改善に繋がります。	計画の進行管理 (計画策定・目標設定(R2))		
			計画 推進	目標進捗 状況把握	目標管理・ 継続的改善
①	良好な水質、大気環境等の保全事業 (環境保全課)	市域の水質や大気などの環境監視を行うほか、工場・事業場への立入調査による規制・指導を行い、良好な生活環境を確保します。	水質・大気・騒音の環境調査 地点数 (42地点(R2))		
			42	42	42
②	地球温暖化対策推進事業 (環境保全課)	市域の温室効果ガス総排出量削減に向け、市民・事業者のさらなる省エネ行動の定着を図るほか、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用促進を図ります。	環境家計簿などで省エネに 取り組む世帯の数 (250世帯(R2))		
			500	500	500
③	生活排水対策事業 (環境保全課)	生活排水対策推進計画に基づき、川をきれいにするための市民啓発を行います。さらに、2次計画がR2年度で期間満了となるため、3次計画を策定します。	第3次計画の策定及び推進 (計画検討(R2))		
			計画策定 目標設定	目標管理	目標管理
③	環境保全啓発事業 (環境保全課)	市民や事業者の自主的な環境保全活動が連鎖的に広がるよう、出前環境教室の開催や地域の環境改善に取り組む人材等の育成・活動支援を推進します。	子ども環境リーダー認定数 (498人(R2)) ※累計		
			600	700	800

■関連する計画・方針等

第3次徳島市環境基本計画(徳島市地球温暖化対策推進計画を含む)
第5次徳島市エコオフィスプラン、第2次徳島市生活排水対策推進計画

施策24：循環型社会・廃棄物処理の推進



■目指すべき姿

リデュース（廃棄物の発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の意識が浸透し、廃棄物の少ない、循環型社会が実現しています。

また、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備が進み、廃棄物を適正に処理する環境が整っています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
ごみの減量・リサイクルに取り組んでいると感じる市民の割合（％）	58.2(R2)	61	68
市民一人一日当たりのごみ排出量（g）	1,046	959	838
リサイクル率（％）	13.13	16.2	31.3

■社会情勢の変化

国は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に「循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）」を閣議決定しています。

平成20年の「第二次循環基本計画」では、循環型社会の形成を一層推進するため、①環境の保全を前提とした循環型社会の形成、②循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、③地域更生にも寄与する「地域循環圏」の構築など7つの項目を示しています。

平成25年の「第三次循環基本計画」では、それまで推進していた廃棄物の量に着目した施策に加え、資源利用の質にも着目し、①リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の社会経済システムの構築、②使用済製品からの有用金属の回収の推進、③循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用などの項目が示されています。

平成30年の「第四次循環基本計画」では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の総合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境更生などを掲げています。

■本市の現状と課題

本市が策定している「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、家庭ごみの減量と資源ごみのリサイクルを推進していますが、市民一人一日当たりのごみ排出量はほぼ横ばい傾向にあり、リサイクル率は低迷している状況です。

そのため、資源ごみの拠点回収の充実や資源ごみ回収団体の活動支援など、本市の事業をより一層推進するとともに、市民一人ひとりが各家庭でできる取組を周知・啓発し、家庭ごみの減量化と資源ごみ回収の強化を図る必要があります。

最終処分については、平成19年度から徳島東部処分場で埋立処分していますが、処分量は減少傾向にあるものの、経費は高い水準で推移しています。

ごみ処理施設の老朽化が懸念される中、既存ごみ処理施設の維持・補修を適切に行いながら、新たな施設の整備を進めています。

■取組方針

①ごみの発生・排出抑制の推進

市民や事業者と協働して、ごみ発生・排出抑制の施策に取り組むとともに、環境教育・普及活動を推進します。

②再資源化の推進

資源ごみの拠点回収や回収団体への支援のほか、様々な資源回収の取組を推進することにより、再生品の利用・普及を促進します。

③ごみ処理施設の整備

新たなごみ処理施設の整備など、一般廃棄物を適正に処理できる環境整備に取り組みます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①②	一般廃棄物処理基本計画の推進 (市民環境政策課)	平成29年6月に策定した徳島市一般廃棄物処理基本計画に基づき、平成29年度から令和13年度までの15か年の計画期間でさらなる廃棄物の減量及び適正処理を推進します。また、令和3年度は中間目標年度となり計画の見直しを行います。	ごみの減量と適正処理の推進 (実施 (R2))		
			計画の見直し	見直し完了	推進
①②	資源分別収集の推進 (市民環境政策課)	市民が排出した資源ごみについて、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、新聞紙、雑誌・ダンボール・紙パックの4分別で収集を実施し、資源ごみの再資源化を図ります。	徳島市エコステーション利用者数(延べ) (42,922人 (R1))		
			43,000	44,000	45,000
①	家庭ごみ・事業系ごみの減量化 (市民環境政策課)	市民に対して電気式生ごみ処理機・生ごみ処理容器を普及させ、利用をしやすくすることで、各家庭から排出される生ごみの減量化を推進し、家庭ごみの減量を図ります。	市民一人一日当たりのごみの排出量 (1,046g (R1))		
			997	977	959
①	ふれあい収集事業 (市民環境政策課)	一定の条件を満たす高齢者等のごみ出し支援が必要な家庭を対象にごみを分別収集し、状況に応じて声掛けも行うふれあい収集事業を実施します。	ふれあい収集新規利用世帯数(一世帯 (R2))		
			30	30	30
③	一般廃棄物中間処理施設整備事業 (環境施設整備室)	市民が排出した一般廃棄物を将来にわたり安定的に処理するため、老朽化している現施設に代わる新たな一般廃棄物中間処理施設の整備に取り組みます。	施設整備の推進 (整備計画の見直し (R2))		
			計画策定	計画策定	施設の設計

■関連する計画・方針等

徳島市一般廃棄物処理基本計画



施策25：環境衛生の向上

■目指すべき姿

市民が安心して生活できる衛生的な環境が確保されています。また、犬猫が適正に飼育され、人と動物が共生できる社会が実現しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
衛生面で良好な生活環境が整えられていると感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
狂犬病予防注射接種率（％）	70	90	100

■社会情勢の変化

近年、適正な管理がなされていない空き地の件数が増加傾向にあり、空き地の雑草が生い茂り放置されることにより、害虫の生息地やごみの不法投棄場所となるなど、清潔な生活環境が阻害される一因となっています。

狂犬病については、「狂犬病予防法」により、犬の登録及び年1回の狂犬病ワクチンの予防接種の義務付けなどにより、国内では昭和32年以降発生していません。そのため、危機意識の低下による予防接種率の低下が懸念されています。

また、飼い主のいない猫により、近隣への迷惑な生活環境被害が発生しており、無責任なエサやり行為が地域トラブルの原因となり社会問題となっています。

■本市の現状と課題

害虫駆除対策としては、定期的に側溝等の消毒を実施するとともに、空き地に放置された雑草の除去等に関する条例を昭和51年3月に制定し、雑草除去の指導に当たっています。

狂犬病予防対策としては、狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防接種を実施していますが、今も未登録犬や未接種の犬が存在する状況です。

また、地域住民の協力のもと、飼い主がいない猫の不妊去勢手術費の助成を実施し、飼育される見込みのない不幸な猫の減少を図っています。

■取組方針

①環境衛生対策の推進

側溝等の定期的な消毒を行うとともに空き地の除草除去の指導を実施します。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を推進し、生活環境において衛生被害を防止します。

②狂犬病予防対策の推進

飼い主の意識啓発に取り組むとともに、県獣医師会との連携を図りながら、狂犬病予防接種率の向上を目指します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	衛生害虫発生の予防 (市民環境政策課)	徳島市域で、下水道や側溝等を定期的に消毒し、衛生害虫の発生を防止します。	定期消毒の実施箇所 (807 (R2))		
			807	807	807
①	飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進 (市民環境政策課)	徳島市域で、地域住民の協力のもと飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成を実施し近隣への迷惑な環境被害を防止します。	飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成率 (95% (R2))		
			96	98	100
②	狂犬病予防注射接種事業 (市民環境政策課)	徳島市域で飼育管理されている犬に対して狂犬病予防注射の巡回接種を実施し、狂犬病の発生を防止します。	狂犬病予防接種率 (70% (R1))		
			80	85	90

施策26：汚水対策の推進



■目指すべき姿

生活排水などが適切に処理され、豊かな水環境を保全し、衛生的な生活環境が守られています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
生活排水が適切に処理されていると感じる市民の割合（％）	59.8(R2)	63	70
汚水処理人口普及率（％）	80.6	83.8	90.0
下水道ストックマネジメント計画（R1～R5）に基づく施設管理の進捗率（％）	0	100	計画見直し時設定（R10）

■社会情勢の変化

平成26年、国土交通省、農林水産省、環境省は、汚水処理未普及の早期解消を図るために、3省連名で都道府県構想策定マニュアルを策定しました。このマニュアルにおいて、国は、人口減少化や社会情勢の変化を踏まえ、時間軸を考慮した汚水処理手法の見直しや令和8年度を目途とした汚水処理の「概成」の方針を示しています。県は、汚水処理に係る「概成」や「広域化・共同化」などの課題に対応するため、「とくしま生活排水処理構想2017」を令和4年度に見直します。

公営企業を取り巻く環境は、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う維持管理費用の増大により、厳しくなっています。こうした中、公営企業における経営基盤の強化や財政マネジメントの向上に取り組むことが求められており、総務省は、人口3万人以上の市町村の下水道事業について、令和元年度までに「地方公営企業法」を適用し、令和2年度までの経営戦略策定を要請しています。

「浄化槽法の一部を改正する法律」は、令和2年4月に施行され、汚水処理の未普及解消のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や単独処理浄化槽の管理向上などが示され、浄化槽台帳の整備を都道府県に義務付けています。

■本市の現状と課題

本市の汚水対策は、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及を進めています。令和元年度末の下水道処理人口普及率が30.7%と低く、汚水処理人口普及率は、80.6%ですが、全国平均普及率91.7%に達していません。国の定めた汚水処理の概成方針を踏まえ、汚水処理手法の見直しを検討し、さらに汚水処理の未普及対策を進めることが必要になっています。

一方で、高度成長期に整備された管路や処理場、ポンプ場などの下水道施設が老朽化し、日常生活や社会経済活動に重大な影響を与えることが懸念されており、施設の維持管理費や改築更新費が増大します。人口減少を踏まえた施設規模を検討するとともに、ライフサイクルコストの縮減を考慮した下水道ストックマネジメント事業を進めています。

公共下水道事業は、令和2年4月から地方公営企業法を全部適用し、水道事業との組織統合を行うことで、窓口の一元化による市民サービスの向上や組織・経営の効率化等に努めていますが、下水道使用料の減少、下水道施設の老朽化・耐震対策による費用の増大などにより、本事業を取り巻く経営環境は、厳しくなっています。このことから、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供することができるよう、中長期的な経営の基本計画である「公共下水道事業経営戦略」を令和2年度に策定しています。

また、浄化槽法の改正に伴い、令和2年度を目途とし、本市における「浄化槽処理促進区域」の指定を求められています。

■取組方針

①適切な汚水処理の推進

国・県の動向に応じ、「徳島市汚水適正処理構想」を見直し、汚水処理事業の整備方針を検討します。

「公共下水道事業計画」区域内の施設整備を進めるとともに、浄化槽処理促進区域内の合併処理浄化槽の普及を図ります。

②下水道施設の適切な管理

「徳島市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長寿命化対策を実施し、下水道機能の確保を図ります。

③ポンプ場の耐震化

耐震診断を順次実施し、想定される被害の程度や要求機能の緊急度を踏まえ、施設毎の優先順位を定めて耐震対策を効果的・効率的に行います。

④効率的な事業経営

「公共下水道事業経営戦略」の進捗管理を行い、経営基盤の強化や効率的な事業経営を図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	浄化槽設置推進事業 (河川水路課)	市民が単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行う際に、徳島市が補助金を交付することにより、汚水処理の普及を図ります。	浄化槽補助基数 (78基 (R2見込))		
			78	78	78
①	未普及対策事業 (上下水道局)	事業計画区域内の汚水整備を進めて、未普及地域の早期解消を図ります。	事業計画区域に対する面整備率 (86.4% (R1))		
			89.7	90.3	90.7
②④	下水道管渠改築事業 (上下水道局)	ストックマネジメント計画の改築計画に基づき、下水道管渠の改築工事を順次実施します。	下水管渠改築工事の進捗率 (0% (R1))		
			50	75	100
②④	下水道施設の老朽化対策 (上下水道局)	適切な予防保全のもと、計画的な修繕・改築により、持続的な下水道機能の確保に取り組みます。	対策済み設備数 ※累計 (9設備 (R2見込))		
			19	30	41
③	下水道施設の地震・津波対策 (上下水道局)	被災時における下水道機能を確保するため、ポンプ場・処理場施設の耐震・耐津波化を図ります。	耐震・耐津波化工事実施済み施設数 (0施設 (R2))		
			┆ (実施設計)	┆ (工事着手)	┆ (工事完成)

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、徳島市国土強靱化地域計画、徳島市汚水適正処理構想、徳島市公共下水道事業計画、徳島市下水道ストックマネジメント計画、徳島市生活排水対策推進計画、徳島市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

施策27：多機能な都市空間の創出



■目指すべき姿

社会が成熟化し、市民の価値観が多様化する中、緑とオープンスペースが持つ多彩な機能性が「都市」「地域」「市民」のために最大限引き出されるとともに、景観意識の高まりにより、魅力あるまちなみが形成されるなど、都市空間の活性化が図られています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
まちなかに緑や水辺が豊富であると感じる市民の割合（％）	81.8(R2)	85	92
緑化推進事業参加者数（人）	3,600	4,000	4,700
老朽化施設等の計画的な維持管理（公園） ※累計	30	50	98
動物園の年間入園者数（万人）	21	23	26

■社会情勢の変化

人口減少社会に突入し、少子高齢化の進行・地域間格差が拡大する中、国では、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において、今後目指すべき都市像として「集約型都市構造化」、「都市と緑・農の共生」などが示されており、既存施設の有効活用や都市機能の再構築が求められています。

こうした中、緑とオープンスペースの果たすべき役割を見つめ直し、多様化するニーズへの対応など、まちの活力を高めるとともに、個性を支える都市空間の再生を図ることが求められています。

また、「景観法」に基づく景観計画を策定した自治体数は、着実に増加しており、各自治体の特色や資源を生かした景観まちづくりが進められています。

さらに、動物園では、環境教育や動物研究の場としての役割が重要になるなど、動物愛護の普及啓発や動物福祉の向上が世界的に求められています。

■本市の現状と課題

本市では、「緑化推進事業」として、公園等への美化意識・愛護心の啓発を図り、市民と協働したまちづくりを推進する公園及び緑地でのアドプト・プログラム「徳島市パークアドプト事業」の実施や、花と緑あふれるまちづくり実現に向けた花苗等を助成する「徳島市花と緑のまちづくり事業」など、行政と市民との共助により、美しいまちづくりに努めています。これら参加団体では、構成員の高齢化が進むなど、解消すべき問題も浮き彫りとなっており、より一層の意識啓発に努める必要があります。

また、厳しい財政状況の下、都市公園など老朽化した施設の計画的な維持管理が喫緊の課題であり、「徳島市公園施設長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的な施設改築・更新に努める必要もあります。

さらには、吉野川や新町川、眉山や城山などの豊かな水と緑に調和した魅力ある景観の創出が求められています。

■取組方針

①緑化推進事業への参加者数促進

緑とオープンスペースへの魅力をより多く情報発信するとともに、美化意識・愛護心を啓発する他事業との連携も図りながら推進します。

②老朽化施設等の計画的な維持管理

本市での市民に身近な公園「街区公園」は、開設から30年以上経過した施設が、全体の約8割を占めることから、点検業務を適時実施するとともに施設の改築及び維持修繕を効率的・効果的に実施します。

③良好な都市景観の形成

「徳島市景観計画」及び「徳島市景観まちづくり条例」に基づき、都市の魅力を高めるための景観形成に取り組みます。

④身近で親しみを感じる動物園づくり

動物福祉に配慮したリニューアルを推進することで、来園者の満足度を高め、入園者数の増加を図るとともに、大学等の研究機関と連携し、希少種や絶滅危惧種の保護活動に取り組みます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	緑化推進事業 (公園緑地課)	公園などへの美化意識・愛護心の啓発を図り、市民と協働したまちづくりを推進します。	新規参加者数 (100人(R2見込))		
			100	100	100
②	公園施設長寿命化事業 (公園緑地課)	都市公園において、今後、老朽化する施設を適切に点検・維持管理し、施設の長寿命化に努めます。	本事業の実施公園数 (3公園(R2見込))		
			5	5	5
③	景観形成の推進 (都市政策課)	景観まちづくりセミナーの開催等により、吉野川や新町川、眉山や城山などの自然と調和した本市の良好な景観の保全、創造を進めます。	景観まちづくりセミナーの開催回数(2回(R2))		
			2回以上	2回以上	2回以上
④	とくしま動物園リニューアル事業 (とくしま動物園)	「とくしま動物園管理運営計画」に基づき平成27年からの10年間で老朽化した獣舎等の改修と園路整備を行います。	入園者数 (17万人(R2))		
			21	22	23

■関連する計画・方針等

徳島市緑の基本計画、徳島市公園施設長寿命化計画、徳島市景観まちづくり条例、徳島市景観計画
とくしま動物園管理運営計画

施策28：住環境の整備



■目指すべき姿

長年放置された危険な空き家が除却され、快適な住宅環境が整備されています。また、高齢者世帯やひとり親家庭等が優先して入居できる市営住宅が安定的に供給され、市民の安心・安全な暮らしを支えています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
現在の住環境に満足を感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
危険な空き家の除却数（戸）※累計	131	205	310
既存市営住宅の空き家募集戸数（戸）※累計	51	231	546

■社会情勢の変化

長引く経済活動の停滞や、少子高齢化の進行等、地方自治体は様々な問題を抱えています。国もこの状況を踏まえ、今後、住宅の確保に配慮が必要な人が増加すると見込み、住宅セーフティネット制度が平成29年10月にスタートしています。

さらに、近年、新たに空き家問題が深刻化しています。空き家は地域の景観の悪化、老朽化による倒壊、不法占拠や不法投棄等、多くのリスクを抱えています。

■本市の現状と課題

本市の住宅総数約15万件中、2.4%の3,500件余りが空き家となっています（平成28年徳島市空家等実態調査）。「徳島市国土強靱化地域計画」及び「徳島市空家等対策計画」に基づく施策により、危険な空き家の除却の支援について取り組んでいます。

また、「徳島市住生活基本計画」に基づく施策により、住宅セーフティネットとして、市営住宅の安定的供給の状態についてはおおむね良好な状況にあります。

■取組方針

①住環境に関する総合的な推進

「徳島市国土強靱化地域計画」及び「徳島市住生活基本計画」に基づく取組を推進し、これらの計画に定める指標の達成に努めます。また、所要の見直しを図り、より現状に即した有効な計画とします。

②空き家対策の推進

国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」や本市の「空家等対策計画」に基づき、長年、放置され管理不十分な危険な空き家に対する対応等に取り組みます。

③住宅セーフティネットの機能確保

住宅の確保について配慮が必要な高齢者世帯やひとり親家庭等に対して、公平かつ的確に市営住宅を供給します。

重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	市営住宅外壁改修事業 (住宅課)	塗装材の耐用年数が経過した市営住宅外壁について、順次、改修します。	外壁改修実施市営住宅棟数 (3棟 (R2見込))		
			1	3	3
①	木造住宅耐震改修支援事業 (建築指導課)	既存木造住宅の耐震改修、耐震シェルター設置や住替え支援に取り組み、快適な住宅環境の整備を図ります。	本事業による改修等件数 ※累計 (899件 (R1))		
			1,220	1,320	1,420
①	危険ブロック塀等耐震化事業 (建築指導課)	通学路や避難路等に面した危険なブロック塀等の耐震化に取り組み、快適な住宅環境の整備を図ります。	本事業による改善数 ※累計 (51件 (R1))		
			90	100	110
②	空家等対策事業 (住宅課)	「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく法定協議会を設置し、空家等対策の方向性の検討や5年毎に対策計画を策定します。	空家相談会の申し込み件数 (5件 (R2))		
			10	10	10
②	危険空家除却支援事業 (建築指導課)	危険な空き住宅の除却支援に取り組み、快適な住宅環境の整備を図ります。	本事業による除却数 ※累計 (131戸 (R1))		
			176	191	205
③	市営住宅補修 (住宅課)	住宅セーフティネットの機能確保のため、市営住宅を供給します。	市営住宅供給戸数 ※累計 (51戸 (R1))		
			141	186	231
③	市営矢三西住宅建替 (住宅課)	耐用年数が経過し、耐震性の低い市営矢三西住宅を建替えます。 【工程(予定)】 R2~R3:旧住宅取り壊し、R4:新住宅完成	市営住宅戸数の増加数 (-28戸 (R2))		
			-28	+23	-

関連する計画・方針等

徳島市国土強靱化地域計画、徳島市空家等対策計画、徳島市住生活基本計画

施策29：農林水産業の振興



■目指すべき姿

本市の農林水産業は京阪神地域のほか、国内外に向けた新たな販売ルートをも有するとともに、変化する消費、需要に対応した食料供給地となっています。

農林水産業を担う人材は、従来の農業就農者に加え、女性やシニア就農など多様な担い手により構成されており、これら担い手によるAIやICT等の先進技術を活用した新たな取組が生まれています。

農業用排水路や農林道などの生産基盤の整備が進むとともに、地域の共同活動（草刈りや浚渫）により、農業・農山村の有する多面的機能が維持・発揮され、本市の豊かな自然環境と、生産効率の進んだ生産環境、また、良好な農山村の生活環境の維持が図られています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
地元産農林水産物が身近に流通しており、入手し易いと感じる市民の割合（％）	75.3(R2)	78	85
認定農業者数（経営体）	170	190	230
農産物等販売金額（JA出荷分）（億円）	79	79	80
鳥獣被害対策として、柵の設置に取り組む集落数（集落）	45	57	78
森林に親しみを持ち、森林整備の重要性を感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
農業生産基盤（農業用排水路・農道）の年間整備延長（m）	1,520	1,500	1,500

■社会情勢の変化

わが国の農林水産業は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足が続いており、新規参入も含めた担い手の育成・確保と小規模農家等の多様な形態による営農が持続的に発展することが求められています。

また、TPP11、日EU・EPA、RCEPに加え、日米貿易協定により、経済のグローバル化は一層進展するとともに、頻発する自然災害、さらには、新型コロナウイルス感染症など新たな課題に直面しています。

このような情勢を踏まえ、国においては、平成31年にパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

令和2年には、我が国の食と活力ある農業・農村を次世代につなぐため「食料・農業・農村基本計画」を改定し、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図るとしています。

■本市の現状と課題

本市の農業は、園芸作物を中心に多品目の農産物を生産しており、京阪神地域を中心とした生鮮食料供給地として発展してきましたが、グローバル化の進展、産地間競争の激化による農産物の価格低迷、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、供給地としての機能を維持する環境は厳しさを増しています。

近年、イノシシ等の鳥獣被害は、農作物の被害だけでなく、市街地での出没情報が増加しており、侵入防止柵設置や被害防止のための地域での取組が重要となっています。鳥獣被害の原因の一つとして、本市における森林については、その大半が森林所有者の高齢化等により、適切な管理がなされていない状態であり、森林の持つ多面的機能の低下が顕著となっています。

農地・農業用水等の資源は、農業生産基盤であるだけでなく、食料安定供給、国土や自然環境保全の多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本ですが、近年、農村の過疎化、高齢化、混住化等により、その適切な保全管理が困難となってきています。

■取組方針

①多様な担い手の確保・支援

安全・安心な産地の確立のため、担い手として地域の中核的役割を担う農業者や新しく農業を志す人や家族を育成・支援し、定着できる環境づくりを推進するとともに、地域農業の発展に重要な役割を果たす女性農業者やシニア就農者に対しても支援を推進します。

②スマート農業の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足等の課題を抱える中で、ロボット技術やAIを活用したスマート農業を推進し、作業省力化や高品質生産を目指します。

③農林水産物の生産振興及び販路拡大

生産者の所得向上につなげるため、徳島の安全で安心な農林水産物の魅力をPRしながら、ブランド化を推進するとともに、新たな商品開発や販路開拓による六次産業化を支援します。

④地域資源（地域の自然・生活・人とのつながり）の保全と農村振興

地域資源の保全のため、有害鳥獣の捕獲による個体数減少を図ることを軸に、効果的な被害防止施策に取り組めます。

⑤森林の整備

森林環境譲与税を活用し、森林の持つ多面的機能を向上させるため、間伐等の森林整備を進めます。

⑥農業生産基盤の整備

国内外の産地間競争の激化等に対応し、効率的かつ安定的な農業生産を行うため、農業用排水路や農道などの生産基盤の整備を進めます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	農業次世代人材投資事業 (農林水産課)	次世代を担う農業者となることを志向する就農希望者や新規就農者への資金の交付や指導を行い、将来的に地域の中心的役割を担う人材を育てます。	本事業による新規就農者数 (4人(R2見込))		
			10	10	10
③	農商工連携等支援事業 (農林水産課)	農商工連携・六次産業化に取り組む農家や事業者を支援します。	商品開発数 ※累計 (9品(R2見込))		
			10	11	12
④	鳥獣被害対策等事業 (農林水産課)	有害鳥獣の捕獲や誘因物除去などの環境整備に加え、効果的な被害防除(侵入防止柵の設置)の実施により、鳥獣被害の防止に取り組めます。	鳥獣被害対策説明会の開催地区数 (2地区(R1))		
			5	5	5

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
⑤	森林整備推進事業 (農林水産課)	本市における森林所有者への意向調査、森林境界の明確化、そして間伐等の森林整備を実施し、森林の持つ多面的機能の向上を図ります。	本事業による間伐等の森林整備実施面積 ※累計 (1ha (R2 見込))		
			10	20	30
⑥	農業生産基盤整備事業 (耕地課)	農業の振興を図るため、農業生産基盤(農業用排水路・農道)の整備を行います。	農業生産基盤の年間整備延長 (1,520m (R1))		
			1,500	1,500	1,500

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、徳島市農業・農村振興ビジョン
 徳島市鳥獣被害防止計画

施策30：地域産業の振興



■目指すべき姿

経済に大きな変革をもたらすAIや5Gなどの技術革新により、活力ある産業が育成されるとともに、新たなビジネスモデルによるイノベーションの創出が図られ、本市経済を牽引しています。

また、経済発展と事業課題の解決に取り組む社会（Society5.0）の実現に向けてICTの活用による働き方改革の推進や生産性向上に向けた取組が強化され、経営基盤の安定化が図られています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
市内事業者の事業活動が活発になったと感じる市民の割合（％）	29.4(R2)	32	39
付加価値額（百万円）	563,908 (H28)	583,000	600,000
市内製造品出荷額（従業員4人以上）（億円）	4,414 (H28)	4,436	4,458
創業支援を受けた者のうちの創業者数（人）	46	50	55
企業等の誘致件数（件）※累計	25	37	58

■社会情勢の変化

我が国の経済は、近年、雇用・所得環境の改善が続く中で、ゆるやかに回復基調にあったものの、新型コロナウイルス感染拡大を受け、サプライチェーンの寸断やインバウンド需要の減少などにより、これまでにない地域経済の停滞が起こり深刻な影響を受けており、企業収益を押し下げています。

また、平成30年6月に企業の本社機能を地方に移した場合に税制の優遇が可能となる「改正地域再生法」が成立したことを受け、徳島県において地域再生計画が変更され、移転型についての事業税と不動産取得税が不均一課税免除に変更されるなど、東京一極集中の緩和に向けた動きが始まっています。

さらには、平成30年7月の「産業競争力強化法」改正を受け、市区町村が民間事業者と連携し、地域の創業を促進させる創業支援事業に加え、創業の普及啓発を行う創業機運醸成事業にも取り組んでいます。

■本市の現状と課題

市内の事業所のほとんどが中小・零細企業であり、従業者の大半が中小・零細企業の従業者です。中小・零細企業の多くが、資金・人材・情報・技術等の経営基盤が脆弱であり、外的な環境変化への対応に困難を抱えています。また、人口減少による生産年齢人口の減少が、地域産業及び地域経済の衰退につながっていることから、従業員の高齢化や人材確保難等の影響が懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、新たな価値の創造に取り組む企業や労働生産性の高い産業を支援することで、地域経済の底上げを図る必要があります。

また、社会構造の変化に対応した地域経済の新陳代謝を活発化し、新たな雇用を創出するため、創業を促進する必要があります。

■取組方針

①新たな価値の創造

新たなビジネスモデルによるイノベーションの創出や企業成長を生みだせるよう、次世代を牽引する起業家の育成や事業者の経営革新を支援します。

②域外所得の獲得強化

販路拡大により域外需要を高め、地域産業の持続性を高めるとともに、地域経済の活性化を支援します。

③企業誘致の推進

高速道路の延伸等の好機を捉え、引き続き県や関連団体と連携し、効果的な企業誘致活動を推進します。

④産業人材の育成

産業を支える人々がより高度な産業人へと成長することにより、持続的に産業の発展を牽引する役割を果たせるよう、産官学の連携により人材の育成を図ります。

⑤創業の促進

創業支援等事業者との連携を深め、創業前後の支援を充実させることにより新規創業を促進します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	IT 導入支援事業 (経済政策課)	IT 専門家による中小企業者への IT 導入支援を行いイノベーションの創出を図ることで事業の効率化や新たな販売方式の導入等、経営力の強化を図ります。	本事業による課題への改善項目数 (2件 (R2 見込))		
			3	—	—
②	中小企業販路拡大支援事業 (経済政策課)	中小企業の首都圏・海外への販路拡大に向けた取り組みを支援するため、補助制度を設けるとともに、専門家派遣を実施します。	「販路拡大に効果があった」と回答した事業者の割合 (92% (R1))		
			90	90	90
③	企業誘致・雇用拡大等推進事業 (経済政策課)	本市経済の活性化や雇用創出に効果の高い業種の立地を促進するため、雇用奨励金等の奨励措置を設けることにより、企業誘致の推進を図ります。	雇用奨励金適用人数 ※累計 (351人 (R1))		
			411	441	471
④	中小企業人材確保・育成事業 (経済政策課)	中小企業の人材育成や UIJ ターンを含む人材確保の取組に対する補助、セミナーの開催等により、中小企業の人材不足の解消と人材力の向上を図ります。	本事業により支援を受けた事業者数 (119 事業者 (R1))		
			160	160	160
⑤	創業促進事業 (経済政策課)	新たな需要や雇用の創出を促進するため、創業支援事業者と連携して、相談会やセミナー等を実施するとともに、創業に要する経費の補助を行います。	創業支援を受けた者のうちの創業者数 (46人 (R1))		
			65	65	65

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策31：商業・サービス業の振興



■目指すべき姿

商店街をはじめとする商業地において、生活や娯楽などの需要を満たした魅力的な店舗の集積により、多くの人々が集まり、まちのにぎわいづくりに寄与しています。

また、中央卸売市場においては、多様化する流通や消費者ニーズの変化に対応できる市場機能を備えた生鮮食品の流通拠点であるとともに、市民・県民に親しまれる身近な施設として地域や社会に貢献しています。

食肉センターは、充実した設備と健全な経営環境のもと、安全・安心な食肉の安定供給の役割を担います。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
日常生活における買い物に困ると感じない市民の割合（％）	64.6(R2)	68	75
小売業事業所数（事業所）	1,986(H28)	2,000	2,100
小売業年間商品販売額（億円）	2,717(H28)	2,750	2,800
中央卸売市場における取扱量（t）	96,405	97,000	100,000

■社会情勢の変化

少子化による人口減少や後継者不足による空き店舗の増加、インターネット通販の普及等に伴う消費スタイルの多様化や郊外立地型大型店との競合など多くの問題に加え、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受け、地域商店街等への来街者は減少しています。

卸売市場は、流通構造の多様化や食料消費の量的変化等に伴い、市場経由率が低下し取扱数量が減少するなど、卸売市場を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした変化に対応するため、令和2年6月より「卸売市場法」が大幅に改正され、各市場独自の多様性を踏まえた経営戦略的な観点を持った市場運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが求められています。

食肉センターは、少子高齢化による国内需要の変化や、TPPや日米FTAの発効等による安価な輸入畜産物の流入により、畜産物を取り巻く市場環境は大きく変化しており、今後の食肉センターの運営にも影響を与えるものと予想されます。

■本市の現状と課題

本市の商店街等においても、人口減少による市場の縮小や高齢化の進行等による社会情勢の変化に影響を受けているほか、周辺地域への大規模店舗の進出に伴い、商店街等への来街者は徐々に減少しており、さらに県内唯一の百貨店が閉店するなど、消費の落ち込みに歯止めをかけるのが難しい状況です。

また、市が運営する施設に関して、中央卸売市場においては、社会情勢の変化等に伴い、取扱数量は毎年減少しています。また、市場開設から45年以上が経過しており、近年の卸売市場に求められる品質管理水準の高度化や多様化する消費者ニーズに対応できる付加価値的機能等、時代の要請に応じた設備や機能が十分備わっていない状況です。今後も引き続き、市民・県民からの生鮮食料品の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たしていくため、施設整備を進めるとともに、市場の活性化等に戦略的に取り組んでいくことが重要となっています。

食肉センターにおいては、と畜頭数の減少による収益の悪化や施設の老朽化に伴う改修費用の増加などが発生し、経営上の課題となっています。また、現在の施設をHACCP（ハサップ）をはじめとする最新の衛生管理基準に対応させていくことも今後の課題となります。

■取組方針

①魅力的な商業地の形成

地域のニーズに応じた魅力ある商店の集積を促進し、地域商業団体等の行う取組を支援することで、商店街や個店それぞれの魅力を生かしたにぎわいのある商業地の形成を行います。

②中央卸売市場機能の充実

市場関係者等との連携による市場見学会を実施するなど、市場の人・物・情報といった資源を活用した更なるPR事業・食育事業を推進するとともに、社会情勢の変化や本市場の課題に対応するため、市場整備に取り組みます。

③食肉センターの整備

県及び業界と十分な連携を図り、県域での食肉処理施設の再編と効率的な施設運営の仕組みづくりを目指します。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	商店街等活性化支援事業 (経済政策課)	商店街の活性化を図るため地域商業団体が空き店舗改装、イベント事業等を実施するにあたり、当該経費の一部を助成します。	空き店舗改装・イベント開催の支援件数(1件(R2見込))		
			5	5	5
①	中心市街地出店支援事業 (経済政策課)	空き店舗に新たに出店する場合の必要な改装を支援し地域のニーズに応じた魅力ある商店の集積を促進することで、徳島駅前周辺をはじめとする中心市街地における商業機能の活性化を図ります。	本事業利用による新規出店件数 (8件(R2見込))		
			15	—	—
②	市場活性化事業 (中央卸売市場)	市場の役割や県産品の魅力に触れる機会を提供することにより、市場に流通している生鮮食料品の認知度向上及び消費拡大に努めます。	本事業の実施回数 (2回(R2))		
			5	5	5
③	市場施設整備事業 (中央卸売市場)	施設の耐震化・老朽化対策に加え、流通の効率化や品質管理水準の高度化等、市場機能の充実により食の安定供給を図るため、市場整備に取り組みます。	食品等流通合理化計画策定 (新市場基本構想策定(R1))		
			検討	検討	検討
③	食肉センターの整備 (農林水産課)	HACCP(ハサップ)をはじめとした衛生管理基準に対応した、施設整備に取り組みます。	施設整備の検討・推進 (216件(R1))		
			検討・推進	検討・推進	検討・推進

施策32：働く環境づくりの推進



■目指すべき姿

テレワークなど多様な働き方の採用により、誰もがいきいきと働ける魅力的な職場環境への改善や雇用の場を創出するために、働き方改革を推進することで、仕事と生活の調和が実現され、若者等が地元で就職することを希望しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 （R1）	目標値	
		R5	R12
働く場が充実していると感じる市民の割合（％）	24.6(R2)	28	35
企業等の誘致件数（件）※累計	25	37	58
雇用拡大人数（雇用奨励金適用人数）（人）※累計	351	471	681
徳島市働き方改革制度整備企業数（社）※累計	18	56	126

■社会情勢の変化

徳島県の雇用失業情勢は、求人が求職を上回る状況が続いていますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、求人が減少しており、有効求人倍率は下降傾向にあります。

労働者のうち、非正規雇用の占める割合が全体の約4割に達し、賃金や処遇等における格差が生じていることから、平成31年4月1日以降、働き方改革関連法が順次施行されており、非正規雇用者の正社員化、処遇改善に向けた取組や多様な働き方が選択できる労働環境の改善が求められてきています。

■本市の現状と課題

本市では少子化の進行や、若者の県外流出による労働力不足が見られます。さらに、非正規雇用が増加するなど、雇用を取り巻く環境は厳しい状況にあり、労働者が安心して、意欲的に働くことのできる魅力的な労働環境の場を創出していくことが求められています。

このような状況の中、労働力確保のために、その中心である子育て世代への支援を企業の経営課題と捉え、改善に取り組みはじめた企業もあります

今後も、就労支援や労働環境改善に向けた取組が、ますます重要となります。

■取組方針

①雇用の場の創出

関係機関と連携し、雇用創出効果の高い工場や情報通信関連事業所の誘致に取り組みます。

②良好な労働環境の確保

育児・介護休業の取得、短時間労働等ワーク・ライフ・バランスの実現や、新たなライフスタイルに応じた多様な働き方を支援するため、国の推進する働き方改革に連携した取組を促進します。

③女性や若者、高齢者の活躍促進

女性の再就職支援、若年非正規労働者の正規雇用化、高齢者が活躍する場の充実を促進します。

重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①③	女性・若者活躍 推進支援事業 (経済政策課)	出産・育児等のために離職した女性や40歳未満の男性の就労支援として、セミナーや他団体との連携による就職面接会の開催を行っています。	セミナー等参加者の就職者数 (31人(R1))		
			35	40	45
①③	創業促進事業 (経済政策課) 【再掲】	女性や若者などの新たな雇用の創出に繋がるよう、創業支援事業者と連携して、相談会やセミナー等を実施するとともに、創業に要する経費の補助を行います。	創業支援を受けた者のうちの創業者数 (46人(R1))		
			65	65	65
①	企業誘致・雇用 拡大等推進事業 (経済政策課) 【再掲】	本市経済の活性化や雇用創出に効果の高い業種の立地を促進するため、雇用奨励金等の奨励措置を設けることにより、企業誘致の推進を図ります。	雇用奨励金適用人数 ※累計 (351人(R1))		
			411	441	471
②③	ワーク・ライフ・ バランス推進事業 (経済政策課)	労働力不足が顕在化している中で、労働者の生産性向上が求められており、ワーク・ライフ・バランスの向上を支援することで、生産性の向上につなげます。	徳島市職場環境・働き方改革 宣言企業数 ※累計 (26社(R2))		
			36	46	56
②③	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業 (経済政策課)	仕事と育児の両立のための環境整備として、育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者からなる会員組織を設立し、相互援助活動を支援します。	ファミリー・サポート・セン ター会員数 (3,351人(R1))		
			3,650	3,800	3,950

関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

施策33：人等が集う求心力の高いまちづくりの推進



■目指すべき姿

本市に関わりを持つ、訪れる、居住（移住）するなど、あらゆる段階で本市を選ぶ人が増えるとともに、特色あるまちづくりが進むことで、人材が集まり交流が活発化し活力あるまちになるなどの好循環が生まれ、本市の求心力が向上しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
徳島市に住み続けたいと思う市民の割合（％）	79.9(R2)	83	90
20歳から49歳までの転入超過数（人）	-300	-150	150
移住者数（人）※累計	300(R2見込)	800	2,000
ふるさと納税による寄附金額（億円）	1.8	4.5	5.5

■社会情勢の変化

日本全体で人口減少が進行する中、国は重要政策として「地方創生」を掲げ、東京一極集中の是正等に取り組んでいますが、東京圏への転入超過数（約14万6千人(令和元年)）は拡大しており、地方都市は人口流出に歯止めがかからず活力低下が続いています。

こうした中、国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、引き続き、地方移住を推進するとともに、新たに「地方とのつながりを築く」観点を追加し、関係人口や地方への資金の流れの創出・拡大にも取り組んでいく方向性を示しました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけにリモートワーク等の定着が進み、仕事と実現したい暮らしの両立が可能となったことにより、今後、都市部から地方への移住や二地域居住などの「地方回帰」や「地方への人材還流」が進んでいく動きも見られ、地方都市がその受け皿となることが求められています。

■本市の現状と課題

本市の「転入者アンケート」による県外からの移住者数は増加傾向にありますが、東京一極集中の拡大の影響を受け、昨年度の社会動態は大幅に悪化しており（528人の社会減）、若者をはじめとした人口流出が進み人口減少が深刻化したことで、本市は負のスパイラル（地域経済の停滞、にぎわいの喪失、消費・収益の減少等）に陥っています。

こうした中、全国で「地方創生」の取組が進み、地域の価値を高める自治体間競争が激しくなっています。

本市においては、地域の活力低下を打開するために、本市ならではの特色ある取組を進めることで、まちの存在感を高め、「選ばれるまち」となるとともに、国が第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げる地方への人や資金の流れの創出を進めることで、まちに好循環を生み出し、求心力を高めていくことが求められています。

■取組方針

①移住・定住の促進

本市ならではの定住の場としての魅力の明確化や戦略的な情報発信、移住相談や移住支援の充実を図るとともに、「定住自立圏共生ビジョン」に基づく連携事業の推進などの人口規模の確保につながる取組を推進し、移住・定住を促進します。

②本市へのつながりの構築・強化

豊かな自然、特産物、歴史・文化等の魅力ある地域資源を生かし、本市に来訪・興味を持つきっかけづくりや本市に関わる機会の提供など本市とのつながりを構築し、それが継続・強化していけるよう取り組みます。

③活力を生み出す特色ある取組の推進

民間事業者や大学など様々な主体との連携・協力などにより多様な人材の活躍や地域の活性化を図るとともに、新しい時代の流れを力にして地域課題の解決を図るなど、本市ならではの特色ある取組を進め、個性豊かで存在感のあるまちづくりにつなげます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	移住促進・支援事業 (企画政策課)	移住先としての魅力を発信するとともに、移住相談の充実、移住体験ツアーの実施、移住支援金の支給などの移住支援策を推進し、移住促進を図ります。	本事業による移住者数 ※累計 (5人 (R2見込))		
			15	30	45
①	徳島東部地域定住自立圏の推進 (企画政策課)	東部地域12市町村が連携して事業を実施し、住民の利便性向上や圏域内市町村の行政運営機能の強化を図り、圏域内の人口規模を確保していきます。	圏域の将来人口 (42.9万人 (R2))		
			42.9	42.6	42.3
②	関係人口創出・深化事業 (企画政策課)	移住関心層のすそ野拡大や地域の新たな担い手となる「関係人口」の創出のため、情報発信やきっかけづくり、関係継続・深化に取り組みます。	本事業による関係人口創出数 ※累計 (120人 (R2見込))		
			175	230	285
②	ふるさと納税の推進 (企画政策課)	ふるさと納税制度を活用し、本市のまちづくりへの支援を募るとともに、特産品等によるお礼の品の拡充に取り込み、本市のPRを積極的に推進します。	パートナー企業数 (49社 (R1))		
			65	70	75
③	公民連携の推進 (企画政策課)	本市と民間企業や大学等との間で締結した包括連携協定に基づく連携事業など公民連携を推進することにより、地域課題の解決や市民サービスの向上を図ります。	包括連携協定による連携事業数 (63件 (R2見込))		
			66	69	72

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

施策34：コンパクトで機能的なまちづくりの推進



■目指すべき姿

中心市街地では、集約された都市機能と、眉山や河川網による自然環境とが調和し、にぎわいにあふれた「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」都市空間がつくられ、交流人口と定住人口が共に増加し、人々の活気であふれています。また、各地域においては、適正な土地利用が図られ、特色ある地域づくりが進められるとともに、利便性の高い交通ネットワークが機能的に形成され、地域間交流が活発に行われています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
中心市街地に活気が戻ってきたと感じる市民の割合（％）	未計測	R3 調査値比 3%以上向上	R3 調査値比 10%以上向上
新町、内町地区の住民基本台帳人口の年間増減率 (1/1基準)（％）	△2.11	△2.11 より改善	△2.11 より改善
中心商店街の歩行者通行量(平日と休日の平均値)（人）	17,191	17,191 以上	17,191 以上
市バスの一日平均乗車人員（人）	9,898	10,000	11,000
四国横断自動車道鳴門 JCT～(仮称)阿南 IC の整備率（％）	32	55	55 以上*

*開通時期が不明であり数値が判明しないため仮設定。国の指針が示された後、見直す予定。

■社会情勢の変化

「都市再生特別措置法」等の改正（令和2年9月施行）では、官民の既存ストックをパブリックスペースとして一体的に修復・利活用を行うことや、官民の人材が集うコミュニティづくりを強力に進め、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出による魅力的なまちづくりを推進するとしています。また、国は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制や「立地適正化計画」と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じるとしています。

高齢者の買い物支援や公共交通不便地域減少のための地域自主運行バス導入などの施策に対する社会的ニーズが増加している一方で、運転手の不足と高齢化が進んでいます。

四国横断自動車道については、徳島 IC から鳴門 JCT 間が平成 27 年 3 月に開通しており、徳島 JCT 以南における徳島津田 IC から徳島沖洲 IC までが令和 2 年度末までに、また、徳島沖洲 IC から徳島 JCT までが令和 3 年度末までに開通する予定となっています。

■本市の現状と課題

少子高齢化の進行や大型商業施設の展開等により、中心市街地の商店街の空洞化が進んでいます。特に、そごう徳島店の営業終了に伴い、中心市街地の魅力や活力の更なる低下が懸念されていることから、新たなまちづくり計画の策定に取り組む必要があります。

居住や都市機能の誘導と公共交通の連携による集約型都市構造の構築に向けて、平成 31 年 3 月に策定した「徳島市立地適正化計画」や、令和 2 年 3 月策定の「徳島市地域公共交通網形成計画」を着実に推進するとともに、防災・減災まちづくりに向けた防災指針を検討する必要があります。

公共交通不便地域における移動手段の確保として、「応神ふれあいバス（平成23年12月～）」のほか、令和2年4月から「上八万コミュニティバス」の運行が開始されました。今後においても、地域が主体的に運営する地域自主運行バスについて、連携・協働しながら、地域の実情に応じた移動手段の導入支援を行う必要があります。

四国横断自動車道等の広域道路網の整備を契機に、本市の特色あるまちづくりを進め、交流人口の増加につなげていく必要があります。

■取組方針

①中心市街地の活性化

都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな中心市街地の構築に向け、徳島駅周辺のまちづくりの方策や、にぎわい交流軸として位置付けたシンボルゾーン周辺の新たなにぎわいづくり、県等と連携した施策を推進することによる市内中心部における新たな人の流れの創出に加え、ひょうたん島周辺を含む中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めます。

②集約型都市構造の構築

高次都市機能が集積した中心拠点と、身近な地域拠点が利便性の高い公共交通により効率的に結ばれた集約型都市構造の構築を図ります。

③地域公共交通の整備

地域の実情に応じた移動手段の導入への支援や利用者サービスの向上などについて、地域との連携や民間活力を活用しながら、将来にわたって、便利で持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図ります。

④広域道路網の整備促進

四国横断自動車道の側道整備等を行うとともに、国や県が行う環状道路整備への協力を通じて広域道路網の整備を促進させ、他地域との人と物の交流の促進を図ります。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	鉄道高架事業 関連まちづくり 計画の詳細検討 (まちづくり推進課)	鉄道高架と一体的なまちづくりを行うために策定した徳島駅周辺まちづくり計画について、内容の詳細検討を行います。	詳細版の計画策定 (詳細検討(R2))		
			検討	検討	策定
①	ひょうたん島 川の駅ネットワーク 構想の推進 (まちづくり推進課)	ひょうたん島周辺の川の各所に川の駅等を整備し、中心部への誘導、移動手段としての取組を進めることで、人の流れを生み出し、にぎわい創出を図ります。	川の駅・川の停留所の整備数 ※累計 (5箇所(R2))		
			5	5	6
②	都市計画マスター プランの策定 (都市政策課)	人口減少や少子高齢化などの環境変化に対応した、本市の都市計画の基本方針となる新たな「都市計画マスタープラン」の策定に取り組みます。	計画の策定 (検討(R2))		
			検討	策定	—
②	立地適正化計 画の推進 (都市政策課)	集約型都市構造の構築に向け、平成30年度に策定した徳島市立地適正化計画の推進を図ります。	計画の推進 (推進(R2))		
			推進	推進	見直し

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
②③	地域公共交通の活性化 (地域交通課)	市営バス路線の民間委託や地域の実情に応じた移動手段の導入・運行にかかる支援、利用者サービスの向上等に取り組むことにより公共交通の活性化を図ります。	交通局から市長部局への路線移行・再編にかかるバス発着便数 ※累計 (0便 (R2))		
			58	58	97
④	高規格道路等の整備促進 (広域道整備課)	高規格道路等の整備を促進するため、国、県との調整や、要望活動を実施することにより利便性の高い高速交通ネットワーク網の形成に努めます。	徳島南部自動車道の側道整備率 (44% (R2))		
			65	100	—

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン
 徳島市都市計画マスタープラン、徳島市立地適正化計画、徳島駅周辺まちづくり計画
 ひょうたん島川の駅ネットワーク構想、徳島市地域公共交通網形成計画、徳島市交通局経営計画

施策35：観光・交流の促進



■目指すべき姿

阿波おどりのほか、眉山や新町川等の豊かな自然に加え、温かいもてなしの心など、徳島市の魅力が多くの人に知られ、国内外の多くの観光客が何度でも訪れています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
観光客に対しておもてなしをしたいと思う市民の割合（％）	45.5(R2)	49	56
観光客入り込み数（万人）	152	200	240
阿波おどり会館・ロープウェイの利用者数（万人）	34	40	45
延べ宿泊者数（万人）	67.6	76	85

■社会情勢の変化

旅行形態が団体旅行から個人や少人数グループが中心に変化しつつあり、また、見る観光から体験型観光が人気を集めるようになってきているなど、観光に対するニーズが多様化していることや、インターネットを通じた観光情報の提供・入手方法が広がっているなどの変化が起きています。

また、訪日外国人観光客の増加に伴い、各地の観光産業において、インバウンド需要に対応するため、受入環境整備の充実が図られています。

一方で、SNSなどでクローズアップされることにより、一部の観光地において、国内外の観光客が集中するなど、オーバーツーリズムに関する課題が取り上げられるようになっていきます。

■本市の現状と課題

阿波おどり会館を拠点として、眉山、新町川等の自然などの地域資源を活かした観光地づくりに取り組み、PR活動や情報発信を行っています。また、訪日外国人観光客に対する受入環境の整備として、Wi-Fi環境の整備や観光案内板の多言語表記の推進などを行っています。

さらには、DMOと連携し、広域的な情報発信やプロモーション事業、観光地域づくりを行い、観光振興を推進しています。

今後、官民一体となって、豊かな自然や伝統文化などの多様なコンテンツと観光を組み合わせるなど、観光客のニーズに応じた情報を国内外に発信していく必要があります。

■取組方針

①阿波おどりの振興

伝統芸能としての「阿波おどり」を継承していくとともに、観光資源としての「阿波おどり」の更なる振興を図るとともに、阿波おどり会館の魅力向上に向けた取組を行い、阿波おどりに関する情報の国内・国外への発信に努めます。

②魅力ある観光地域づくりの推進

DMOや宿泊業及び旅行業などの関連事業者と連携を行い、訪日外国人観光客や、急速に多様化・変化する旅行者のニーズに対応することができる、観光地域づくりに取り組みます。

また、新たな観光資源の掘り起こしや、眉山や新町川などの既存の観光資源の磨き上げを行うとともに、観光情報の国内・国外への発信に努めます。

③コンベンションの誘致推進

県観光協会やDMOと連携しながら、コンベンションの誘致に努め、観光などに関する情報提供や支援を行うことにより、本市の魅力を感じ、リピーターとしての再訪につながるように努めます。

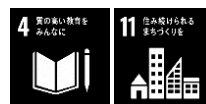
■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①	阿波おどり会館の魅力向上 (観光課)	阿波おどりにより観光客の誘致を図り、阿波おどりの保存・伝承・発展に寄与するために設置された阿波おどり会館の管理・運営を指定管理者が行います。	阿波おどり会館・眉山ロープウェイ利用者数(14万人(R2見込))		
			35	37	40
②	徳島東部地域DMOの運営 (観光課)	新しい旅行スタイルへの対応など事業内容の拡充により、地域の「外貨を稼ぐ力」を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地域づくり」の推進を行います。	観光コンテンツ造成数 (3件(R2見込))		
			3	3	3
②	水都とくしま魅力向上事業 (観光課)	WEBサイトを通じて「水都とくしま」の魅力を国内外に発信します。また、「トクシィ」を活用した取組を継続し、地域包括連携協定を活用した取組を新たにを行います。	「地域ブランド調査」の魅力度における順位 (217位(R2))		
			120	118	117
②	観光客誘致対策事業 (観光課)	全国の主要都市のイベント・物産展等に合わせて、観光ブース等を設置し効果的な観光PRを実施します。	観光キャンペーンの参加者数 (1,000人(R1))		
			1,400	1,600	1,800
③	コンベンション誘致支援事業 (観光課)	全国規模のコンベンション等を誘致することで、徳島の知名度を高めるとともに、地域経済の活性化を図ります。	コンベンション開催に伴う徳島市内での延べ宿泊者数 (4.1万人(R2見込))		
			4.2	4.3	4.4

■関連する計画・方針等

第2期徳島市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2次徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン

施策36：文化財の保存と活用



■目指すべき姿

郷土の長い歴史の中で培われてきた様々な文化財の価値を、多くの市民と共有し次世代へ継承するために、適切に保護するとともに、市民が様々な機会において文化財に接することができる環境を創出し、積極的に活用することで文化財を活かしたまちづくりを推進しています。

■成果指標

指標（単位）	現状値 (R1)	目標値	
		R5	R12
地域の歴史や伝統が継承されていると感じる市民の割合（％）	54.4(R2)	57	64
文化財を活かしたまちづくりの取組件数（件）	0	1	6
文化財の指定・登録等の件数（件）※累計	157	160	167

■社会情勢の変化

近年の著しい都市化の進展や人々の生活様式の変化に伴い、地域の特性を生かした個性あるまちづくりが課題となる中、その構成要素の一つとして文化財の存在価値に注目し、地域の歴史を再認識しようとする人々の意識が、これまで以上に高まってきています。

こうした情勢の中、令和元年度には「文化財保護法」の一部が改正され、文化財の保存や活用を総合的・計画的に推進する枠組みとして「文化財保存活用地域計画」が制度上位置付けられました。この制度に基づき各自治体が地域の文化財の保存と活用を推進し、歴史文化遺産を活かした魅力あるまちづくりに向けた独自の取組を行うことが期待されます。

■本市の現状と課題

長い歴史の中で培われてきた数多くの文化財は、市民の郷土に対する愛着や誇りを育む原動力であり、現代から未来へと継承していくべき本市の貴重な歴史的財産ですが、必ずしもその全ての価値が認識され文化財としての特質が十分に示されているわけではありません。

本市では、これまでどおり文化財の指定・登録を進めるとともに、近年の文化財に期待される役割の多様化に対応できるよう、今後は指定・登録の有無に関わらず個々の文化財の価値や特性を十分に引き出した上で、「文化財保存活用地域計画」に基づく一定のテーマのもとに文化財をその環境も含めて総合的に捉え、新たなまちづくり施策との連携を図りながら、一貫性を持って保存・活用を行っていく必要があります。

■取組方針

①史跡・文化財建造物の保存と活用

国指定史跡である徳島藩主蜂須賀家墓所、徳島城跡、渋野丸山古墳や国指定建造物の三河家住宅の計画的な保存と活用を推進します。

②「文化財保存活用地域計画」の策定

本市の歴史や文化、風土の特性を踏まえた方針のもと、地域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針を定める「文化財保存活用地域計画」を策定します。

③文化財を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史文化を特徴づける複数のテーマやストーリーを設定し、文化財としての本質的価値を尊重した上で、まちづくり関連施策との整合を図りながら文化財の保存及び活用を進めます。

■重点事業

取組方針	事業名 (所管課)	概要	目標(現状値)		
			R3	R4	R5
①③	県指定史跡「一宮城跡」の国史跡指定推進事業 (社会教育課)	発掘調査の成果と有識者で構成する検討委員会での指導に基づき、「一宮城跡」の国史跡指定を目指します。	整備事業の進捗状況 (50% (R2))		
			75	100	—
②③	徳島市文化財保存活用地域計画の策定 (社会教育課)	文化財・まちづくり・観光・教育分野の有識者及び本市関連部局で構成する策定委員会において、文化財保存活用地域計画の検討、策定を行います。	策定事業の進捗状況 (80% (R2))		
			100	—	—

■関連する計画・方針等

第3期徳島市教育振興基本計画、渋野丸山古墳保存管理計画、渋野丸山古墳整備基本計画
三河家住宅保存活用計画、三河家住宅保存修理計画

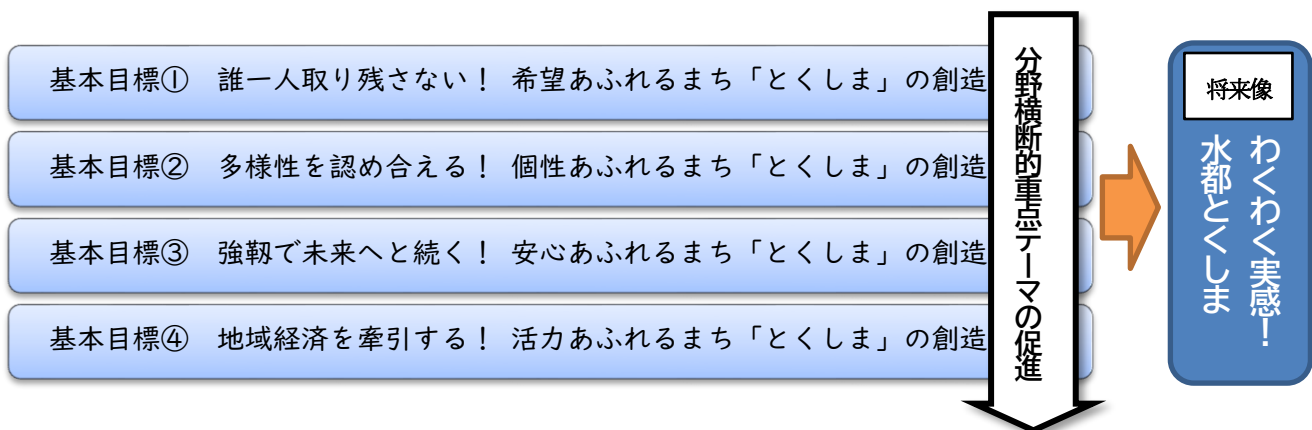
2 分野横断的重点テーマ

(1) 趣旨

総合計画の推進に当たっては、人口減少の深刻化や厳しさを増す財政状況など本市を取り巻く環境が大きく変化する中、新たな時代を見据えながら厳しい社会情勢に的確に対応し、持続可能なまちづくりを進めるために、複数の施策において共通して取り組むべき重要なテーマがあります。

これらを、「分野横断的重点テーマ」として設定し、その意識付けや横の連携を図ることにより、総合計画を一層効果的に推進し、将来像の実現を目指します。

令和3年度の実施計画では、「デジタル化・スマート化の推進」、「多様な主体との連携・協働の推進」、「多様な人材の活躍推進（育成・活用・確保）」を「分野横断的重点テーマ」に掲げることとします。



(2) 分野横断的重点テーマの概要

① デジタル化・スマート化の推進

新型コロナウイルス感染症拡大を背景として、様々な分野において、デジタル化の遅れや課題が浮き彫りになりました。本市においても、急速に進展するITの活用を促し、行政におけるデジタル化・スマート化を推進することで地域の活性化や社会課題の解決を図ります。

② 多様な主体との連携・協働の推進

地域社会の変化等による地域課題の多様化・複雑化や、大規模災害等を契機とした共助意識の高まりなどを背景に、施策の推進に当たり、行政と多様な主体が連携する必要性が高まっています。本市においても、事業内容に応じた主体（地域住民・NPO・企業・大学等）との連携・協働を推進することにより、効果的な事業推進を図ります。

③ 多様な人材の活躍推進（育成・活用・確保）

人口減少が避けられない中、地域の担い手不足が生じることが予想されており、多様なひとびとが活躍できる社会の形成は喫緊の課題となっています。本市においても、多様な人材の育成・活用・確保を推進し、年齢・性別・障害の有無等に関わらず、誰もが活躍できるまちを目指します。

(3) 主な関連事業一覧

テーマ	主な関連事業
デジタル化・スマート化の推進	<p data-bbox="676 474 1445 1451" style="text-align: center;">令和3年度予算編成を踏まえた 事業を反映予定 (調整中)</p>
多様な主体との連携・協働の推進	
多様な人材の活躍推進 (人材の育成・活用・確保)	

参 考 资 料

1 用語解説

用語	解説文
5G	第5世代移動通信システムの略称で、「高速大容量」、「高信頼・低遅延通信」、「多数同時接続」の3つの特徴があり、次世代の通信インフラとして社会に大きな技術革新をもたらすと言われている。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人間が使う言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習するコンピュータシステムのこと。
ALT	Assistant Language Teacher の略で、学校で外国語授業を補助する助手のこと。
COPD	Chronic Obstructive Pulmonary Disease (慢性閉塞性肺疾患)の略で、代表的な慢性呼吸器疾患の一つ。肺胞の破壊や気道炎症が起き、不可逆的に息切れが生じる病気。
GIGAスクール構想	文部科学省が提唱する、児童生徒のために1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を実現させるための計画。
HACCP(ハサップ)	Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、原材料の仕入れから最終製品までの工程ごとに、危害の発生防止につながる特に重要な工程を、継続的に監視・記録する衛生管理の手法。
ICT	Information and Communication Technology の略で、従来から使われている「IT」(情報技術)に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
IoT	Internet of Things の略で、様々な「モノ(物)」がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称。
NPO	Non Profit Organization の略で、民間企業のように利益の配分を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題を解決しようとする団体(民間非営利団体(組織))。
RCEP	東アジア地域包括的経済連携。アジア太平洋地域の自由貿易協定。
SDGs	sustainable development goalsの略で、「持続可能な開発目標」と訳される。2016年から2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」と誓われている。
Society5.0	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5つ目の社会として第5期科学技術基本計画において提唱された考え方。先端技術の活用や情報の共有により、新たな価値が創造されるとともに、様々な社会課題が解決される社会のこと。
TPP11	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な経済連携協定。
アセスメント	assessment(英語表記)本来は、客観的に調査、評価することであるが、青少年の不安など定量化できない主観的情報も組み合わせた評価とする。
アドプト	市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アドプト(adopt)は英語で「～を養子にする」の意味。
新たな地域自治協働システム	地域の課題は地域で解決する、あるいは自分たちの地域は自分たちでつくるといった理念のもと、地域住民が主体となって、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するための仕組み。
新たな日常	新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえて、厚生労働省により例示された、「新しい生活様式」を実践した日常生活。
市高レインボウプラン	生徒が自らの将来に向け主体的に進路を考えることを目指したキャリア教育プログラム。
イノベーション	新しいサービス・製品を生み出し、革新を起こし、社会的・経済的な価値を生み出すこと。
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。主に観光業界において「訪日旅行」「訪日外国人旅行者」のこと。
インフラ	道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。
雨水流出量	地表に降った雨は、下水管や排水路などに流入するまでに、地面への浸透や蒸発などにより減少する。この減少量を除いた、下水管や排水路などに直接流入する雨水量のこと。
オーバーツーリズム	観光地が耐えられる以上の観光客が押し寄せること。特定の観光地において観光客の著しい増加が、地域住民の生活や自然環境、景観等に対して受入れられる限度を超える負の影響をもたらすもの。
オープンスペース	都市における公園・緑地・街路・河川敷などの建物に覆われていない空間のこと。
温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。人の活動に伴って発生する温室効果ガスの中では二酸化炭素が地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。
核家族化	「夫婦」、「夫婦とその未婚の子ども」、「ひとり親とその未婚の子ども」のいずれかで構成された世帯(核家族)の割合が増加すること。
学童期	小学生の子ども。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。大気汚染、水質汚濁などについて定められている。
観光資源	観光客を集めるのに役立つ景観、名所、温泉など、観光やレジャーといった需要に応えられる要素のこと。
間伐	成長に伴って、混み過ぎになった樹木の一部を抜き伐りをする作業。
基幹的農業従事者	農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「主に自営農業」の者。

用語	解説文
既存ストック	「ストック」とは「在庫」のことで、これまでに整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。
共助	地域コミュニティなど近隣で互いに助けあうこと。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
緊急輸送道路	災害時において、人命の救助や生活物資・資機材等の広域な緊急輸送を円滑に行うため、主要幹線道路及びこれら幹線道路と防災上重要な拠点を結ぶ道路。
グループホーム (障害者向け)	障害者に対して、主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談や入浴、食事等の介護などの日常生活上の援助を行う施設。
グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
刑法犯認知件数	凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯など刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。)及び爆発物取締罰則など13の特別法の罪について、警察においてその発生を認知した件数。
激甚化	被害の規模や範囲などが極めて大きく激しくなること。
健康寿命	心身ともに自立し、日常生活が制限されることなく健康的に生活できる期間。
公共空間	「パブリックスペース」のこと。個人に属さない公の空間。 公的に整備された空間でなくとも、一般的に開放されている公共性の高い空間も含まれる。
公共交通不便地域	鉄道駅から半径700m以遠、バス停から半径300m以遠の地域。
耕作放棄地	過去1年以上耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。
高次都市機能	日常生活を営む上で必要な機能を越えた質の高い商業、業務、情報、教育、文化などの都市的サービスを提供する機能。
公助	行政による支援のこと。
交流人口	通勤、通学及び観光、レジャー等を目的にその地域を訪れる人々のこと。
国勢調査	国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施される、国の最も重要な統計調査のこと。
互助	互いに抱える課題を解決しあうこと。
固定的性別役割分 担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
混住化	農家・非農家が混在していること。
コンベンション	政府や学術団体、協会、民間の各種団体などが主催となり、国内外から参加者を集めて行われる大型の会議のこと。
災害ハザードエリア	土砂災害や洪水、津波、火山噴火等の自然災害に対して、被害が予測される区域のこと。 例えば、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンや浸水想定区域等の災害イエローゾーンのこと。
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
サプライチェーン	原材料の生産から、調達、製造、販売まで、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。
自主防災組織	災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている。
自助	自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。
史跡(国指定史跡)	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡の中で、我が国にとって歴史上又は学術上価値が高いもののうち特に重要なものとして、文化財保護法によって指定されたもの。
次世代型行政サービス	行政のデジタル化やデータ活用を通じて民間の取組を活性化させ、新たな民間ビジネスを呼び起こすとともに、民間の知恵と技術を活用した、より効率的で質の高い公的サービス。
事前防災	想定される災害による被害の発生を未然に防止し、あるいは最小限に抑えるため、事前に対策を講じること。
持続可能	自然資源消費や環境汚染が適正に管理され、経済活動や福祉の水準が長期的に維持可能なこと。
自転車分担率	自転車のトリップ数(人が目的をもって地点から地点へ移動する単位)が、全交通手段のトリップ数に占める割合。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う厚生労働大臣から委嘱された人であり、民生委員を兼ねている。
児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設。
住宅セーフティネット	住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な人(世帯)が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

用語	解説文
集団的教育	集団での活動を通じて、人との関わりを深め、互いに思いやりが持てるようにするとともに様々な経験を共有することにより社会性や心身の発達を促す教育。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務などの都市機能の集積や公共交通などを生かした集約拠点の形成などにより、コンパクトな市街地を形成した都市構造のこと。
出生率(合計特殊出生率)	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。
受動喫煙	喫煙していない人が、喫煙により生じた有害物質を含む煙(タバコを吸う人が吐いた煙と、火のついたタバコの中から立ち上る「副流煙」)を吸入すること。
循環型社会	廃棄物等の発生抑制・資源活用・適正処理によって実現される、天然資源の消費が少なく、環境への負荷ができる限り軽減された社会。
循環資源	廃棄物等のうち、金属くずや古紙類、廃プラスチック等のような再利用できる資源のこと。
浚渫(しゅんせつ)	排水路などの流れをよくするために、底を浚(さら)って、土砂などを取り除くこと。
浄化槽(合併処理・単独処理)	浄化槽は、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設。 合併処理浄化槽とは、し尿(トイレ排水)とともに生活排水(台所、風呂、洗面所、洗濯排水など)も併せて処理する浄化槽。 単独処理浄化槽とは、し尿だけを処理する浄化槽。
消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動。
消費者市民社会	消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会。
常備消防	市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している組織のこと。
情報格差	コンピュータやインターネット等の情報通信技術を利用したり、使いこなしたりできる人とそうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位等の格差のこと。デジタルデバイドともいう。
情報化社会	物や資本などに代わって知識や情報に価値が置かれ、情報の生産・収集・伝達・処理を中心として社会・経済が発展していく社会のこと。
情報セキュリティ	情報の「機密性」、「完全性」、「可用性」を維持すること。「機密性」とは、許可されていない者に対して、情報を使用不可又は非公開にすること。「完全性」とは、情報資産の正確さ及び完全さを保護すること。「可用性」とは、許可された者が要求したときに、アクセス及び使用が可能であること。
消防団	専任の消防職員が勤務する消防署とは異なり、他に本業を持ちながらも火災・風水害・震災時等に消防活動等を行う消防団員で構成された、非常備消防機関のこと。
情報通信技術(ICT)	Information and Communication Technology の略で、従来から使われている「IT」(情報技術)に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
情報モラル	情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、全ての国民が身に付けておくべき考え方や態度のこと。
初期救急医療	入院や手術を伴わないけがやかぜ、子どもの熱発などの比較的軽症の患者を診察する、在宅当番医や夜間・休日急病診療所などの救急医療施設のこと。
食料自給率	我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標。
シンボルゾーン	眉山からJR徳島駅前までの直線的区域のこと。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、ストレス、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に關与する疾患群のことで、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症などが含まれるとされている。
生活排水	家庭や事務所などで使用され排出される水のこと。トイレからのし尿排水と炊事や洗濯、風呂などからの生活雑排水に分けられる。
政策医療	国が医療政策として担うべき医療(がん、成育医療、災害医療等)であると厚生労働省が定めているもの。

用語	解説文
生産年齢人口	生産活動の中心となる年齢の層のことで、15歳以上65歳未満の人口が該当する。
性的少数者	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルやトランスジェンダーなど、性自認が生まれた時の身体的な性別と異なっていたり、性的指向が異性愛ではない人々のこと。
世界金融危機	平成19年のアメリカの住宅バブル崩壊から連鎖的に発生した平成20年のアメリカ大手投資銀行の破たんを契機として、世界的に広がった金融危機のこと。
選択と集中	従来 of 延長線上の取組にとどまることなく、真に必要なかつ効果的な分野へ政策資源の選択と集中を進めること。
相互扶助	社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。互助ともいう。
待機児童	保育施設の利用申込児童のうち、保護者の私的な理由により特定施設のみを希望している場合などを除き、希望施設やその周辺施設等の定員が超えているなどの理由で入所ができない状態にある児童。
体験型観光	従来の物見遊山的な観光に対して、その地域でしか体験できない要素を取り入れた旅行の形態を示すもの。
ダイバーシティ	性別、人種、国籍、宗教、年齢、学歴、職歴など、人に違いをもたらすあらゆる面で多様な人材を積極的に活用しようという考え方。
脱炭素社会	二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。
団塊の世代(ジュニア)	昭和22年(1947)から昭和24年(1949)ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。「団塊の世代」の次世代に当たる、昭和46年(1971)から昭和49年(1974)生まれの人たちは「団塊ジュニア」とも呼ばれる。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
地域医療構想	地域における病床の機能の分化及び連携を推進するため、医療需要を含む将来の医療提供体制に関する構想。
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。
地域資源	特定の地域に存在する特徴的なもので、資源として活用可能なものの総称。自然資源だけでなく、人や文化的なものなども含まれる。
地域自主運行バス	公共交通不便地域の減少に向けて、地域住民等が主体となって運営するバスで、その運行を行政が支援するもの。
地域自治	地域のことを、地域住民自らが考え、決定し、行動すること。
地域包括ケアシステム	「要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で、人生の最後まで自分らしい生活を送りたい」と望む人が、医療や介護などの必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように地域ぐるみで支えるための仕組み・体制。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。
地産地消	地域生産・地域消費の略で、地域で生産された農林水産物をその地域内で消費すること。
地方創生	第2次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。
中央構造線・活断層地震	大陸プレートの下に海洋プレートが沈み込むことに伴い、ひずみが大陸プレート内にも蓄えられ、比較的浅いところで断層運動が生じて発生する内陸型の地震。
中小・零細企業	中小企業基本法における定義は、製造業の場合、従業員300人以下又は資本金3億円以下の企業であるが、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがある。「零細企業」は、本来は中小企業に含まれる概念だが、施策30(82P)では小規模な事業者も施策の対象として含まれることを明確にするため、「中小・零細企業」と表現している。
中心市街地	商業や行政等の機能が充実し、都市の中心となる地域のこと。本市では、事業の性質により適切な区域を対象にして取組を推進している。
長寿命化	老朽化した建物やインフラ等について、物理的な不具合を直して耐久性を高めたり、持っている機能を求められる水準まで引き上げたりすること。
津波浸水想定	最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域と浸水深を表したもの。避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではない。
津波避難計画	地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの間において、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画。
津波避難ビル	鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物のうち、一定の条件を満たしているものについて、津波発生時の一時的な避難場所として、建物の所有者又は管理者の承諾を得て、本市が指定した建物。

用語	解説文
定住人口	その地域に住んでいる人々のこと。
データヘルス計画	レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画である。第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)は、平成30年度から令和5年度までとし、生活習慣病対策等による被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的としている。
適応指導推進施設	不登校状態にある児童生徒に対する指導及び援助や、不登校問題に関する教育相談・調査研究・教育関係職員の研修等により、不登校問題の解決を図る施設。
デジタル人材	ICT等の専門的な知識を活用し、課題の解決が行える人材のこと。
テレワーク	ICTを活用した、場所や時間に捕らわれない柔軟な働き方のこと。
東京一極集中	日本において、政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が首都圏(特に東京都)に集中している状況のこと。
特定健康診査	40歳以上75歳未満の人を対象に行う糖尿病等の生活習慣病に関する保険者が実施する健康診査で、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病のリスクを検査するもの。
特別支援教育	障害のある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
都市空間と畜頭数	市民が暮らし、働き、学び、楽しむなど、様々な活動の場となる都市の空間の集合。 食肉用に解体された家畜の数。
内水氾濫	市街地などに降った雨が下水管や排水路の雨水処理能力を超えた際や、雨で川の水位が上昇して市街地などの水を川に排出することができなくなった際に、市街地などに水が溢れてしまう浸水害のこと。
南海トラフ地震	南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。
日EU・EPA	品目数ベースでEU側の関税の約99%を撤廃、日本側の関税の約94%を撤廃し、双方の市場アクセスを格段に改善する先進的な経済連携協定。
日米FTA(日米貿易協定)	日米両国の2国間貿易を強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するために、一定の農産品と工業品の関税を撤廃または削減する貿易協定。
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの子ども。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。
認定こども園	就学前の子どもにも教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。
バイオマス資源	主に木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトン等から生成される持続的な再生可能な生物資源のこと。
働き方改革	働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革。
発達障害	発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。
パブリックスペース	「公共空間」のこと。個人に属さない公の空間。 公的に整備された空間でなくとも、一般的に開放されている公共性の高い空間も含まれる。
バリアフリー	障害者や高齢者が生活していく上での障壁を取り除こうという考え方のこと。段差等の物理的障壁の除去だけでなく、より広い意味で障害者や高齢者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去していくことにも用いられる。
パンデミック	地理的に広い範囲の世界的流行及び非常に多くの数の感染者や患者を発生する流行を意味する言葉。
ビジネスモデル	企業が行っている事業活動、もしくはこれからの事業構想を表現するモデルのこと。
非正規雇用	正社員としての雇用形態以外で働く形態を指す。具体的には、契約社員、嘱託社員、準社員、臨時社員、季節社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員、請負社員等が非正規社員に当たる。
避難行動要支援者	災害対策基本法で「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。
付加価値額	企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できる。 付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課 費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

用語	解説文
複合災害	2つ以上の災害が、ほぼ同時期または復旧中に発生すること。被害が深刻化し、復旧が長期化するおそれがある。複合災害として組み合わせられる可能性がある災害としては、地震、火災、津波、台風、土砂崩れ、感染症などが挙げられる。
プラットフォーム	関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能にする枠組みのこと。
ブランド化	他の商品と差別化することを意図した名称やデザイン等のこと。ブランド化により競争力の強化が期待される。
文化財	我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的歴史財産。
文化財の指定・登録	文化財の保護を目的に、国や都道府県、市町村ごとにおいて特に重要と思われるものを文化財指定する制度で、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物などの種別に分かれる。文化財の登録(国登録のみ)は、指定に比べて緩やかな保護措置を講じることにより、指定制度を補完する制度。
ハイトスピーチ	特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動。
防火・防災リーダー	平常時は、地域の防火・防災活動の推進役として、広報活動や訓練の企画を行い、災害発生時には、地域活動の中核で指導的な役割を担う人を指し、具体的には、自主防災組織のリーダーや市民防災指導員等をいう。 また、企業や団体等においては、災害発生時の消火・避難誘導等の指揮者を指し、具体的には企業等の自衛消防隊の隊長をいう。
水防災意識社会	行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会のこと。
民間活力	民間企業の持つ資金力や事業能力、ノウハウなど。
民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める厚生労働大臣から委嘱された人であり、児童委員を兼ねている。
無電柱化	都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容すること。
メタボリックシンドローム	「内臓脂肪症候群」ともいわれ、内臓脂肪型肥満に加え、軽度でも高血糖・高血圧・脂質異常症などの動脈硬化の危険因子を2つ以上合わせ持っている状態をいう。
有用金属	小型電気電子機器に含まれる金、銀、銅やレアメタル等の金属のこと。
要介護状態	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態。
予防保全	施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。
ライフサイクル	製品が開発され、発展普及し、衰退する一連の過程のこと。
ライフステージ	人間の一生における乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
リモートワーク	会社から離れた場所で働くこと。
倫理的消費(エシカル消費)	地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。
六次産業化	1次(生産)、2次(加工)、3次(販売)を掛け合わせて6次になるという造語であり、農林水産業者が生産だけでなく、1次産品に付加価値を付け、直接消費者に提供するトータル産業を行うこと。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のことで、仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされる。
ワイズスペンディング	政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換すること。